

# 目 次

## 第 1 号 ( 1 2 月 1 5 日 )

議 事 日 程 .....	1
出 席 議 員 .....	1
欠 席 議 員 .....	1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	1
議会事務局出席職員 .....	1
開会宣告・開議宣告 .....	2
諸 般 の 報 告 .....	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2
日程第 2 会期決定の件 .....	2
日程第 3 行 政 報 告 .....	2
日程第 4 報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告の件 .....	5
日程第 5 報告第 2 号 町内行政調査報告の件 .....	5
日程第 6 報告第 3 号 議員派遣結果報告の件 .....	6
日程第 7 町の一般行政について質問 .....	6
2 番 村 上 和 子 君 .....	6
1 新年度予算編成の過程に、町民参画での事業仕分けをしてはどうか	
2 通学区域を撤廃し、保護者の希望により学校を選択できないか	
3 来春、上富良野高校卒業予定者の就職内定の状況は	
1 2 番 佐 川 典 子 君 .....	1 2
1 情報公開制度にもとづくホームページの充実について	
2 まちづくりにおけるボランティアの重要性について	
3 わが町の環境教育の現況と実行計画について	
6 番 今 村 辰 義 君 .....	1 8
1 定住・移住施策のためにも税・使用料の改善や P R を	
7 番 一 色 美 秀 君 .....	2 1
1 障がい者支援事業について	
2 空き店舗対策について	
9 番 中 村 有 秀 君 .....	2 4
1 非常勤消防団員の年額報酬及び出動手当について	
5 番 米 沢 義 英 君 .....	3 1
1 障がい者の就労支援について	
2 町内循環バスの運営について	
3 病児・病後児保育について	
4 住宅の新築や改修時の補助制度について	
5 予算編成について	
6 雇用の確保について	
1 1 番 渡 部 洋 己 君 .....	3 9
1 上富良野町においても「事業仕分け」を考えては	
2 「高齢者事業団」の今後の運営について	
散 会 宣 告 .....	4 2

# 目 次

## 第 2 号 ( 1 2 月 1 6 日 )

議 事 日 程 .....	4 5
出 席 議 員 .....	4 5
欠 席 議 員 .....	4 5
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	4 5
議会事務局出席職員 .....	4 6
開 議 宣 告 .....	4 7
諸 般 の 報 告 .....	4 7
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	4 7
日程第 2 議案第 1 号 平成 2 1 年度上富良野町一般会計補正予算 ( 第 6 号 ) .....	4 7
日程第 3 議案第 2 号 平成 2 1 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	5 0
日程第 4 議案第 3 号 平成 2 1 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	5 1
日程第 5 議案第 4 号 平成 2 1 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	5 2
日程第 6 議案第 5 号 平成 2 1 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	5 2
日程第 7 議案第 6 号 平成 2 1 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	5 3
日程第 8 議案第 7 号 平成 2 1 年度上富良野町水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	5 4
日程第 9 議案第 8 号 平成 2 1 年度上富良野町病院事業会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	5 4
日程第 1 0 議案第 9 号 上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 .....	5 6
日程第 1 1 議案第 1 0 号 上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 .....	5 7
日程第 1 2 議案第 1 1 号 上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例 .....	5 8
日程第 1 3 議案第 1 2 号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について .....	5 9
日程第 1 4 議案第 1 3 号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について .....	5 9
日程第 1 5 議案第 1 4 号 見晴台公園の指定管理者の指定について .....	6 0
日程第 1 6 議案第 1 5 号 南部地区土砂流出対策工事 ( ベベルイ川 ) ( H 2 0 国債 ) 請負契約変更の件 .....	6 5
日程第 1 7 議案第 1 6 号 北 2 4 号排水路支線整備工事 ( H 2 0 国債 ) 請負契約変更の件 .....	6 6
日程第 1 8 議案第 1 7 号 ヌッカクシ富良野川支流整備工事請負契約変更の件 .....	6 6
日程第 1 9 議案第 1 8 号 北 2 4 号排水路支線整備工事 ( H 2 1 国債 ) 請負契約締結の件 .....	6 7
日程第 2 0 認定第 1 号 平成 2 1 年第 3 回定例会付託 .....	6 7
議案第 4 号 平成 2 0 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	
日程第 2 1 認定第 2 号 平成 2 1 年第 3 回定例会付託 .....	6 7
議案第 5 号 平成 2 0 年度上富良野町企業会計決算認定の件	
日程第 2 2 発議案第 1 号 サンプルダム本体工事凍結解除を求める意見の件 .....	6 8
日程第 2 3 閉会中の継続調査申出の件 .....	7 1



## 第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成 2 1 年度上富良野町一般会計補正予算（第 6 号）	12月16日	原 案 可 決
2	平成 2 1 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	12月16日	原 案 可 決
3	平成 2 1 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	12月16日	原 案 可 決
4	平成 2 1 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	12月16日	原 案 可 決
5	平成 2 1 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	12月16日	原 案 可 決
6	平成 2 1 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 2 号）	12月16日	原 案 可 決
7	平成 2 1 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 2 号）	12月16日	原 案 可 決
8	平成 2 1 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 3 号）	12月16日	原 案 可 決
9	上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	12月16日	原 案 可 決
1 0	上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	12月16日	原 案 可 決
1 1	上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例	12月16日	原 案 可 決
1 2	北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について	12月16日	原 案 可 決
1 3	北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	12月16日	原 案 可 決
1 4	見晴台公園の指定管理者の指定について	12月16日	原 案 可 決
1 5	南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H 2 0 国債）請負契約変更の件	12月16日	原 案 可 決
1 6	北 2 4 号排水路支線整備工事（H 2 0 国債）請負契約変更の件	12月16日	原 案 可 決
1 7	ヌッカクシ富良野川支流整備工事請負契約変更の件	12月16日	原 案 可 決
1 8	北 2 4 号排水路支線整備工事（H 2 1 国債）請負契約締結の件	12月16日	原 案 可 決
	認 定		
1	平成 2 1 年第 3 回定例会付託 議案第 4 号 平成 2 0 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	12月16日	認 定 可 決
2	平成 2 1 年第 3 回定例会付託 議案第 5 号 平成 2 0 年度上富良野町企業会計決算認定の件	12月16日	認 定 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	行政報告	12月15日	
	町の一般行政について質問	12月15日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	12月15日	報 告
2	町内行政調査報告の件	12月15日	報 告
3	議員派遣結果報告の件	12月15日	報 告
	発 議		
1	サンルダム本体工事凍結解除を求める意見の件	12月16日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	12月16日	原 案 可 決

平成 2 1 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 12月15日～16日 2日間
- 第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
- 第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件  
代表監査委員 高口 勤 君
- 第 5 報告第 2号 町内行政調査報告の件
- 第 6 報告第 3号 議員派遣結果報告の件
- 第 7 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

- |     |          |     |         |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番  | 岡本 康裕 君  | 2番  | 村上 和子 君 |
| 3番  | 岩田 浩志 君  | 4番  | 谷 忠 君   |
| 5番  | 米沢 義英 君  | 6番  | 今村 辰義 君 |
| 7番  | 一色 美秀 君  | 8番  | 岩崎 治男 君 |
| 9番  | 中村 有秀 君  | 10番 | 和田 昭彦 君 |
| 11番 | 渡部 洋己 君  | 12番 | 佐川 典子 君 |
| 13番 | 長谷川 徳行 君 | 14番 | 西村 昭教 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |           |         |            |         |
|-----------|---------|------------|---------|
| 町 長       | 向山 富夫 君 | 副 町 長      | 田浦 孝道 君 |
| 教 育 長     | 北川 雅一 君 | 代表監査委員     | 高口 勤 君  |
| 教育委員会委員長  | 増田 修一 君 | 農業委員会会長    | 中瀬 実 君  |
| 会計管理者     | 新井 久己 君 | 総務課長       | 服部 久和 君 |
| 産業振興課長    | 伊藤 芳昭 君 | 保健福祉課長     | 岡崎 光良 君 |
| 健康づくり担当課長 | 岡崎 智子 君 | 町民生活課長     | 田中 利幸 君 |
| 建設水道課長    | 北向 一博 君 | 技術審査担当課長   | 松本 隆二 君 |
| 公園整備担当課長  | 菊地 昭男 君 | 農業委員会事務局長  | 菊池 哲雄 君 |
| 教育振興課長    | 前田 満 君  | ラベンダーハイツ所長 | 大場 富蔵 君 |
| 町立病院事務長   | 松田 宏二 君 |            |         |

議会事務局出席職員

- |     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 局 長 | 中田 繁利 君 | 主 査 | 深山 悟 君 |
| 主 査 | 遊佐 早苗 君 |     |        |

午前 8時59分 開会  
(出席議員 14名)

#### 開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成21年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、12月11日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営について、11月19日及び12月9日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議し、その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号から議案第18号までの18件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号の1件であります。

各常任委員会合同の町内行政調査の報告がありました。

議会運営委員長から、議員派遣結果の報告がありました。

決算特別委員長から、平成21年第3回定例会において付託された議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件についての審査の報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告(平成21年12月定例町議会)と、平成21年度建設工事発注状況をお配りいたしましたので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外6名の議員から、一般質問の通告がありました。その要旨は、本日、お手元にお配りしたとおりであり、あら

かじめ執行機関に質問内容を通告いたしております。

また、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

今期定例会までに受理いたしました陳情・要望の件数は2件であり、その内容は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 中村有秀君

10番 和田昭彦君

を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月16日までの2日間と決しました。

#### 日程第3 行政報告

議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありましたので、発言を許します。

町長向山富夫君。

町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例町議会以降における町



政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、平成21年度の町表彰式についてですが、菅野學名誉町民を初め多くの皆様の御列席をいただき、11月3日に挙行いたしました。町の関係では、尾岸孝雄前町長へ自治功労表彰を贈らせていただきましたほか、社会貢献賞2名、善行表彰2名、勤続表彰12名、国民健康保険優良家庭3名の表彰と感謝状を2名、1団体へ贈らせていただきました。

教育委員会関係では、文化賞1名、文化奨励賞1団体、スポーツ功労賞3名、スポーツ奨励賞12名、6団体の表彰をさせていただいたところであります。

また、国の栄典関係では、11月3日発令の危険業務従事者叙勲において、防衛功労として瑞宝双光章に菅野誠一氏、黒柳栄二氏、菅原文夫氏、森則男氏が、瑞宝単光章に金曾敏彰氏、田口千代仕氏、小川吉明氏、西島豊氏が、それぞれ受章されました。また、このほかの表彰関係では、人権擁護委員功績として、佐々木幸子氏が法務大臣表彰を受賞されました。

さらに過日、尾岸孝雄氏が自治功労として、北海道社会貢献賞を受賞されました。

受章されました皆様の御功績に対し、衷心より敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝を御祈念申し上げますところであります。

次に、全国町村長大会とふるさと会等についてですが、11月18日に全国町村長大会に出席してまいりましたほか、上京中に東京ふらの会総会が開催され、沿線市町村長とともに出席をしてまいりました。また、ふるさと会関係では、3年に1度の東京上富良野会総会が10月31日に東京で、札幌上富良野会総会が10月23日に札幌でそれぞれ開催され、多くの当町にゆかりのある方々とお会いし、有意義な時間を過ごさせていただいたところであります。御協力いただきました関係者の皆様に、改めてお礼を申し上げます。

次に、防災関係であります。防災アドバイザー事業として、去る11月27日に防災講演会を、保健福祉総合センターで開催しました。当日は、講師に岡田弘北海道大学名誉教授を迎え、「火の山と共に…映像でみる十勝岳の噴火予知と減災」についてと題し、1988年から1989年の十勝岳噴火当時の経験談などを織り交ぜて講演していただきました。町民の方々や駐屯地を初めとします防災関係機関の関係者等、約150人が熱心に受講されたところであります。

また、11月20日には防災冊子（洪水浸水想定図）作成に伴います住民会長説明会を開催いたしま

した。これは近年、全国的に集中豪雨災害が多いことから、国において「指定した河川がはんらんした場合に想定される浸水想定区域を都道府県知事が指定し、市町村はその区域を住民へ周知する」よう平成17年に水防法が改正され、昨年、北海道が指定した河川の浸水想定区域を地域住民へお知らせするために、本年度予算で洪水ハザードマップ作成にあわせ、防災情報を盛り込んだ防災冊子の原案がまとまったことから、その原案を住民会長へ説明し、御意見をいただいたものであります。いただいた御意見をもとに来年3月までに作成し、町民の皆様へ配布する予定であります。

次に、自衛隊関係であります。9月27日に地元の多田弾薬支処創立53周年記念式典とともに、10月10日第2後方支援連隊創立21周年記念行事、10月17日北海道殉職隊員追悼式及び北部方面音楽まつり、翌18日には北部方面隊創隊57周年記念行事に出席してまいりました。

また、11月23日には地元駐屯地の音楽隊創隊50周年記念演奏会と記念祝賀会が当町で開催され、多くの町民の皆様とお祝いしたところであります。

12月9日には、東千歳駐屯地で実施された日米共同指揮所演習を視察してまいりました。

要望関係では、10月15日に富良野地方自衛隊協力会構成の各市町村長の役員とともに、上富良野駐屯地の現状規模堅持及び演習場拡張整備に関する要望を地元の上富良野駐屯地を初め、第2師団に行ってまいりました。

11月16日には、北部方面総監、北海道防衛局に対して行い、翌17日に防衛省内局及び陸上幕僚監部並びに関係国会議員へ要望してまいりました。

関連して、11月6日に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の役員とともに、北海道の自衛隊体制維持を求める要望とあわせて、平成22年度防衛予算要求に係る要望を防衛省、財務省並びに関係国会議員に対し行ってまいりました。

また、防衛施設周辺整備事業など、基地関係予算に係る要望を11月26日、北海道基地協議会として構成の各市町村長とともに、防衛省、総務省、財務省並びに国会議員に対して行ってまいりました。

次に、新型インフルエンザ対策についてですが、富良野保健所管内においても10月に入ってから、子供を中心に感染が一気に拡大していましたが、その後、下降線をたどってきております。しかし、11月末の定点医療機関報告によると、受診数が微増になっており、依然、警報は発令されていることから、今後も継続して蔓延防止及び適切な受診療養法等の啓発を進めてまいります。あわせまし

て、11月より開始された優先接種対象者への予防接種が適切に行われるよう、受託医療機関と緊密な連携を図り、住民周知の徹底を図ってまいります。

次に、自治基本条例の推進についてであります。自治基本条例の基本理念であります協働のまちづくりの実践に向けて、町民・議員・町職員で構成します「協働のまちづくり推進準備委員会」を6月25日に設置し、「協働のまちづくり基本指針（仮称）」であります。素案の作成に向けて、これまで11回の会議を重ねたところであります。さらには、職員用の行動指針となる「町民参画による協働のまちづくり行動指針」策定に向けて、町職員による庁内検討委員会を設置し、6月4日からこれまで10回の会議を重ねたところであります。

また、自治基本条例の中学生・高校生に対する説明については、東中中学校において授業教科の一環として、条例の内容及び協働のまちづくりの必要性について説明したところであります。今後におきましても、上富良野中学校及び上富良野高等学校にも実施できるよう日程を調整し、幅広い世代への浸透に努めてまいります。

次に、クリーンセンターのダイオキシン類の測定結果についてであります。クリーンセンター焼却施設において、年2回実施しておりますダイオキシン類の測定について、10月に2回目の測定を行った結果、A系が0.055ナノグラム、B系は0.000068ナノグラムでありましたので、御報告をいたします。

今回の結果におきましても、A系・B系ともに町独自の基準値である5ナノグラムを大きく下回る測定結果となりました。施設の運営上、問題となる状況ではありませんが、今後とも管理運営には万全を期してまいります。

次に、ごみの分別啓蒙事業についてであります。6月4日から10月2日までの約4カ月間にわたり、国の緊急雇用創出推進事業を活用いたしまして、ごみ分別啓蒙指導員2名を雇用して、町内ごみ集積場400カ所の巡回指導及び町民への啓蒙・啓発活動、不法投棄等の監視業務を実施した結果、約2割程度のレッドシールの減少が見られるなど、分別に対する町民の意識向上に、大きな成果を得ることができたところであります。ごみの分別につきましては、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、環境への意識啓蒙を進め、ごみの減量化に努めてまいります。

また、不燃ごみ指定袋の切り替えについてであります。平成18年10月の処理料金改定時から、これまで料金の差額分をシール貼付していただくようお願いしておりましたが、このたび旧料金の指定

袋の在庫が少なくなったことから、新しい指定袋を11月から販売しております。これに伴いまして、家庭に残っている古い指定袋と、差額シールの買い取り販売事務を役場においても行えるよう条例改正して、11月2日から役場窓口で指定袋と差額シールなどの買い取り販売事務を実施するとともに、町民の皆様の利便性を図るため、11月の各日曜日に臨時販売所を3回開設して、53名の方々に御利用をいただきました。今後におきましても、町民の皆様にお知らせしながら、来年3月まで買い取り販売窓口を開設する予定であります。

次に、交通安全対策についてであります。長年要望しておりました道道吹上・上富良野線と町道東2線道路交差点に信号機が新設され、11月13日から稼働いたしました。今後とも適切な交通安全対策が図られるよう、関係機関等へ働きかけるとともに、交通安全対策の推進に取り組んでまいります。

次に、農業関係であります。報道等で既に御承知のとおり、今年は夏の天候不順が大きく影響し、作物の種類を問わず収量減や品質の低下など、大きな農業被害を招く結果となりました。特に、主要作物である米や麦類を中心に大きな被害が確認されており、本町の農業に与える影響は、大変深刻であると認識をしているところであります。

町といたしましては、今回大きな被害を受けられた農業者の方々に対しまして、来年以降の農業経営が安定的に継続できるよう今定例会に補正予算を計上して、その対応に当たりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、観光関係であります。富良野・美瑛広域観光推進協議会で進めております上海・北京招聘事業の一環として、11月9日から11月13日の5日間、沿線各自治体代表者、観光協会、さらには観光事業にかかわる民間事業者の方々とともに、中国・上海・北京へ赴き、招聘活動を行ってまいりました。

今回の活動では、上富良野町観光大使であります王思椒氏の御尽力により、上海市旅遊局への表敬訪問、現地エージェントを招いての観光セミナーや商談会、さらには温泉やスキーを初め、富良野・美瑛エリアの魅力を紹介する各市町村長のプレゼンテーションなど、多様な現地関係者の皆様を対象に、招聘活動を展開することができました。

また、「中国経済の発展、富裕層への観光ビザ解禁によって、個人での海外観光がますます増加する傾向にあり、加えて富良野・美瑛地方がテレビなどのメディアでも紹介される機会がふえ、それに伴い北海道人気が高くなってきている」との現地情報も得まして、今後の広域観光振興に大きな手ごたえを

感じたところであります。

次に、ラベンダーハイツ関係についてであります。特養の11月末現在の入所状況につきましては、50床満床ではありませんが、本年度は入院される方が多いことから、実利用率が8カ月間の平均で90.8%と、例年になく低下しているところであります。なお、入所申し込みの待機状況につきましては、早期に入所を希望されている町内の方は、16名となっている状況であります。

ショートステイについては、特養入所者の入院中の空床も利用できるよう上川支庁の承認を受け、急な利用希望にも受け入れができるよう8月1日から改善を図ったところであります。

デイサービスについては、4月から利用定員を20名から25名にするよう運営規程を改正し、スタッフ体制の強化、利用者の送迎方法の見直し等により、受け入れ増に取り組んでいるところであります。

次に、町総合文化祭についてであります。10月31日から11月3日までの4日間、社会教育総合センターと保健福祉総合センターを会場に開催しました。今回の文化祭は、町民コンサート、芸能発表等に39団体の参加と1,491点の展示をいただき、期間中約3,100名の方々に御来場をいただき、盛会のうちに終了することができました。今後も町内の文化愛好者及び団体の自主的な発表の場として開催してまいりたいと考えております。

次に、吹奏楽部全国大会出場についてであります。上富良野中学校の吹奏楽部は、10月10日に札幌市で開催された第9回東日本吹奏楽大会に3年連続の出場を果たし、金賞を受賞したところであります。この成果については、文化祭における町民コンサートにも参加いただき、多くの町民の皆様の前で披露され、感動を与えていただいたところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、9月定例議会の報告以降に入札執行した建設工事は、12月8日現在で今定例会に上程の1件を含め件数で15件、事業費総額で3億1,963万500円となっております。本年度累計では、55件、事業費総額9億2,790万6,000円となっております。

なお、お手元に「平成21年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### 日程第4 報告第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 御報告申し上げます。

報告第1号例月現金出納検査結果報告の件。

例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成21年度8月分から10月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページに添付してありますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

#### 日程第5 報告第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読させます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 町内行政調査報告の件を朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成21年第3回定例会において議決されました町内行政調査について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。総務産建常任委員長岩田浩志。厚生文教常任委員長谷忠。

記。1、調査の経過。

平成21年10月2日、全議員による合同調査項目である町内行政調査として、町内公共施設等の現

況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め、調査を行った。

## 2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、14カ所の現地調査を行ったところ、その実態により今後の議会審議の資とすることとしたため、特に調査の意見は付さないこととした。

なお、調査した施設等は、次のとおりである。

1、農産物加工実習施設改修事業。2、畜産担い手育成総合整備事業。3、青シソ蒸留施設。4、東中中学校教育用コンピュータ整備事業。5、東5線道路凍雪害防止事業。6、富原運動公園グラウンド芝生改修事業。7、東町4丁目3番通り改良舗装事業。8、人道跨線橋改築事業。9、富町団地建設事業。10、島津公園整備事業。11、町道簡易舗装・水道布設替（4カ所）

以上で報告とさせていただきます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって町内行政調査の報告を終わります。

## 日程第6 報告第3号

議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号議員派遣結果報告の件について報告を求めます。

議会運営委員長中村有秀君。

議会運営委員長（中村有秀君） 議員派遣結果報告書について、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成21年第3回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成21年12月10日。上富良野町議会議長西村昭教様。議会運営委員長中村有秀。

記。1、富良野沿線市町村議会議員研修会。

(1)研修の経過。

本町議会は、平成21年10月6日に、南富良野町で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に13名が参加した。

(2)研修の結果。

「富良野広域連合の串内牧場」と「ふらの農業協同組合の馬鈴薯加工施設」を視察した。

2、上川支庁管内町村議会議員研修会。

(1)研修の経過。

本町議会は、平成21年10月26日に旭川市で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に11名が参加した。

(2)研修の結果。

法政大学法学部教授廣瀬克哉氏より、「議員力検定について」の講演と、公認会計士川口明浩氏より、「公会計制度と財務書類等の公表について」の講演を聴講した。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

## 日程第7 町の一般行政について質問

議長（西村昭教君） 日程第7 町の一般行政についての質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、2番村上和子君。

2番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります3項目、4点について質問いたします。

まず1項目めは、新年度予算編成の過程に、町民参画での事業仕分けをしてはどうか、町長にお伺いいたします。

1点目、国の行政刷新会議（事業仕分け）がなされたが、上富良野町としても新年度予算について編成過程の中に、町民公募、参加して事業仕分け作業をしてはどうか。自治基本条例が策定され、協働のまちづくりを推進していく上においても透明性が図られ、協働の意欲がわいてくるものと考えているかがございますか。

2点目、国の事業仕分けによって、廃止・削減・見直し等仕分けられた項目が数多くあり、これらの中に町で実施している介護予防事業、下水道事業、放課後子どもプラン、基地周辺対策交付金等も入っているが、これらによって町として今後の事業展開の見直しと、予算編成の手法を考える必要があるのではないかと、お伺いいたします。

2項目めは、通学区域を撤廃し、保護者の希望により学校を選択できないか、教育長にお伺いいたします。

過日、東中中学校開校60周年記念式典が開かれ、全校生徒が取り組む伝統芸能、清流獅子舞が披露された。この東中中学校は、在校生が15名であるが、他の小学校・中学校の生徒数は何名になっているのか。江幌小学校は特認校となっており、通学区域は広域になっている。通学区域制度は長年改正されていないが、生徒数も減少してきている中において、通学区域を保護者の希望により、学校を選択できるようにしてはどうか。

3項目めは、来春、上富良野高校卒業予定者の就

職内定の状況はいかがでございますか。

不況のあおりを受け、来春、高校卒業予定者の就職内定率が全国では37%、過去最低という報道がありました。上富良野高校は、本年度、「就職指導の改善に関する研究指定校」に選ばれたが、富良野・美瑛地方の5高校と、どのような就職対策が話し合われたのか。地元及び他町村からの求人と就職内定状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の1項目めの事業仕分けに関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の町における事業仕分けの導入に関する御質問についてであります。事業仕分けは2002年から非営利のシンクタンク「構想日本」が行っているもので、現時点では44の自治体で実施されたと聞いております。

これは、自治体の行政サービスにおける予算事業の一つ一つについて、その事業の必要性や実施主体のあり方、予算措置額の妥当性などについて、他の自治体職員や民間人、地方議員などで構成する仕分けチームと、自治体職員が公開の場で議論し、最終的に多数決でそれぞれの事業を仕分けしていくものであり、各事業をより客観的な視点で判断していく仕組みとして、また、オープンな場において議論することで、サービスの受け手となる住民がそれぞれの事業を、より具体的に知ることができる仕組みとして、高い効果があるものと考えております。

議員の御提案では、町独自の取り組みとして、この事業仕分けの作業を町民参画で行ってはどうかとのことでありますが、行政サービスの直接の受け手となります町民の方々による予算事業の仕分け作業となると、判断・評価の客観性をいかに確保していくかといった大きな課題があり、当町の規模の町には、なじまないものと考えております。

予算決定の過程においては、議会議員各位と議論を重ねる中で、町民の方々的心声を十分に反映させ、生活実態を把握した中で、必要な事業を予算化し、御提案させていただくものと、強く受けとめているところであります。そういった意味からも、現在、政策調整会議が試行的に行っております事務事業評価について、その精度を高めるとともに、予算へ反映させていくよう検討を進めているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の今回、国が行った事業仕分けの結果に関する御質問についてであります。国の事業における仕分け作業とはいえ、地方に及ぼす影響も

少なくないものと受けとめており、今後、これらの評価結果を踏まえた中で政治判断がなされ、予算案がまとめられていくものと思いますが、その結果によっては、本町にとりまして一部軌道修正が必要な場面も生ずる可能性があります。

議員御指摘にある介護予防事業、下水道事業、放課後子どもプラン、基地周辺整備調整交付金などは、基本的には地方の自主的な判断にゆだねるべきとの方向で議論が進められ、そのような評価結果となった事業と受けとめております。

私といたしましては、地方分権が進む中で、これらの事業を含めて、みずからの判断と責任のもとに事業の予算化を進めていくことになると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の2項目めの通学区域を撤廃し、保護者の希望により学校を選択できないかとの御質問にお答え申し上げます。

最初に、上富良野町立小中学校の児童・生徒数についてお答えいたします。

平成21年10月1日現在の各小中学校の児童・生徒数は、上富良野小学校463名、上富良野西小学校156名、東小中学校17名、江幌小学校15名、上富良野中学校332名、東中中学校15名、合計998名となっております。

次に、通学区域を保護者の希望により、学校を選択できるようにしてはとの御質問にお答え申し上げます。

本町の通学区域は、学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村が設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」と規定されております。これに基づいて、上富良野町立小中学校通学区域規則の中で、就学する小中学校生は、住んでいる地域により、それぞれ就学校として指定しているところであります。このことから、学校を選択することはできないことをまず御理解を賜りたいと存じます。

しかしながら、区域外の就学については、学校教育法施行令第9条で市町村教育委員会へ届け出て承諾を得るという例外規定があり、国において、その基準が示されております。この基準に沿って、町内における「通学区域外通学変更申請の審査基準」を設けて、区域外の就学について対応している状況でございます。なお、近年、その基準ができる限り児童・生徒や保護者の意に沿った通学区域外通学ができるよう、基準が緩和されてきている状況にありますので、このことを申し上げ、答弁いたします。

次に、3項目めの来春、上富良野高等学校卒業予

定者の就職内定の状況についての御質問にお答えいたします。

今年度、上富良野高校においては、就職指導の改善・充実を図るため、効果的な求人開拓のあり方等について実践的な調査・研究を行うため、議員発言のように、「就職指導の改善に関する研究指定校」の指定を受け、生徒の就職希望の把握とそれを踏まえた求人の開拓のほか、ハローワークと連携した求人情報の収集、また進路だよりの発行や講演会等の開催などを通じ、生徒へ就職情報を提供してきたようであります。

また、富良野・美瑛地方の5校で構成する富良野地区進路指導担当者連絡協議会で、これまで2回、各校で進路指導の状況と課題などが話し合われております。今後の対応策については、上川教育局の進路相談員と連携するとともに、各校が情報交換を行い、互いに知恵を出し合い、就職指導の改善を図り、生徒の進路実現に向けて、少しでもよい結果を生むようにと確認がされたようで、今後、2回ほど会議が開催される予定だと伺っております。

こうした中、上富良野高校においては、現在、22名の卒業予定者のうち15名が就職希望者で、うち3名が内定、残り12名が、いまだ内定が得られていない状況にあります。複数の企業を受験している生徒もおられると、お話を伺っております。

また、地元の求人率であります、人数でお答えさせていただきます。12月1日現在、上富良野高校への求人件数は、町内企業から、1件のみという大変厳しい状況にあります。近隣市町における求人状況についても、富良野市18件、中富良野町2件、旭川市82件、美瑛町3件となっており、管内的にも極めて厳しい求人状況になっております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 1項目めの町民参画での事業仕分けの件のところでございますけれども、第5次総合計画実施計画の中で、平成23年度までの事業計画が一応できていまして、私もいただいて持っておりますけれども、そういったことでなじまないと言われてるところかと思っておりますけれども、町村の規模に関係なく、やる気があれば、私はできることだと考えております。

それで何といいましても、ことしは自治基本条例が制定されましたので、この中に第3章町民の権利義務とありまして、町民はまちづくりの主体として町の仕事にかかわる意志の決定、実施及び評価に参画するとともに、まちづくりに等しく参画する権利を有しと書かれております。何か町としては町民の

判断とか、評価の客観性を心配されていらっしゃるようすけれども、もっと住民を信頼すべきだと思いますよ。やっぱり意見をお寄せくださいとかということも結構ありましたり、予算決定後、いろいろ広報等を通じて開示をしておりますけれども、こういう状態であればあるほど住民参画をしてもらって、住民の意見を全部すべて取り上げることはできないかもしれませんが、住民が参画して議論しあって決めることであれば、予算に反映ができなかったとしても住民が納得できるものと考えますし、全事業でなくて何項目か町民にかかわりのある項目を決めて、これから町民主体のまちづくりをしていくと。こういうことであれば、やっぱり町としては、この項目についてはどうかというようなところだけでも、住民参画できるのではないかと思います。

それと、また町長は、議員と議論を重ねる中で住民の声を反映させ、予算を提案するということでもありますけれども、私ども議会としましては昨年11月5日から、25住民会を対象としまして6日間、自治基本条例の町民の役割・議会の役割・町の役割とあるわけですけれども、議会の役割ということで説明をしながら、歩かせていただきました。

その中で多く出た住民の意見というのが、第3章にある町民の権利と義務というところは書いてあるのだけれども、予算編成の段階から、住民の立場としてかかわっていきけるのかどうか。そんなことにならないというのであれば、住民もかかわっていくことができるようにしてほしいと、こういうものであります。

ですから、まさに今、国のほうで公開事業ということで事業仕分けをやっているわけですけれども、町としても今までも庁舎内で、いろいろ事業仕分けをやっておられて、政策調整会議もやっておられることは承知しておりますけれども、やっぱりここで協働のまちづくりを進めていく上においても町民参画をと思っておりますけれども、その点いかがでございますでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の事業仕分け等に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、私といたしましては、国が今回行っております事業仕分けということに対しまして、その予算が決まっていくプロセスを広く国民の方々に見ただくということで、大いに評価をいただいたというふうに理解しております、その中身を評価したと、中身が全面的に評価されているということの意味合いとは若干違うような印象を持っておりまして、町の予算におきましてサービス提供を受ける

町民の方と、予算を組み立てる行政との距離感が余りにも近いがために、非常に公平性を保つということは、實際上、私はかなりハードルが高いものだと、むしろさまざまな機会を通じて、予算の決定過程をオープンにしていこう。

要するに、どのような過程を通じて、予算が提案されていくのかということを経会の皆さん方も、その中に当然参加していただいているわけですから、そういう過程を通じて、広く町民の皆さん方に興味を持っていただいて、過程をはっきり見ていただくということが、町民の皆さん方に参加意識を高めていただくまず基本になっていると。それを今回の自治基本条例の制定に合わせて、さらに推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、加えてさまざまな大きなプロジェクトを計画する過程では、委員会・審議会等も都度開かせていただいている経過がございます。あるいは住民会長さんを通じて、それぞれ住民の皆さん方の希望も集約したりと、常に私といたしましては、住民の皆さんと行政との距離感を縮めることに腐心しておりますので、事業仕分けというああいう手法が当町においては、まだハードルの高い課題だというふうに認識しておりますので、御理解賜りたいと思いません。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 事業仕分けという言葉があれかもしれないけれども、国のほうも政権が交代しましたし、国の予算の仕分けによって、やっぱり廃止・削減、私、きょう新聞全部持ってきましたけれども、こんなに削減・廃止・見送り・地方に移管ということで多くの項目が出ていまして、やっぱりこれによっては道のほうでは16事業、影響があるのだと。上富良野町も向こう3年、5年の計画を立てているのもありますし、多少やっぱり影響というのは出てくるのではないかと。こういうことでありますので、事業仕分けという言葉がちょっとあれかもしれないけれども、今、公開をしていくのだと、町長のお話です。

それで、今回は町民が参画というのはちょっとハードルが高いとおっしゃるのであれば、公開する。それぞれ予算についての議論を交わしているところを、約束をしていただければいいのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思いません。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

申し上げましたように、予算の事業が計画される段階から、町民の皆さん方に広くお知らせする手

段、今後、町のインターネットのホームページ等も充実していく計画も持っております、さまざまな場面で住民の皆さん方、町民の皆さん方、目に触れるそういう機会は提供してまいりたいと考えております。

また、冒頭お尋ねのありました事業仕分け等につきましても、今回、影響があるのかなという心配も一部の部分ではございますが、それらにつきましては、果たして国もまだ方向性を定めておりませんが、財源がそれに伴って移行されるのかどうかということも非常に現在まだ不透明でございます、もし財源も伴って移行されるということであれば、先ほど冒頭で御質問ありました事項等についても、それはその都度協議してまいりますが、今のところまだ明確な方向性がわからないという状況でございますので、前段の町の予算の策定、編成過程におけます情報公開には、極力努めてまいることといたしたいと思いません。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 公開をしていくということでございますけれども、今までの予算編成ですと、予算枠配分方式で削減目標を決めまして、それで調整会議なんかをされて優先順位とか、この仕事はどうだ、役割終わったとかとやっていたらと思うのですけれども、今回、国の事業仕分けが直接まだはっきり方向がということで、必ずしもこのまま決まるとは私も思っておりませんけれども、具体的に出ているところでは、やっぱり放課後プラン事業なんかは、児童クラブと類似しているのということを指摘されておまして、地方移管ということになれば幾らか親御さんの負担も、負担増とか見直しをしなければいけないようになるのではないかとかということで、こういったところは私は近々影響が出てくるのではないかと考えておりますので、そうして住民参画をしていただいておりますと、こういう仕組みのだとよくわかっていただけますし、全部の事業とは言っておりませんので、項目を決めて、かわりのある項目だけでも結構だと思いますけれども、入れておきますと予算に反映されなくても、いろいろ住民の意見が通らなくても参画した上において、理解をしてもらえらると思うのですよ。

だから、そういうことで項目、町長も新しくかわられましたし、実施計画が平成23年度、55億5,210万円ということになっておりますけれども、この実施計画は計画としまして、新しい事業をしなければいけないとか、それもぜひ住民の目線を入れていただきたいと、このように考えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきますが、例えば個々の事業について住民の御意見をいただくというような、そういう考えは当然正しいと思います。

ただ、私、懸念いたしますのは、そういうことの中で、町民の皆さん方の広く御意見をいただくと仮定した中で、1万2,000人の町でございますので、その中で利害関係が余りにも近い関係にありますので、町民の中でも、そういうことで、例えば一方では要望になってしまったり、一方ではそれを否定するようなことに、町内の中です。そういうことが起きては、大変これは不幸なことになりますので、そういうことにならない町の大きな将来の計画だとか、そういうことには広く町民も参加していただいておりますので、むしろ議会の議員の皆さん方がそれぞれ、ふだん町民の皆さん方と一番身近なところにおいて意見交換をされているわけですから、皆さん方とのこれからの意見交換にはさらに、先ほど申し上げました情報公開は、これは大前提ですから、それはきちっと踏襲してまいります、さまざまな御意見をいただく過程の中では、やはり議会の皆さん方との考え方を共有することまず前提であろうかというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） そういうことだと、今までと何ら変わりございません。自治基本条例ができましたことで、ここに町民の権利と責務というのがうたわれておりまして、参画するということが権利としてあると、こういうふうになっておりますので、町長も変わられましたので、発想を変えていただきまして、議会で我々が町民に向かって自治基本条例を、議会のところを説明に行きましたときに、町民から参画をさせてほしいと、こういうふうな意見も出ておりますので、それで申し上げているわけでございます。だから、そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次、2項目めに移らせていただきます。

保護者の希望で学校を選択できないかという項目でございますが、教育長にお尋ねしたいと思います。

小学校4校、中学校2校で現在998名と、10年前は1,200名ぐらいでしたから、全体的に見れば17%ぐらいの減ですけれども、特に東中小中学校の生徒数が他の学校と比べまして、小学校で34.6%、中学校で40%ということで減少になっております。これは60年ぶりに教育基本法が改正されまして、その中に指示もありまして、今回、教

育委員会によります点検の評価、結果報告書もいただいております。それらの改正によっていただいたものと考えておりますけれども、その中でもへき地複式教育については、やっぱり人数がかなり減ってきている傾向にあると。

改善項目のところは、体験学習とかその地域の特色を生かしてやっていくというだけのこととして、もう少し、これは保護者の皆様へということで、通学区域外の学校への通学についてという、こういうチラシがございますけれども、これは保護者の皆さんに配っておられて、各学校で父兄の方からアンケートもとられていることだと思うのですが、こういったチラシ等も全町的に大いにPR、活用をしていただきまして、もうちょっとPRをするべきでないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、学校区域はいろいろ地理的条件ですとか、それから地域的に社会からつくられました歴史的な長い、いろいろなもろもろがあるかというふうに思います。そういう中から、地域的に学校区域を区分けしているというのは、やはり2校以上ある部分については、ちゃんとしなさいよということになってございますので、今、申し上げられましたそのことに基づいて対応してございますけれども、今、PR等のお話をされましたので、入学、それから中学校に変わる場合の関係につきましては、当然ながらしていかなければならないというふうに思っているところでございます。なかなかそういう部分で保護者の方から、例えば江幌ですとかそういう部分については、若干まだ声が、江幌については我々もPRしてございますけれども、東中においては先ほど言いましたように学校区は決められているということで、特別な理由がない限り、その地域の方々に学校を支えてもらうということの動きになってございますので、今後につきましては、その分十分に協議しながら対応していきたいと、このように思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 地域に向けても、これから対応されるということですが、極力地域の人との懇談会ですとか、一番問題は部活とかがなかなか選択ができないということであろうかと思ひますけれども、やっぱり小規模校は小規模校のメリット・デメリット両方あるわけでしょうけれども、マン・ツー・マンに近いような教育というのでしょ



か、その子の学力に応じた教育がなされているとか、やっぱり行事等も多いということで、地域とのかかわりとかそういったことで、やっぱり人格形成の中で非常に大きな要素を持っていると思うのです。

ほかの上中さんとかの部活ですと、上中ですと美術なんかも部活ありますし、8項目ぐらいの部活に分かれて、生徒さんがどこかに入ることになっているのですけれども、こういった部活なんかも中学校同士の交流会、小学校の交流会とか、他校との交流学习において、上中ですと陸上が非常にすぐれていらっしゃるとか、東中中学校におかれましてはテニスの上川管内で優勝されたとか、非常に頑張っているという姿が見えるわけです。

今、法令で決まっています学校を選択することが難しいのだと、教育長のお話でありますけれども、自治六法の教育地方行政の中に、教育再生会議の中には学校選択、それから英語を必修にするですとか、道徳を入れるとか、いろいろな項目が入っていますけれども、そういったことで全町的にもう少し、こういう学校はこういうよさがある、こういう学校はこういう、大規模校は大規模校、小規模校は小規模校なりのよさがあると考えられますので、そういったことも全町的にPRしていただいて、地域としても何とかなる、何とかなるのではないかとという将来性を見出せれば、農業者ですとか、農業者の若い世代がUターンして来るといった可能性もできてくるような気がするのですけれども、もう少し何とか存続に向けて考えてはと思いますけれども、今後について、もう1度お聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問にお答えをいたします。

一応、基本的に選択制のお話も出されましたけれども、やはり基本的には通学区域が設定をされて、そのほかに今言われたような特徴ある部分について、選択ということでやっている市町村がございます。あくまでも通学区域を基本とするということをお前提においてございますので、そういう状況を踏まえていただきたいというふうに思います。

それと、やはり我々も感じてございますけれども、子供の数で学校通学区を動かすということは、なかなか基本的には考えづらい部分もあるのかなというふうに思いますし、今後、その選択といいますが、東中等に行く場合についてもある程度、保護者の意に沿った形の中で、弾力的に物事を進めていかなければならない部分も、我々としても感じておりますので、その条件がかなえればそういう形で、そちらのほうに通学するというのも可能でございます。

すので、そういう状況はあるということで、今後も対応していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） ぜひよろしくお話ししたいと思います。

では、次の3項目めの卒業予定者の就職の件でございますが、来年、卒業予定者15名が就職を希望しておられるというところですが、まだ12名の方が決まっていないという状況で、地元の企業からは求人件数が1件ということで大変びっくりしまして、大変厳しい状況だということがわかったわけですけれども、「就職指導の改善に関する研究指定校」にも選ばれたということは、すばらしいことだと思いますので、それについてはやっぱり結果を出さなければならないと考えるわけですが、求人開拓とハローワークと連携の情報収集をしているということですが、求人開拓については今までと違うような方法をとられているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 求人開拓についてのお話、実は高校との話の中では、我々も承知している状況ではないので、今、村上議員の御質問の中でどういう状況になっているかということで、実は高校に話を聞いたところのお話をさせていただきました。研究指定校になって、専門的な先生がついて、いろいろな部分で子供たちに就職の情報を提供しているという形が、一つの基本的な部分でございますし、また、この事業の中ではインターシップ制度もあっていろいろ職業体験も含めながら、その職に対してのかかわり方というものを生徒たちに見せていくということが、一つの形で、高校の部分の研究指定校という形になってございます。

以上、その部分しか情報としては受けてございませんので、よろしくお話ししたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 余りノウハウを持っていらっしゃるということでしたけれども、求人開拓は高校の進路指導の担当者の方が行われているかと思っておりますけれども、もう少し教育委員会を通じて、高校のサポータークラブというのがございます。そういう人たちへの働きかけですとか、企業への働きかけというのをもうちょっと力を入れるべきではないでしょうか。

何年前には、自衛隊のOBの方を雇用して就職への企業訪問等、専門的にやっていたことがあるのですけれども、その時と比べて町としても財政的な

こともありますでしょうし、なかなかこうなると、教育長、行政のほうのあれになるかもしれませんが、緊急雇用対策の中に新卒の雇用等も含めて、一時的でも就職の支援が開始できないのかどうか。こうなると、教育長のそういったことについてはあれかもしれませんが、何か新卒を採用してくれる企業についての何らかの支援ができないかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

教育的な部分で、企業に入っていくという事態は、ちょっと難しいかなというふうに思います。今、その中で高校が指定校を受けまして、いろいろ活動されているようでございますけれども、町の姿勢としても、高校からそういう情報ですとかいろいろなものがあれば、要求があれば、我々も情報としてたくさん出していけるということは、これからできるかなというふうに思うところでございます。

上富良野高校教育振興会の中でも、就職に対応できるような資格制度といいますか、資格取得の関係ですとか、今、サポータークラブのお話も出ていましたけれども、クラブもやはり面接指導ですとかいろいろの部分で、活躍をさせていただいている状況でございます。そういう状況の中で、経済的に厳しい状況の中で就職者が減になっているということ、高校生自体は、就職15名希望していますけれども、受け入れ先がないという話、社会情勢でございますので、そんな中で何とか我々も、できる限りの部分はしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） サポータークラブの中に、職員の方も何名か入っておられると思いますし、そういった方が窓口になって力もかしてあげてほしいと思うのですけれども、富良野から18名、求人の案件が来ているということですが、富良野市では、富良野で採用してもらうときは富良野に住みなさいと。それで富良野に居住してもらわなかったら、上富から通勤はだめだと、こういう案件になっている、こういう条件になっているようでございまして、やっぱりアパートを借りたり、それから生活の道具を一式そろえたりとか、そういったことでまず富良野市民にならなければだめだというような、そういうようなものもちょっと入っていて、何か就職を希望していらっしゃる、求めているものと、地元の親御さんでもできたら地元ということが多少ミ

スマッチも起きて、富良野市の雇用の条件もそういうことが入っていて、親御さんとしては地元でということでしょうけれども、こうなればこんなに厳しい状況ですので、まず高校とのパイプ役に情報を、何とかいろいろな企業の求人の情報を収集して、就職希望されている人にできるようにと思うのですけれども、もう一度、教育長、何とか教育委員会としてもよろしくお願ひしたいと思うのです。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問でございます。

本当に我々としても、町内で就職することが一番いいのかなというふうに思っています。先ほど言いましたように、本年度については1件という厳しい状況であるということも踏まえながら、対応していかねばならないというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、やはりそういう部分で協力できる部分については、我々としても精いっぱい情報を受けながら対応していきたいところが、今の現段階での形でございますので、その点も含めながら、今後もいろいろな面に対応していきたいというふうに思います。

よろしくお願ひいたします。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前10時13分 休憩

午前10時34分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、佐川典子君の質問を許します。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） さきに通告のとおり、3点について質問したいと思います。

まず1項目めですが、情報公開制度に基づくホームページの充実についてです。

「知る権利」は、民主主義政治の理念であり、情報公開制度は、自治体にも義務づけられています。情報を共有する権利は、住民と行政の信頼関係に直結するテーマだと思います。開かれた情報提供と情報共有は、上富良野町自治基本条例の第2章「まちづくりの基本原則」の第4条と、第6章「信頼される町政の推進」の第24条から27条にも定められています。

行政の持つ情報を、町民のニーズに的確にこたえるようなスピーディな情報公開が望まれる昨今であ

り、ホームページの充実について、どのように対処しているのか、その現況や計画があれば伺いたいと思います。

また、町民からの意見を聞くという点で、町民モニター制度を取り入れてはと思いますので、町長に伺いたいと思います。

2項目めは、まちづくりにおけるボランティアの重要性についてです。

少子高齢化や核家族化、また経済不安や地球温暖化など、社会情勢は刻々と多様な変化を遂げ、地方レベルにおいて行政主導のまちづくりから脱却し、地方分権を軸に、町民みずから考え行動するまちづくりに転化していくと思われまふ。我が町にも自治基本条例が施行され、今までとは違ふまちづくりが行われようとしています。そのような中、昔ながらの地域力の低下を下支えするボランティアの存在は、今後ますます期待され、必要性和重要性を担ふことになると思ひます。

そこでさまざまなニーズにこたえるべく、ボランティア人口をふやすための新たな施策や福祉重視にとどまらないボランティア推進を図るための新しい体制づくりやバックアップ的な行政のかかわりなど、具体的な施策があれば、町長に伺いたいと思ひます。

3項目めは、わが町の環境教育の現況と実行計画についてです。

記憶にないほどの気候の変動で、過去において12月19日ごろのスキー場のオープンが、一昨年は1月上旬、昨年は1月17日と年々オープンがおくれるなど、私たちの日々の暮らしに温暖化の影響が出てきていることは、だれもが実感しています。地球規模で起こっている変化と、私たちができ得る省エネ化など、教育の場で正しい知識を学んでいただきたいと思ふのは、大人としての願ひであり、みんなの将来の命にもかかわってくる重要な課題です。

各学校において、それぞれの学習はなされていると思ひますが、上富良野町の教育の現場としての環境教育に対するスタンスと実行計画について、また、テーマなどがあれば、教育長に伺いたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の1項目めの情報公開制度に基づくホームページの充実につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、情報公開と情報の共有、提供の考え方につきましては、議員の御発言のとおりであると認識しているところであります。

情報公開条例は平成13年に制定し、同年10月から施行しております。町民が、まちづくりを進め

ていくためには、総合的な情報公開制度を確立することが必要不可欠であり、情報公開制度は、だれもが知りたい時に自由に情報を知り得ることにより、より開かれた町政を確立し、町民参加を促進するものでなければなりません。このような考えに立って、町政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な「かみふらのづくり」のために、情報公開条例を制定したものであります。

また、昨年制定し、ことし4月施行した自治基本条例につきましても、町民一人一人の個性と人権を尊重しながら、希望と誇りを持って心も体も健康に安心して生活できるまち、住んでいてよかった、住み続けたいと思えるまちを目指し、そのためには町民一人一人が自治の主体として、その役割を自覚し、積極的にまちづくりに参画していくことを基礎として、議会及び町とお互いに力を合わせ、自主的・自律的にまちづくりを進めていかなければならないとされており、私たちが共有する上富良野町の最高規範として、この条例を制定したものであります。

このことを踏まえまして、町のホームページのスピーディな情報公開と、その充実についての現況と計画に関する御質問にお答えさせていただきます。

御質問にありますスピーディな情報の公開につきましては、議員から御指摘がありますとおり、十分に果たせていないものがあると認識しておりまして、早急に新しい情報提供ができますよう整備を図ってまいりたいと存じます。

また、ホームページの計画についての御質問であります。現在、ホームページのトップページを初め、各種の提供する情報や資料、閲覧者の使い勝手がよく、利用しやすい情報が提供できるよう、町独自にリニューアル作業中であります。

リニューアルの内容につきましては、トップページにおきましては、情報区分をわかりやすく分類し、検索しやすくなるよう変更する予定でありますし、また、掲載する資料や情報が閲覧者の見やすい文字に、大きさを自由に変更できるようにすることや文字が見やすくなるよう、文字の色と背景色にコントラストを用いることなど、その改善を図るべく作業に着手しているところであります。今年度中に、リニューアルが済んだページから、随時、更新していく予定としているところでございます。

また、町民モニター制度に関する御質問につきまして、ホームページ等に対する御意見がある場合、メールアドレスへ意見を寄せられる仕組みとしておりまして、これまでに町民から寄せられました御意見の中には、ホームページへの御意見はない状況実態にありますが、今後、ホームページのリニューア

ルや改善などに対する御意見があるようであれば、議員からの御提言もいただきました町民モニター制度もその一方法として、検討してまいらなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのまちづくりにおけるボランティアの重要性についての御質問にお答えをさせていただきます。

ことし4月施行した自治基本条例には、まちづくりの基本原則として、「自助、共助、公助」を掲げ、その家庭がみずからの手で解決できないことは、地域やボランティアなどがサポートし、解決していくよう提唱しております。

また、同じく今年度スタートした地域福祉計画においても、「支えあい」「育てあい」「教えあい」を基本目標として、地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティの創造に、地域住民が思いやりの心を持ってボランティア活動に参加し、展開していくよう掲げております。この実現のために、ボランティアセンターを核として、「いつでも、どこでも、だれでもボランティア活動に参加できる環境の整備」を図るよう取り組んでおります。

さらに、ボランティア活動参加へのきっかけづくりとして、社会福祉協議会与連携し、ボランティア講座や研修会を充実することにより、一人でも多くの方がボランティアに参加していただくとともに、地域の実情を的確に把握し、それぞれのニーズにこたえていくことが、重要なことと考えているところであります。今後においても、一層ボランティア活動が大きく広がり、上富良野町のまちづくりに貢献されていくよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 12番佐川議員の3項目目であります「わが町の環境教育の現況と実行計画について」の御質問にお答えさせていただきます。

環境教育につきましては、教育基本法の教育の目的及び理念の中で、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」とされ、学校教育法においても「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」と、環境教育の推進が示されております。学習指導要領の改訂が図られるなど、それぞれの学年や教科に合った環境教育を行うことになっております。

北海道教育委員会においても、「環境教育の充実」のための環境教育指導資料を作成し、環境問題に取り組むことの重要性を認識しているところであります。

町教育委員会におきましても、具体的な実行計画やテーマなどは策定しておりませんが、「上富良野町教育振興基本計画」の教育目標や学校教育推進目標に、ふるさと教育・環境教育の充実について掲げており、各学校においても取り組みを実施しているところであります。

御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 過去の予算特別委員会でも発言した経緯もありますし、また、ほかの議員からも以前、ホームページの充実についてということは何点かあったと思います。

12月12日から14日の9時ごろまで、ホームページが見られなくなったということが起きました。「上富良野町行政ホームページ、現在、当サイトについてはメンテナンス中のため、公開を停止しております。不便をおかけしておりますが、御了承ください」、このようにホームページに載りました。これについてどういうメンテナンスが行われたのか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えいたしますが、リニューアル作業のために一時ホームページが機能しなかったということは報告を受けております。具体的にリニューアル作業のためというふうに聞いておりますが、具体的にどういう作業をしていたかということは承知しておりませんので、担当からお答えさせていただきますが、町民の皆様、あるいはホームページを御利用いただいている方々から、どういう御意見が寄せられているかということにつきましては、現在承知しておりませんが、まずその実態につきましては、担当から報告をさせていただきます。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 12番佐川議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回のメンテナンスの関係で、2点作業をしております。1点は、今、町長のほうから御説明を申し上げましたように、リニューアル作業に対するチェックをしております。もう1点は、ハードソフトに若干故障、調子の悪い部分がありまして、その調整をしていたということでもあります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） ホームページが見られないということになりますと、町民にその間、いつぐらいまで見られないのだとか、いつから見られるのだという周知をさせるべきではなかったかな。常時

見られる状態にしておくものが、情報公開制度に書いてありますので、それはどうなのだとということです。

それと、サーバーが調子悪いということを伺いましたけれども、サーバーが調子悪いと、ホームページを開くことはできないのですよ。それで、その辺のことを考えていきますと、サーバーがもし悪いのでしたら、今後の予算特別委員会にも考えていかなければならないということが出てきますし、サーバーといっても結構するものですから、私たちが家で使っているものと違っていて、行政のホームページが載るのに使うようなものですから、多分、高価なものになってくるのだと思いますので、その辺の考え。いつごろ、どういう故障で、何年ぐらいに買ったもので、どういう考えでいらっしゃるのかということも伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 12番佐川議員の御質問にお答えします。

まずサーバーの状況ですけれども、更新年度等につきましては、今、急な御質問で、残念ながら材料を持ち合わせておりません。ですが、一時的に若干の調子が悪かったというもので、そのサーバーを今すぐ更新しなければならないという状態ではありませんので、とりあえず問題のほうを解決しているということを御報告いたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 見られないということに対しての町民に報告をする、例えば防災無線を利用するとか、そういう報告はされたのかどうかということも伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 12番佐川議員の御質問にお答えいたします。

住民に周知という観点につきましては、大変配慮を欠いていたかなというふうに反省をいたしているところであります。しかしながら、機械でございますので、急に壊れてその部分のメンテナンス作業が必要になるということも、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

ただ、今回の場合は、たまたまリニューアルのチェック作業と機械の調子が悪い、2点が重なった部分でありまして、今後、定期的に行いますメンテナンスにつきましては、十分その部分を配慮いたしました形で、周知と作業をするような形をとりたいと思っております。

一方で、広報等とか防災無線における住民周知なのですけれども、例えば会議を行うとかそういうも

のであれば、事前に周知を図らなければならないのももちろんなのですが、ホームページの場合、特定の方がその情報を見に行くという観点からしますと、そこに行ったときに、いつまでの期間メンテナンスしますと、どういう理由でメンテしますというような情報を与えることによって、利用者の利便は十分図れるのではと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） また、今後、サーバーの調子が悪くなるということを考えますと、また見られない状態が来る可能性もあるということですよ。それですと、バックアップ体制というのは、どういうふうに考えているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 12番佐川議員の御質問にお答えいたします。

機械的な部分で、非常に私も専門的な知識が十分でございません。ただ、バックアップ体制というのも非常に重要なことだと思いますので、今後について、検討はしていかなければならないことだというふうに考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 先ほども町長からもありましたけれども、観光招聘地である上海の人とか、各国から上富良野をホームページを通して見ることができというのがホームページですよ、いつなときでもという。それを考えますと、1階の資料閲覧コーナーと比べますと、ホームページの利用者というのは、はるかに多いというふうに思います。その利用で見られないということは、本当は非常事態だったのではないかなというふうに考えますので、これからその辺を充実していただきたいというふうに思います。

先ほど、お答えの中で、町民からホームページについての意見は寄せられていないと、そういうお答えでしたけれども、私のところには何人もの人から、ホームページもう少し変えたらいいのではないかというお声を聞いております。寄せられています。好きこのんで、あそこどうしたらいいかこうしたらいいかという人は、そんなにいないのだと思うのです。やはりこちらからお願いをすることによって、いろいろな意見も聞くことができると思いますので、そういった点を加味しながら、モニター制度というのを利用して、町外から来られている方と

いうのは特にインターネットを利用されている方が多いので、その辺のプロ的な方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういう人をぜひモニター制度の委員として、今後、外から見た上富良野という点においてでも適材だと思いますので、そういうことを考えていってほしいと思いますが、どうでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員のホームページに关します御質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほど課長からお答えさせていただきました。今回、ホームページが一時見られなくなったという事象があったことにつきましては、行き届かなかった点につきましては、私からもおわびを申し上げたいと思います。

ただ、言いわけがましいようなことになるかと思いますが、何しろ機械なものですから、パーフェクトということは、非常に担保することは場合によってはかなわないと、そういうことも起き得る可能性もあるということで、その点はちょっと御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、いろいろホームページについての御意見をいただく手法でございますが、冒頭お答えさせていただきましたように、ホームページ上でメールによりまして、意見をお寄せいただくような仕組みになっているというふうに考えております。それで町内の方のみならず、広くホームページをごらんになっていただいている方が、ホームページ等に関する御意見をお持ちの方は、メールを通じまして御意見を述べていただけるような仕組みが現在なされておりまして、さらに工夫が必要であるということであれば、これはまた検討いたしまして、さらに皆さんから御意見をいただけるような仕組みは、改善はしていきたいと思いますが、現在、御意見をいただけるような、お受けするような仕組みはされているということで、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 意見が来ないのではないというふうに、先ほど私は思うということをおっしゃったのですよね。それでモニター制度という委員をつかって、意見を取り入れたらどうでしょうかということをおっしゃったのですけれども、その辺ちょっともう一度。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） モニター制度という仕組みによって御意見をちょうだいすること、そういう仕組みが必要かどうかということは、町内の、町外の

方をモニターにしてということになりますと、非常に仕組みをつくる上で、さまざまな工夫だとかそういうことも必要かと思いますが、まず、町外の方に広くごらんになっていただくというホームページの性格もございまして、まず、町内の町民の皆さん方が上富良野の情報を得るための仕組みとして、ホームページを御利用になる中で、いろいろ工夫が必要だよということのお考えがある方がおられるとしたら、それはモニター制度という制度として設けなくても、さまざまな御意見をいただく機会が町内にございますので、もし今後、ホームページに限ってモニターを必要だというようなことの機運があれば、それは検討いたしますけれども、今、リニューアルに伴いましてモニター制度をスタートさせるというような仕組みは現在考えておりませんので、ぜひホームページ上で御意見をいただければというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 私は、先ほど町外から来られて、上富良野に住んでいらっしゃる方を対象にということをおっしゃったのですけれども、何か勘違いされた形になりまして、ちょっと意味合いが違うのだなというふうに今思いました。今後、町に住んでいらっしゃる方で、町外から来られたという方がいらっしゃいますので、そういう方をぜひモニターとして参加させていただきたいというふうに思っています。

次に、2点目のまちづくりにおけるボランティアの重要性についてというお答えの中から、先ほどのお答えでは、自治基本条例の原則の「自助、共助、公助」を掲げというふうにあるのですけれども、これだとか地域福祉計画においても「支えあい」「育てあい」「教えあい」基本目標としているというふうに書いてありますけれども、これは町民がこういう言葉を耳にしても、だれが何をするのか具体的に全然わからない、そういう感じを皆さんが持っております。

それで、これからは行政とボランティアまたNPOというのは、すごく重要な役割を持ったパートナーという考えを持つべきだというふうに思っておりまして、活動の価値や自発性を最大限に尊重しながら、連携・協力して行政が支援していくべきではないかなというふうに思っております。

また、幼いころからボランティア活動に参加させたり、そういう機会を設けることによって、福祉教育だとか社会貢献教育なども地域や家庭でも取り組みを進めることも、将来のためにあるべき姿なのではないだろうかというふうに思っております。行政の支援がどんな形なのか、先ほども自助、共助とい

うのもありましたし、何か皆さんにわかりづらい、そういうことが問われてきているのだと思います。

町の職員の中にも、いろいろなボランティアに参加されている方々がいらっしゃいます。屋根の雪おろしであったり、クリスマスのサンタ役をしていらっしゃる方、また、ごみ拾い・草刈り、あとイベントなどの参加、そういう環境教育に対するボランティアももちろんですけれども、また、福祉サービスもありますが、そういった人たちを下支えするという行政のあり方についてはどういうふうにお考えなのか、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員のボランティアに対します御質問にお答えさせていただきます。

町といたしましては、まず基本的なことを申し上げますと、これからのまちづくりの上におきまして、ボランティア支え合いのまちづくりということは、ますます求められてくるということで、そういう精神を反映いたしまして、自治基本条例というものを施行させていただいたわけでございます。

そういう中で、さらにお互いに支え合うということで、ボランティア活動というものは重要な位置を、地位を占めてくるということは、これは言うまでもございません。そういう中におきまして、さまざまなボランティア活動、あるいはボランティア活動によって支えてあげられる部分、あるいはボランティア活動に積極的に取り組むような支援体制、これらがうまくかみ合わなければ、ボランティア活動というのが実りを実を結んでこない、そういう下支えをするのがまさしく町も含めまして福祉行政、あるいは教育行政にかかわるものの使命であるというふうに考えております。

そういう意味におきまして、例えば、どういうボランティア活動が町民の方々にニーズとしてあるのかということをしっかり、そういうことを踏まえてうまく提供する側と、それを活用していただく側がうまくかみ合う、そういう仕組みをまさしく行政が中心的に果たしていったら、ボランティア活動がしっかり行われる町としてのサポートをさせていただくということを基本に、これからも進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） できれば具体案を交えて、お答えをいただきたいというふうに思っております。勝手にやっているからとか、ボランティアだから無償は当たり前なのだと、そういうようなことではなくて、町や人を支えるために頑張っている

人を危険や不意の事故などから補償する、守るために保険加入を無料とするということで、新しい加入者やボランティア精神に役立てることができると思いますが、上富良野町はボランティアの気持ちを支え、応援しますと、そういうバックアップ体制を打ち出していきたいというふうに、私は思っております。ボランティア人口も高齢化が進んでおりまして、将来に向けての施策が必ず必要になってくると思います。町がボランティア活動に対し、ボランティア保険に入るということを推奨してはどうかと思いますが、それについてはどうお考えでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員のボランティアについての御質問にお答えさせていただきます。

ボランティア活動を支える仕組みとしてどういうものが、具体的な事例でお話ししたいという御質問でございましたけれども、具体的議論の前にまずどういう制度、これから議員お説のように、確かに支え合う中でも、だんだん高齢化も進んでくるとも想定されます。そういう中でボランティア活動とはいえ、さまざまなあるいは危険が想定されるような、そういうボランティアも中にはあるのだと思います。そういうときに、どういうふうに安心してボランティア活動ができるかということのそういう仕組みにつきましては、これからそういう課題意識を持ちまして、町としてどういうことができるのか、あるいは自助としてどういうことをしていただかなければならないのかということも合わせまして、これは将来大いに検討していく課題だと思っておりますので、ぜひ安心してボランティアができるようなそういう仕組みづくりも検討させていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 行政でよく言われる少ない経費で最大の効果という言葉がありますけれども、まさにこれはボランティアにふさわしい言葉だなというふうに思っております。ボランティアの活躍は、保険に入りますと何百円で済みますけれども、10倍や20倍を軽く超すのではないかとボランティアの値です。さまざまな住民会や婦人会のボランティアの方々や個人ボランティアの方々の敬意を表してほしいと思います。

ボランティア活動や社会貢献を行う人と、自分の利益追求しか考えない人と同じ扱いをするのは、逆に公平性に欠けるというふうに思っておりますので、ボランティアをする気持ちを持っている人こそ、それが意味において上富良野の財産なのだ

と、そういう財産を守る意味において、保険に入る上富良野町は、ボランティアを推進するというふうな形で考えを深めていただきたいと思います。

それで、次の質問第3項目めは、わが町の環境教育の現況と実行計画についてのお答えをいただきましたが、私は議員になってから幼稚園だとか学校それらの行事はほとんど、本当にほとんど出席してまいりました。特に学芸会や学校の授業参観など、本当に環境に対する地球温暖化のことですけれども、内容がふえてきているなどというふうに見てきておりました。

国レベルや道の教育委員会におきましても、環境教育の充実だとか、環境教育の推進が示されていますけれども、町としてもぜひ地域に根差した環境教育を推進してほしいなど、特に上富良野の環境保全、本当に守っていききたい景色いろいろあります。それら環境に対する心を育てるといふことにしまして、小学校から中学校にかけて一貫性のとれた授業目標を示していただきたいなどというふうに思っております。教育内容にばらつきが見られないように、お願いしたいなどというふうに思っております。

先日、省エネルギービジョンの計画とか傍聴に行っていましたけれども、そこに出席された方が言うには、やはり教育が大事なのだと。私たちは省エネを目指すほかなければ、子供たちにおいては、ぜひ環境教育を充実するように伝えてほしいというふうにも伺ってききましたので、そこら辺も加味しながらぜひ進めてほしいなど。

あと、地球温暖化対策の実行計画が、今、上富良野町ではなされておりますが、23年度の実施に向けて動いておりますので、ぜひそれに間に合うような形で、教育長さんも上富良野としての地域に配慮された環境教育をぜひ今後、指導計画を作成されるなりして進めていただきたいと思います。どうお考えでしょうか、伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 12番佐川議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、先ほども申し上げましたように、本町におきましても国・道、それからうちの基本方針に基づき、学習指導要領に基づきながら、実は各学校の特徴を生かしながら対応してございます。

先ほど、ばらつきがないようにということでございますけれども、当然のことながら学習指導要領に基づいて対応しているということを御理解を賜りたいと思っておりますし、今、うちのほうでの学校現場においては、地域の歴史や伝統、それから自然環境や産

業に関する学習をやってございます。それと、環境を大切にしていくのは人間であるということで、心の教育で、道徳の時間についても、環境保全について対応してございます。

そのほか社会科、理科、家庭科、総合学習においても、環境問題について対応されているという状況でございます。学年それぞれ、低学年から高学年でございますので、その学年に応じて対応していきたいというふうにご考えてございます。

なお、一貫性ある環境教育ということでございまして、今、町のほうでも地球温暖化対策に関するいろいろ委員会が設置してございます。その中で町としてどういう方法を定め、そして教育の現場の中でどういうぐあいに教えていくべきかということも十二分に対応しながら、ひとつ学校現場のほうについても進めていきたいというふうにご考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、12番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

次に、6番今村辰義君の発言を許します。

6番（今村辰義君） 私は、さきに通告しております1項目につきまして質問させていただきます。

定住・移住施策のためにも、税・使用料などの改善やPRをであります。

第5次総合計画によりますと、町の目標人口は、平成30年度で1万1,900人を確保するというふうになっております。毎年、40人の移住・定住を確保することによって、これが達成できるというふうになっております。日々努力されているとは思いますが、現状はいかがかなというふうにも私思料しております。

上富良野町には自衛隊があり、独身者が大勢います。もともと町外出身者も多いのですが、今はれっきとした上富良野町の町民であり、町内に住み、町に多くのものが愛着を持って暮らしております。彼ら、また彼女たちは結婚してこの町に住んでくれればよいのですが、中には町外に居を構える人もおります。この町で勤務する彼ら彼女たちが、町外から勤務するという事は、定住・移住施策の目的を考えるまでもなく、非常に町にとって損失であるというふうにご考えております。結婚して町内に住んでくれることによる二重三重の効果も、ふいになってしまふというふうにも考えております。

その彼ら彼女たちや親たちが、上富良野町に住みたくない、あるいは住ませたくないとしている、考えている理由の一つには、国保税や下水道の使用料が近隣市町と比べ、高いというふうにご考えてい



るからであります。そこで国保税や下水道使用料が、近隣市町、村は通勤圏外でありますから、近隣市町と比べてどうなのか。また、高いのであれば住むことによる費用対効果などを考慮して、できるだけ改善すべきであるというふうに考えています。

町外に結婚して住むという彼らの、あるいはその親たちの認識不足による勘違いといえますか、こういったものによるものであれば、その意識の是正のPRに努める、そういったことが定住・移住施策の目的を考えましても重要であるというふうに思います。また、もともとここに住んでおられます全町民のためにもなると思っておりますが、いかがでしょうか、町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の定住・移住施策のためにも税・使用料の改善やPRをとの御質問にお答えをさせていただきます。

町の人口減少は、議員御指摘のように、今後のまちづくりを進めるためには、極めて大きな課題があると、私も考えているところでございます。そのため、第5次総合計画におきましても定住・移住対策は重要施策として位置づけ、さまざまな施策の展開を図ろうしているところでございます。

さて、議員御質問の国保税及び下水道使用料が高いことで、定住・移住が進まないのではないかとの御質問であります。まず国保税の賦課水準についてお答えさせていただきます。

町の国保税の算定方法につきましては、前年度の所得に応じて一定率を負担いただく所得割と、1世帯当たり均等に負担をいただく均等割、被保険者の人数に応じて負担いただく平等割、それに加えて固定資産の所有に応じて一定率を負担いただく資産割のいわゆる4方式賦課の算定基準をもって、被保険者の皆さんに必要な医療費の一部を御負担いただきながら、町の国保会計を運営してまいっております。

国保税の負担基準等につきましては、各市町村が条例で定めておりますが、道内町村の約95%が、先ほども申し上げました上富良野町で採用しております資産生を加えました4方式の税率で算定している現状にあります。

また、本町では健診及び保健指導体制の強化など、早い段階から健康なまちづくりを進めつつ、積極的に医療費削減に取り組んでおりますことから、保険税率の増額改定は、平成15年度から行わずに経過してきたところでございます。その結果、全道173国保保険者のうち、平成20年度の本町国保税1人当たりの調定額ランキングでは134位で、

国保税の負担水準では、全道の下位に位置しているところでございます。

医療費削減に向けて、引き続き全力を傾注してまいります。少子高齢化の進展とともに、医療費の増嵩も予想されますことから、今後におきましては、国保会計の健全な財政基盤の確立に向け、種々検討・協議をお願いすることになると思っておりますが、御理解を賜りたいと存じます。

次に、下水道使用料につきましては、平成21年1月現在の上川支庁管内24市町村・地区の状況についてお答えいたします。

一般家庭の下水道使用料金は、基本料金と水道使用量に応じた1立方メートル当たりの超過料金によって算定されております。この基本料金と超過料金の設定は、各市町村ともまちまちでありまして、一概に順位づけすることは難しい状況にあります。

このようなことから、標準的家庭の使用水量を10立方メートルで設定して試算した場合、本町は1,540円になり、上川管内の高い順から5番目になりますが、その大半が1,500円周辺に集中している実態にあるところでございます。

しかし、上川管内においては、水道・下水道料金を合わせて徴収していること、また、水道・下水道のどちらか一方の料金体系に加重賦課している実態もあることから、水道・下水道合算料金で比較した場合は、本町が14番目、水道料金だけの場合は15番目に位置し、決して高い水準ではないものと考えております。

したがって、これらの要因が定住・移住促進を妨げる直接的な原因とはならないものと考えておりますが、議員御指摘のように、負担水準の現状等について、積極的にお知らせをしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 町の税や使用料、特に高いと思われる国保税の税率は、平成15年度から増額改定はしていない、そして全道の下位に位置していると、あるいは下水道使用料も決して高い水準にはないということでした。町長の答弁にもございましたが、高くないのであれば、ぜひ町の現状をPRしていただきたいというのが私の思いであります。

結婚により町外に住居を移す、非常に自衛官は独身者が多いですから、自衛官以外の独身者はもちろん含めているのですが、自衛隊の例で言いますと、概略の統計であり、またはそれぞれの部隊、小さな部隊からいろいろ異なることもありますが、おおむね聞きますと、結婚して町内に住む人と町外に住

む人の割合は、町外に住む人の割合は10%から40%、50%ぐらいいるという話もちょっと聞いたのですけれども、平均すれば大体20%ぐらいになるのかなというふうに考えております。

また、町外に住む理由も多種多様であるというふうに認識しております。一概に使用料とか、税が高いからという理由ばかりではないのですが、一般的に我々はどこに住むかということを考える場合、家庭の都合とか、あるいは税や使用料などが安いなど、地域の特性をいろいろな角度から比較分析して結論を出すと。車を買うときも、女房もらうときも同じように考えると思うのですけれども、いろいろ考えて結論出すというふうに思います。

そこで税や使用料が高いと思っていれば、それだけで上富良野町という、どこに住むかという選考基準から外すという人も出てくると思われるのですね。高いと思っている人たちが、実際にはそうではないのであれば、先ほども言いましたようにぜひPRに努め、正しく認識してもらい必要があるだろうというふうに思います。

そこで再質問の一つの答弁をほしいのですが、国保税の課税方式が4方式であると、近隣の町では3方式を採用しているところがあります。あるいは市、もっと大きな大都会の市、通勤圏内にあるところですね、3方式と聞いていると。これは所管の課長から詳しく、懇切に教えていただいたのですけれども、そういった町があります。だから、なおさらそこと比較をして、通勤圏内ですから、そちらに住んだほうが良いというふうに思っているわけですね。4方式と3方式、特に資産生の話になると思うのですけれども、その違いの利・不利とありますが、そこをぜひ伺いたいというふうに思います。

また、先ほども言いましたように、第5次総合計画にありますように、平成30年度で町の目標人口は1万1,900人です。申すまでもありませんが、結婚して上富良野町の町に住んでいただければ、奥さんが例えば町外の人であれば、それだけでも1名人口がふえるわけですね。若いですから、お子さんも産まれるでしょうし、さらに人口が増加していくということになると思います。

また、私も圏外から定住して来られた御家族、定年になってから来られた家庭、何家庭か知っておりますが、まさしく若い人たちでありますから、生産年齢人口ということでありますから、長い目で見た町の税収面やら、あるいは購買力とありますが、そういったものがあり、まさしく町に貢献することになると思うのですね。長い目で見た費用対効果を考えてもいただきたいというふうに思います。

また、町外に居を構える人々のすべてとは言いませんけれども、いろいろな事情があります。奥さんの仕事の都合上とか、いろいろな事情で町外に居を構えなければならないというような事情、私も承知しておりますが、その中の何割かが考えを直していただいて、上富良野町に住んでいただけるようになれば、非常に私もうれしいし、目標人口達成にも寄与するというふうに思っております。

そこで、先ほど答弁にありました負担水準の現状等について、積極的にお知らせする考えを持っておられるということですが、その考えの具体的な施策をお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の定住対策、さらには税の特に国保税についての再質問にお答えをさせていただきますが、まず、第5次総合計画にも掲げておりますが、移住・定住対策を充実させると、そして人口減少を食い止めるということは、全く私も同感でございます、それに向けてあらゆる施策を集中しているというふうに考えておるところでございます。

特に、具体的に移住・定住対策につきましては、1人でも1家族でも上富良野町に住んでいただくことを大前提にいたしております、これには町村間の綱引きもあることは事実でございます。そういう中で、いかに上富良野町に魅力を持って住んでいただけるかということに対しまして、税・使用料のみならず、さまざまな情報をPRしていくと。実態をお知らせしながら、さらに魅力を持っていただけるようなそういうPRは、積極的に行っていくというふうに考えております。

具体的にはさまざまな広報、あるいは先ほど佐川議員の御質問にもございましたようなホームページ等を充実させて、広く全国に、例えば第一線をリタイアされたような方々が、のんびりと暮らしたいという暮らしを求めるといことが最近ございますので、そういう方々にまで視野を広げて、移住・定住を促すようなそういう積極的なPR活動には、今後とも意を用いてまいりたいというふうに考えております。

一方、国保税の賦課方式につきましてはのお尋ねでございますが、現在、富良野圏域におきましても3方式を採用している町村もございます。当町といたしまして、4方式の賦課をさせていただいておりますが、御案内のように、資産生を採用していないという点につきまして、私といたしましては、非常に保険運営というのは基盤が安定しているということが、まず何にも増して求められているというふうに

考えおります。

そういう意味におきまして、資産というものは前年の所得によって、あるいは経済状況によって変動が大きいという要素でございますので、保険基盤の安定化を図る上において、資産生というものを取り入れた方式というのが、保険基盤が安定する、それはひいては町民の、住民の皆さん方の健康を支える上において、安心感を持っていただけるということにつながるといいますので、保険財政基盤が安定をするという大きな意味合いを持っておりますので、資産生を加えた4方式をこれからも、こういう姿で課税方式を取り進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

特に、国保が平成15年度から増額をしていないということで、町には若干、8,000万円ほどですかね、用意もあるということでありましてけれども、先ほども町長の答弁にございましたように、これから少子高齢化になっていく、それによって増額になっていく可能性もありますよね。そういうときでも、私が言いたいねらいというか落としどころは、近隣の市町と比べて上富は安いと思わせることが大事であるというふうに思っておるわけです。少しでも、そうすることによって上富の町に住もうという選択肢の幅が広がっていきださうというふうに考えております。

特に、定年になってもなかなか仕事の環境も余りないということになりますと、年金、あるいはアルバイトのそういった所得、所得割は大したことない。ただしこういう町ですから、資産を持っている方がいろいろおられますよね、家とか、資産生が非常に何と申しますか、それを見て高いなというふうに思うわけです。ましてや隣町には資産生がない。しかし、財政を確保するためには、器があるとすれば、その器にお金を集めなければならないわけですね。4方式でやるか3方式であるかにかかわらず集めなければならないのですけれども、そこら辺を町は、こうなのだという説明をされたほうがいいと思うのですね。それによってしっかり納得していただいて、決して近隣市町村と比べても高くないのだと。私が、これからの上富良野の第5次総合計画に基づいて目標人口を達成していくため、定住・移住政策をやるため、定住・移住とはよそから来る話ですけれども、実際何割かが結婚して出て行く人をとめるのも、間違いなく目的には合致していると思うのですね。

そういったところをしっかりと考えられて、第5次総合計画のともぜひ、そういった独身自衛官たちが結婚して、町外から通勤するということの対策も改めて考えてほしいと思います。その答弁をもう一度お願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、上富良野に住みたいというふうな気持ちを持っていただけるような、それは町内に現在おられる方も含めて、あるいは町外から移住をしていただくようなそういうことも含めましてですが、当然、公共サービスが安く提供されると、あるいは税も使用料も含めて少ない負担で住むことができるということは、これは大きな町に魅力を持っていただく要素になりますので、これはあらゆる努力をしながら、また皆さん方にいろいろお知恵もいただきながら、低負担で高サービスを受けれるようなそういう町をつくるということは、究極の目標でございますので、議員御指摘のようなPR活動ですね。それを広く皆さん方に実態を、例えば税の賦課方式もどうということ、こういう賦課方式を採用させていただいているのだということもあらゆる機会を通じて、お知らせすることは努力をしまいたいというふうに考えております。

特に、隣町が例の賦課方式が3方式なものですから、私は町の産業構造等を考えますと、非常に事業所得者も多い関係もありまして、所得割のウエートを厚くしますと、財政基盤が安定化しないということを考えておりますので、ぜひそういったことを広く、だからこうなのだということをこれから心してお知らせするように努めてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、6番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、7番一色美秀君の発言を許します。

7番（一色美秀君） 私は、2項目について質問をさせていただきます。

まず1項目め、障がい者支援事業について。

「障がい者の地域生活と就労を考える親の会」は、自閉症や体が不自由な町内の小学生から高校生まで6人の保護者によりまして、ことしの9月に発足されました。障がい者の就労の場として、町内に通所事務所の開設を計画しておりますけれども、その対応はいかなるものか、進行状況を伺いたいと思います。

2点目、空き店舗対策についてであります。

旧大通り商店街におきまして、空き地・空き店舗が目立つ状況でございます。個人、または各種団体が利用を希望した場合、借地料、家賃の一部負担も含めて、行政としてどの程度のかかわりができるのか、その見解をお伺いしたい。

この2点について、町長の見解をお願いいたします。以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の1項目目の障がい者支援事業につきましての御質問にお答えいたします。

障がいのある方が、地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、自立を支援するために障害者自立支援法が制定され、本町におきましては、障がいのある方の相談支援などの障がい福祉サービスを提供するための体制の確保が計画的に図られますよう、障がい福祉計画を策定しております。

去る10月27日に、「障がい者の地域生活と就労を考える親の会」の皆さんと「町長と語ろう」を行ったところでありますが、その皆さんが今抱えている悩み、そして思いや、上富良野町内に障がい者の通所事業所等を設置しようとする考え方などをお聞きし、その熱意に感銘を受けたところであります。私といたしましては、その目標とする考えにつきまして、実現のためできる限りの支援をしたいと考えております。

町の支援につきましては、町が保有する建物の貸し付けについて、要望がありました旧看護婦宿舎を含めて検討をいたしました。旧看護婦宿舎は、現在、予防接種会場として使用されているため、共有していくことは不可能な状況にあります。ほかに貸し付け可能な町有施設がないことから、今後においては、「障がい者の地域生活と就労を考える親の会」の皆さんの思いを実現するため、関係者を交え、町としてどういう支援が可能か、その方策を十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の空き地・空き店舗対策についての御質問にお答えさせていただきます。

空き地・空き店舗対策に対する私の考え方といたしましては、行政単独によります直接的な手段を個別に講ずることは、想定していないところであります。ただ、空き地や空き店舗がふえ続けている今の状況は、私も深刻に受けとめているところであります。現在、商工会においても特別委員会（まちづくり委員会）を設けて、ハード・ソフト両面から、にぎわいの拠点づくりに向けた継続的な議論をしていただいております。このことと連携が図られるような、例えばNPO法人等によります公共性・公

益性が認められる活動の場として、店舗等の利活用についての有意義な御案等がございましたら、私としても協調して取り組みを行ってまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） まず1項目めでありますが、旧看護婦宿舎は予防接種会場として使用されて、共有には不可能な状況だというお答えでございますけれども、予防接種会場を別なところに移してでも借り上げできないであろうか、再度、説明をお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の旧看護婦宿舎跡の利用につきましての御質問にお答えさせていただきます。

予防接種会場をまずどういうふうに位置づけるかということになるかと思いますが、現場におきまして予防接種会場が、ほかの福祉施設等と共有することは可能かどうかということも、保健所等を通じまして種々検討してきた経過がございます。

そういう中で、保健所の指導を仰いでいるわけですが、さまざまなハードルをクリアしなければ、供用ということは非常に困難であると。むしろ供用することの探る道は非常に選択肢がないと、もしそういう方法を求めるとすれば、相当な投資をして条件整備を図らなければならないというようなことで、先ほど御答弁申し上げましたように、現実といたしましては、供用は不可能というふうな判断をせざるを得ないという実態にあるということから、町が独自に町の思いでそういう判断をしているということでないということも、あわせて御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 10月27日に、「町長と語ろう」として、親の会と懇談会が行われました。その中で町長は、「皆さんは大きな負担を背負って暮らしておりますと、これ以上の負担はさせません。町の障がい者福祉は、行政で実態を反映できていませんと、このことを反省し、今の計画がうまくいくよう計画段階から、町もかかわりたいと思っています」と、述べておられたと思います。

この趣旨からいたしまして、私は、今回の町長の答弁は非常に冷たいと、計画の段階からかわるのではなくて、具体的な方策もないまま結論を先送りしているだけであると、いかがなものか町長に答弁願いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお

答えさせていただきます。

関係される御父兄の皆さん方とお話の中で申し上げた親の会の皆さん方とお話の中でそのように申し上げてきておりますし、私の基本的な考え方としては、一つも変わっているものではありません。計画段階から、町もかかわりを持たせていただいていることも、一つもぶれているものでもございませんし、先ほど冒頭お答えさせていただきましたように、関係者の皆さん方を含めて計画の段階から、関係者の方も含めて今後協議と検討を進めてまいりたいということで、会の方々も交えてそういう協議をしてきて、会の方々にも十分町の意向もお伝えしておりますし、御理解もいただいております。さらに具現化するために一歩、二歩と、前へ進めようということで意思の確認もできておりますので、ぜひその点御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） ただいま町長のほうから、親の会ともある程度の了解伺っているという話でございませけれども、この件につきまして10月29日付の北海道新聞で、非常に大きく取り上げられております。

この会は、来年の4月にもパン製造などを手がける通所事業所を開設する計画を伝えてあるということでありませ。年が明けて、すぐにも準備しなければ間に合いません。建物が決まれば、必要な資金だとか人材などの見通しが立つと。聞くところによれば、旭川だとか美瑛から上富良野町に移住してきてでも手伝いたいという人がいらっしやると聞いております。

そして私は何よりも心配することは、もし上富良野に適当な場所がなくて、中富良野町などにその拠点を持って行かれた場合、これこそ我が町の福祉行政の貧困をさらけ出すことであります。まことに恥ずべきことであろうと思ひます。この点について、町長はどのようにお考えでありますか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきますが、私といたしましては、この町で自立を、就労を、この町の方が基本的には望まれているわけでございますから、当然、そういう条件整備をするということは、町ができる範疇については100%取り組まさせていただきますし、よその町へ、よその町と比べてどちらが条件がいいかと、そういうような視点で親の会の方々も判断されるものだというふうに理解をしておりませ。

とにかく親の会の皆さん方と町とが、しっかりと思いを共有することによって、必ず、いつ、来年年明け早々に具体的に動かなければならないのかどう

かということは、今、私の情報としては持ち合わせておりませけれども、上富良野に開設されることに最大の意義があるわけでございますから、それは私も十分認識しておりますので、親の会も含めまして、具体的に実現に向けた検討を原課に指示しておりますので、必ず期待にこたえられるものが導かれるものというふうに確信しておりますので、御理解賜りたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） この就労施設というものができれば、知的障がい者だとか精神障がい者、本当にそういう人たちの一つの指針になります。また、認知症だとかその他のさまざまな悩みを持つ親だとか、家族の相談場所だとか、各種の福祉行政の広がりを持つと思ひます。そのことを踏まえ、また、これにより雇用も多く生まれるのではなからうかと思ひております。そんな意味を含めまして、もっと真剣に、そして前向きに考えていただきたいと思ひます。この質問に対して終わります。

次、2項目めの旧大通り商店街の空き地・空き店舗でございますけれども、例えば農家の生産者が個人、もしくは団体として野菜を売る場所が欲しいと。また、一般の方、自衛隊の退職者の方々でもだれでもよろしいのですが、営利を目的として商売をやりたいと。また、趣味等でつくっていらっしやる木工品だとか、陶芸品等を陳列し販売したいと、さまざまな業種の人に利用してもらいやすくするために、ぜひ行政として借地料、家賃の一部負担を含めて助成していただきたい。

一つには、町のにぎわいを出すこと、そういった行政の助成には、なかなか難しいものであります。個人や団体の営利目的のために、町税を使うなんていうことは、もってのほかだと思ひますけれども、空き地や空き店舗が埋まり、商店がふえることにより、人も集まり、にぎわいを取り戻し、ひいては雇用の増大にも結びつき、回り回って町税の増収にもつながるものと思ひます。

さらに、先ほどの障がい者の就労施設でございますけれども、もし空き店舗を借り上げたときに要請があれば、家賃の一部負担を含めて視野に入れることができるかどうか、この点について町長にお答えいただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、空き地・空き店舗の対策につきましては、これは町全体、特に商工会が町並みを、商店街のにぎわいをどうするかということに対しまして、町も参加した中で、多分平成17年からだったと思ひま

すが、駅前再開発を端に発しまして、いろいろ試行錯誤してきて、今日に至っているという経過ではないかというふうに記憶しております。

そういう中で、特に商店街を中心としたにぎわいづくりについては、これはやはり商工会さんが主体的にその先導役をしていただくことが望ましい形だというふうに考えておまして、それぞれ個々の希望に応じて町が何らかのお手伝いをするということは、非常にそれは難しいかなというふうに考えておりますが、商工会等を通じまして組織として公共性や公益性を考えて、ぜひ空き店舗を利用して、にぎわいを戻したいということになりますと、これは大いに検討する余地が生まれてきますので、そういう面でお手伝いをさせていただければなというふうに考えております。

現に、中茶屋も開設しております、中茶屋等の動きも当然、一色議員も御案内だと思いますが、そういったことも十分根っこにおきながら、空き地・空き店舗対策については、今後、商工会と十分連携しながら、必要な対策を講じてまいるとすることも想定しているところでございます。

さらに、御質問にありました障がい者の就労機会を設ける場としての活用ということに対しましては、これは私が今さら申し上げるまでもなく、非常に公共性・公益性もある活動でございますので、それらにつきましても具体的な御提案があれば、また私どものほうからいろいろな方策の一つとして、協議をさせていただくそういう場面もしあれば、そういう中でも、私どものほうからむしろそういう御提案と申しませうか、具体的に提案はできないにしても、そういうことも一つの方策ですよというような意見交換はできると思います。そういったことが実った暁には、私、何回も申し上げておりますように、いろいろなお手伝いもさせていただくことは可能だと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 町長の考え、しかとお受けいたしました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。

午前 11時55分 休憩

午後 0時59分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を

再開いたします。

次に、9番中村有秀君の発言を許します。

9番（中村有秀君） 私は、さきに通告をいたしました一般行政について、1項目2点について質問をいたしたいと思っております。

非常勤消防団員の年額報酬及び出勤手当の関係についてお尋ねをいたしたいと思っております。

それぞれの市町村の消防署、消防団には積み重ねられた歴史があります。上富良野消防団も私設消防組の創設から、98年の歴史を刻んできております。昭和45年12月1日に上川南部消防事務組合、昭和49年4月1日に富良野地区消防組合が、それぞれ設立をされました。

平成20年9月1日に富良野広域連合が設立され、平成21年4月1日から事務事業が開始となり、消防に関する事務も広域連合として推進しているが、消防団に関する経費については、各市町村の自賄い分となっているが、広域連合の設立目的と同一圏内の消防団のあり方として、年額報酬及び出勤手当について、下記について町長の所見をお伺いいたします。

1、年額報酬について。富良野広域連合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第9条別表1報酬については、旧富良野地区消防事務組合の富良野消防団、南富良野消防団、占冠消防団の団長年額報酬は13万8,000円で、全道で第5番目でございます。旧上川南部消防事務組合の上富良野消防団、中富良野消防団の団長年額報酬は19万2,000円で、全道で第1番目であり、その差は5万4,000円でございます。各階級の年額報酬の差額を見ると、副団長では5万4,000円の差、分団長では2万4,000円の差、副分団長では3万6,000円の差、部長では2万1,600円の差、班長では2万1,600円の差、団員では2万4,000円の差となっております。

広域連合設立に際し、旧富良野地区消防組合と旧上川南部消防事務組合の年額報酬がそのまま条例化されたものであるが、上富良野町の団員数と十勝岳関係もあるが、年額報酬が全道で1番高額であり、2番目は士別地方消防事務組合で団長15万6,000円、副団長12万円、分団長9万6,000円、副分団長8万4,000円、部長7万2,000円、班長6万円、団員4万8,000円であり、旧上川南部が突出していることがわかります。

また、本年10月に北海道総務部危機対策局防災消防課への照会の非常勤消防団員の報酬についても下記のとおり回答がありました。

非常勤消防団員の報酬として、全道では団長は9万766円、最高額が19万2,000円で、これ

は上富良野消防団、中富良野消防団であります。最低額は6万5,700円となっており、平成18年、19年度の交付金の措置額も8万2,500円ということで、8万2,500円が上富良野消防団・中富良野消防団は、19万2,000円というような形で条例化されているわけです。

消防団員の年額報酬について、全道的な状況と広域連合の設立目的と同一圏内の消防団員報酬について検討すべきであり、また、自賄いということで平成22年度の広域連合の予算の関係で、条例改正も視野に入れた段階的な削減の考えはないか、お伺いをいたします。

次に、2点目出動手当についてお伺いをいたします。

富良野広域連合の定員、任免、服務等に関する条例第11条別表2費用弁償について、出勤種類ごとに出動手当額が定められておりますが、これも旧富良野地区消防組合と旧上川南部消防事務組合の出動手当額等、広域連合として条例化されたわけでございますけれども、火災、風水害の出動では1回4,500円と6,000円で1,500円の差があり、訓練は同額の1日5,000円、警戒では1日4,500円と5,000円で500円の差があります。

また、北海道総務部危機対策局防災消防課にこの点も照会したら、下記のとおり回答がありました。

非常勤消防団員の出動手当の平均額等を含めて、全道平均で火災では4,596円、最高額は9,000円、最低額は2,000円、そして平成18年度の交付金措置額は7,000円ということになっております。

団員の出動手当についても、従来の経過もあり、また各市町村の自賄い分として理解をしているが、団員の年額報酬と同様見直すべきであり、自賄い分の予算と条例改正を検討すべきと考えるが、町長の所見をお伺いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の非常勤消防団員の年額報酬及び出動手当の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、議員御質問の消防団員の年額報酬と出動手当の見直しにつきましては、御承知のとおり、町の消防に関する事務が、富良野広域連合の事務となっております。上富良野町は、その構成団体になっておりまして、富良野広域連合は特別地方公共団体であり、その予算と条例の制定・改正は、富良野広域連合長の権限となっていることから、上富良野町長としての答弁には限界がありますので、その点をまず御理解いただいた上で、お答えをさせていただきます。

ただきたいと思っております。

上富良野町内の消防団員につきましては、それぞれ職業をお持ちの方々が、住民の貴重な生命と財産を守るという重要な任務につかれています。特に、当町におきましては、火山災害など特殊な任務もあり、加えて少数精鋭の団員数で構成していることもあって、ふだんからの訓練はもとより、いざ災害となれば、どんな条件であろうと、また昼夜を問わず自身の仕事を投げ出し、現場へ駆けつけ、危険を顧みず、勇敢にその業務に当たられております。

時には全身ずぶ濡れで帰宅することもあり、団員の方々と、それを支える御家族の方々の御苦勞に敬意をあらわすものであります。そのような団員の活動によって、町民皆様の日々の安心・安全な暮らしが支えられているわけでありまして。

そこで議員御質問の非常勤消防団員の年額報酬及び出動手当についてであります。さきに述べましたように、現在、消防につきましては、富良野地区広域連合の中で運営がなされており、条例改正が伴うことにつきましては、当町議会において意思決定ができない仕組みになっておりますことから、議員御質問にありますような報酬や手当の額については承知はしておりますが、その水準について単純にほかと比較・判断することは、さまざまな背景があることから困難であると理解をしております。

ただ、広域連合の中でも報酬・手当の見直しについての課題認識を持っておりまして、加えて構成市町村においても議員御発言のような御意見もあることなどから、私といたしましても広域連合の中で議論を深めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町長の言う点もある面で理解をしたいのですけれども、ただ、歴史的な背景を見ますと、昭和56年に消防団創立70周年記念ということでやって、その中で「まとい」という本が発刊されました。それを見ますと明治44年、1911年に消防団というもの、一つは私設の上富良野消防組というような形で、初代組頭が西川さんという方がなって、それ以来、消防組頭、それから警防団長、消防団長という歴史の中で、言うなればボランティア的な形で上富良野消防団の組織・運営がなされて、上富良野は当初の村民、現在の町民等の安心・安全のまちづくりに陰から支えてきていただいたということでは、深甚の敬意を表したいと思っております。

ただ、現実の問題として上富良野が火災、それから風水害、十勝岳爆発というようないろいろ背景

の中であって、全道一の19万2,000円というようになったように、それぞれ先般の広域連合の議会の中で、南富の酒井議員、私がそれぞれ質問した背景の中には言われております。

まず一つお伺いしたいのは、旧上川南部消防事務組合が現在の年額報酬19万2,000円、旧上川南部消防の組合規約を見ると、1カ月1万6,000円となっていますから、12を掛ければ19万2,000円です。それはいつからできたのかということと、それからもう1点は、そのときの地方交付税で措置された金額は幾らなのかお伺いをいたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 今、すぐは答弁できないということなので、時間をいただきたいと思っておりますので、それは後で御答弁いただくということで、続けてどうぞ。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、一応、私の聞いた話では平成7年というようなことなのだけでも、これは定かではないのです。19万2,000円の以前の金額と、そのときの地方交付税の措置額、幾らかというのを後ほどお願いをいたしたいと思っております。

それで、私が今回、上川支庁や道を含めていろいろ調査をした結果、全道一高いということで、全道の第2番目は士別地方消防事務組合で、消防団長は15万6,000円、第3位が上川北部消防事務組合14万4,000円、第4位が大雪山消防組合14万円、第5位が富良野地区消防組合で13万8,000円、第6位が上川中部消防組合が13万3,300円、第7位が滝川地区広域消防事務組合10万7,000円、第8位が深川地区消防組合で10万4,200円、第9位が網走地区消防組合10万円、第10位が南空知消防組合ということで9万8,000円で、特に上川管内の消防事務組合が、全道規模の42の中では、上位のほうに入っているなという認識をしております。

それで現実の問題として、言うなら交付税の措置額が8万2,500円、そうすると当消防団長の報酬が19万2,000円で、交付措置額の8万2,500円の67%増であるのです。これらの関係の要因等も含めて、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の消防団員の報酬費用に関する御質問についてお答えいたしますが、団長の報酬水準についてのただいまのお尋ねについてでございますが、団長につきましては、地方交付税の算定基礎額といたしまして8万2,500

円というふうに数字が示されているところでございますが、報酬についてはそういう数字となっておりますが、逆に今度、出動手当等についても措置額をそのまま適用する計算方法は、現在、そういう計算方法はとられておらないということから、報酬額と手当とのバランスということに對しましては、これはそれぞれの考えお持ちだとおりますけれども、支給されておりますトータル額としては、現在の措置額プラス出動手当と出動回数等を単純に計算した合計額と、現在、報酬は19万2,000円でございますけれども、出動手当等は減額して支給しておりますので、それらの現在給ですね、給と言ったほうがいいのか。上川南部で押さえております額と比べた場合には、決して高くないというように、個別で報酬だけを比べますと確かに差異がございますけれども、どういう過程を経て19万2,000円になったかということは私も承知しておりませんが、トータルとして団長さんの報酬、費用弁償の額として比べた場合、特別、違和感を感じるものではないというふうに理解はしております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町長の言うこともわかりませんが、連合議会で能登連合長は、十勝岳の関係の災害等も考慮した形でないかというようなことを言っておりました。したがって、その関係でも私も調査をしてみました。例えば羊蹄山のある羊蹄山ろく消防組合、団長は7万9,200円です。それからもう一つ、雌阿寒岳、釧路北部消防事務組合、これは7万9,000円なのです。それからもう一つ、有珠山のあるところ、西胆振消防組合は7万5,000円、一応うちの隣の美瑛等も含めての大雪山消防組合、これは14万4,000円なのです。

だから、連合長の言う十勝岳を背景にしたという、活火山があるという関係等は、全道の活火山を控える四つの消防事務組合のあれから言えば、そういう大きな要素はないかと、僕は感じはしていたのです。しかし、町民感情としてはやはり十勝岳がある、一朝有事には守っていただけという気持ちはあるのが事実です。ただ、現実の問題として19万2,000円と第2番目の士別の15万6,000円という、これだけの格差があるのが町民の中に明らかになったら、一体、町の中で行財政改革とっていろいろな部面で町民に削減されたいいろいろなものがあるのに、何でこれがこのままというのは、僕は平成7年からということでお聞きしているから、そのままなっているのかどうかということで、ある面で考えなければならないのではないかとというような気がしております。



したがって、火山関係では、特に四つの消防、全道の活火山がある消防組合から言えば、大きな要素にはならないけれども、町民感情としては残っているなという認識は持っております。ちなみに上富良野消防団の報酬を富良野消防団、南富良野、占冠、言うなら旧富良野地区消防団の手当に換算して計算してみましたら、一応、上富良野消防団は、条例定数55人で現員54人ということで、団長19万2,000円から計算していきますと、427万2,000円なのですね。これを富良野の関係の手当額で計算していきますと、285万円がいいのですね、その差は142万2,000円なのですね。ということで、私は、非常に大きな差がある、同じ圏域の中でという感じ。

それからもう一つは、上川南部消防の特に年額報酬の関係では、先ほど申し上げたのは、広域連合が富良野地区1カ所ですけれども、消防事務組合というのは全道で42あります。それから、単独で消防本部を持っているという設置市ですけれども、札幌市の消防団長の手当は8万2,000円、函館市は10万円、旭川市は8万2,500円なのですね。ですから、こういうことからいくと、やはりある面でこれらの関係の調整を図っていかなければならないのでないかなということを感じております。

したがって、今度は、広域連合になった段階で消防運営計画ということで、富良野広域連合消防本部で出した数字で、報酬、費用弁償について、以降では当面現状のままできましよう。しかし、中長期計画として統一する必要があるが、調整のための経過措置等を設けるなどの配慮が必要だということを書きの中ですべて明らかにして、課題としては市町村間の大きな差があるということの認識の中で、中長期計画の中でやはり調整等も経過措置も含めて、配慮が必要ということが言われております。この関係について、町長、どう認識しておられますか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初お尋ねありました広域連合長の広域議会での御答弁の中身、とりわけ旧上川南部につきましては、火山防災等の特殊要因もあるということでお答えしたかと思いますが、その言葉の、お答えした中のさらに奥深さというのは私ちょっと思料してございませんので、そのほかに思いを持ってそういう御発言をされたのかなというふうに理解しております、その点については、これ以上のお答えはできかねますので御了承賜りたいと思いますが、次にお尋ねの広域計画の中で課題意識として連合としても持っている、持ち合わせていると、特に報酬額に

ついての差異があるということについては、これは広域の議会の中でも私もお答えさせていただいておりますけれども、広域計画の中で平準化が図れないか、あるいは平準化を図るために課題があるとすれば、それを整理していくべきではないかということで、現場サイドもそういう認識をお互いに共有しております、それについては現実に今後是正をしていくべきなのか、あるいは是正のためにはまず整理をしていかなければならない条件整備もあるのか、そういったことは課題として持っていることは事実でございますので、それはまた、広域議会の議論を通じた中で中村議員のそういう思いに対しては、お答えできる場面もあるうかというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、先ほどの町長の答弁の中に、「広域連合の中で議論を深めていきたいと考えております」ということのこの真意はどうなのでしょう。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

ただいま申し上げましたとおり、団長の報酬、さらには手当、あるいは団員の方の報酬、団員の方の手当等につきまして、一方の見方としては、いろいろ消防長以下、現場の方々も旧富良野と旧上川南部とで、そういう差異があるというようなことも当然課題として持っているということも実際聞いておりますし、私も連合を預かる一人として、これは圏域の皆さん方に広くその合理性というものをわかっていただくような仕組みの改善が必要であれば、当然、広域計画の中で改善しようということは既にうたわれておりますので、これははっきりとしてテーマになっておりますので、折を見て私の意見も申し上げていこうというふうには考えております。

ただ、これが議員の御質問の趣旨に合っているかどうかちょっとわかりませんが、構成している自治体、上富良野町で言えば上富良野町の消防団員、団長も含めましてかかわる報酬の総額につきまして、人口等で逆算いたしますと、これはむしろ団長と団員のバランス、これは一概に申し上げられませんが、総額で申し上げますと、むしろ低い水準と。要するに少数精鋭で消防団が運営なされているという、そういう側面もあるものですから、今、議員のお尋ねの趣旨に合うかどうかは別といたしまして、そういう一面もあるということでお答えさせていただきます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 平成21年2月と、同じこ

としの10月の広域連合議会で、南富の酒井議員と私もこのことで、一応、広域連合長にお尋ねをしています。

現実の問題として、広域連合で自賄い部分は、それぞれの市町村で負担をしますよということが、一つ形となって条例化されていると。だから、それはそれぞれの市町村で考えてくださいという発言、それから今の町長の答弁では、広域連合で議論を重ねてくださいと。そうすると、私どもは自賄い部分は上富良野町がすべて負担する部面ですから、そうすると、うちの議会、もしくはうちの財政状況、それから消防団のいろいろなかかわりを含めてどうあるべきかということを論議しなければ、私や渡部さんや議長が広域連合へ行って、条例を引き下げて改善すれと言ったって、上富良野がそうやって予算化して、いいですよ出したものを、ここではできないということになってくるのですよ、現実の問題。それでは上富良野から出ている3名の連合議員は、どういう形で町と議会と話し合っていたのかということになってきますから。だから私はここで言う、今の町長の答弁の広域連合の中で議論を深めていただきたいということは、これはそうではなくて、やはり地元の中でのというのはね、町長、能登連合長はこう言っているのですよ。広域連合の消防団の運営方法は自賄いであり、それぞれ構成市町村の財政支出となったり、このことから各市町村の判断によるものと考えているところでありましてということ、議事録に載っているのですよ。その点どう考えますか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

広域連合の中で、必ずしも議論を深めることができないというふうに私は理解をしておりませんので、広域連合の中で今示されておりますような課題につきましては十分議論もできますし、また町の例えば議会を通じても意見の交換というものは、何らできない状況でもないと思います。そういう中から構成しております各自治体での議論、あるいは連合の中ではさらに深く議論をして、それがひいては条例の改正までも及ぶかもしれませんが、ですからそれぞれの議会なり、市町村の議会、あるいは連合としての議会、それぞれに役割が違いますので、課題の認識をしあうこととか、課題を出し合うとかということ、こういう議会を通じて十分議論もできます。

一方、それではそれぞれ構成市町村全部を見渡した広い意味での議論は、それは広域の中でするようになると思いますので、例えばきょう、こういうふ

うに中村議員と消防の報酬・手当についての議論を踏まえて、当然、連合のほうの議会の理事者として、今度は理事者として考えも述べますし、また、議員におかれましては今度は連合議会議員として意見を述べる機会も十分あると思いますので、それらをうまく組み合わせた中で、そして自賄いの部分について上富良野の議会の皆さん方の理解をいただくようなものに集約はできていくと。ここで決めるわけにもいきませんので、それは御理解いただきたいと思う。そういうふうにお互いの立場で、議論できる機会を通じて議論を重ねる中で、最後は目指すものに私は近づいていくというふうに思いますので、これからもそれぞれの上富良野の議会の中ではこの議会の中として、広域は広域の中として、私は役割を果たしてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 僕は、今、当初第1回目の答弁書で、広域連合の中で論議ということは、さっき言ったいろいろな隘路はあるのですよ、現実の問題として。例えば、占冠、南富、富良野からすれば、上富良野が、理事者がそうやって自賄い部分ということで19万2,000円等も含めて、条例に沿ったものを上げてきてあれしたのなら、やはり皆さん方が理解をした形で上がってきているのだろうと。言うなら、条例があるから、改正のない限りそれはそのとおり予算措置はしなければならぬ現実の問題としては理解ができるのだけれども、富良野、南富、占冠からすれば、それは上富良野十分論議をして、それで改正もなくあれなのだからというようなことの意味が流れているのですよ。

できたばかりの広域連合だから、それぞれの町の自主性を尊重するというような意味合いもあるのだけれども、特に酒井議員からは、出勤手当の関係等も含めて差があれば、一朝有事の際、一応、消防団の範囲が決められているのですね。上富良野消防団は上富良野町の圏域、中富良野は中富良野と、だから広域連合長はそういうことが決められているから、余り行くことはないけれども、万が一あった場合はということで、片や6,000円もろう、片や4,500円もろうということには、相ならないのではないかと論議の中から出てきて、最終的に能登連合長はこういっているのですよ。

検討課題ということで答弁をさせていただいたと、しかし、御指摘のあったそれぞれの首長さんが、この経過なり現状なりをそれぞれの市町村の関係する状況、あるいは議会とも積極的にお話をされる、こういうことが私の言っている検討課題ですというふうに答弁させていただきました。それぞれの

市町村の中において、検討をいただきたいということで答弁結んでいるのですよ。だから、そういう姿勢でこの論議を深める。

それからもう一つは、西村議長に言ったように、広域連合の予算が来年2月に定例議会がある、その前段で関係する議案をそれぞれ所管の委員会に提示をして検討いただくということになると、このことも論議になるだろうと思いますし、それがすぐ条例改正にはつながらないにしても、そういう方向である面で流れがいくかなと、私は感じてはいるのですけれども、その点、連合長の答弁等含めて、町長の見解を伺いたい。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれまず冒頭私の思いとなりますが、広域連合というものが実質的にスタートしてまだ日が浅いということ踏まえて、今、こういう大きな課題に対してどういうふうに連合と、それぞれ構成市町村の中で議論の組み立てを進めていくかということは、正直申し上げてまだ成熟しているとは、私はどうも思えないのですよね。消防のみならず牧場の問題も含め、あるいは環境衛生・給食等も含めて、それぞれ恐らく課題をお持ちだと思うのですが、改めて広域の議会のあり方と、それぞれ構成市町村の議会とのかかわり方というものは、こういう機会に改めてクローズアップされると思いますので、恐らく私の推量といたしましては、連合長が以前お答えいたしましたのは、発足して間もないことから、まず発足当初はそれぞれ旧の構成されている団体のルールをそのまま合わせましょうということでスタートしている関係上、多分そういうお答えになっているのではないかなというふうに思います。

今後は、そういう中でいずさがあるとすれば、それは改善に向けて、多分、連合長も考えていただけますでしょうし、私も御意見を申し上げようと思っています。そういうことで、連合長のお答えの意味は、そういうことだったのではないかなというふうに考えております。

また、今後、こういうような議論の後先の問題が今御指摘されておりますけれども、実は私もこれについてはちょっと同じようないずさを感じておまして、連合のほうに先に議会が開かれるものですから、副町長にも申し上げているのですが、何らかの形で、うちの町の予算が予算としてある程度固まった段階で、上富良野町の議会の皆さん方に、とりあえず決定は連合といたしましても、こういうような予算のフレームを固めましたというような提示だけでも、せめてさせてもらえる機会をつくりたいなど

いうふうに、これは具体的に今考えておりますので、ぜひそういうプロセスを経て連合のほうにお示しできるようなことを配慮してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 消防に関しての広域連合の規約の中では、消防本部費は均等割10%、それから標準財政規模割10%、人口割80%ということで本部費はそうになって、それ以外の消防費は当該経費に関する市町村が、その経費の全額を負担するというので、言うなれば自賄いでやるということになる。そうすると、私は、やはり自賄い部分の論議が広域連合議会が始まる前に、今、町長の言うように、ある面で予算的なものが、規模が確定した段階で早めにそういう機会をつくるということでございますので、ぜひお願いをいたしたいと思います。

それから、さっきの平成7年以前の関係のやつはわかりましたか。ちょっと質問の関係があるので、わからなければまた、いいです。

議長（西村昭教君） それでは、先ほどの質問について答弁いたします。

総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

今、報酬が19万2,000円になっているのが平成7年からであります。この当時の交付税措置につきましては、7万4,000円であります。あと、改正前の額につきましては、18万3,600円が報酬でありまして、それに対する交付税措置につきましては、7万3,000円となっております。

以上であります。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、総務課長の答弁で、平成7年になったということで、その当時18万3,600円、交付税措置額は7万3,000円。いずれにしても地方交付税の措置額から大幅にふえているのは事実でございますけれども、これはある面でそれぞれの市町村の財政状況から、もう一つは、それぞれ地域の消防団等の組織の長い歴史があるから、これは一概に、本来的にはもうちょっと下げてほしいような気がするけれども、その経過については一応わかりました。

それで、先ほど町長が報酬と出動手当で、トータル的にどうだという答弁いただきました。実は私、平成20年の上富良野消防団の出動状況を確認してきました。そうすると、火災ということで出動手当が6,000円、これが80人延べで出動されてい

る、それで48万円。それから、風水害、警戒等はありませんでした。それから、訓練、これは出勤手当5,000円ですけれども、886人で合計443万円。それから、その他1,700円というのがありますけれども、これは会議等をやったということで、これが延べ179人で30万4,300円。このトータルが521万4,300円ということで、一応これは先般、10月に広域連合でやった決算額と同じなのです。

それで私は、年額報酬がいかにか高いかということをお今町の議会だよりの中に載ってくれば、えらい高いなということが町民の印象受けるのではないかと思う。それで町長の言うトータル的なということをお私なりにちょっと試算をしてみました。そうすると、例えば火災6,000円を7,000円、いうなれば交付税措置額でやっていると80人で56万円、それから訓練等が5,000円を6,000円にして886人いたら531万6,000円、それからその他ということで会議179人で計算すると30万4,300円、その合計が618万300円になります。現在は521万4,300円、これを上げていって、今度は年額報酬を20%ずつカットしてみました。そうすると、19万2,000円が20%カットすれば15万3,600円、これは土別市の15万6,000円に次いで全道で2番目になります。

そのトータルを全部計算をしていきますと、試算の年額報酬、現在433万8,000円が341万7,600円になって、そしてそのトータルをこし20年の決算のトータルで言えば955万2,300円。それから、私が今、試算の関係からいけば959万7,900円ということで、約4万5,600円の差があるはずなのです。ですから、できれば近い将来、町長の言うように、トータル的にはなっているけれども、年額報酬が突出しているということであれば、それを圧縮して、そして火災、訓練、その他の関係のあれをある程度アップして、トータルにすれば4万5,600円差しかないですよ。そうすると、一般的になるほどということで、理解のできる数値になるのかなという気がします。

それと、訓練の関係で消防に聞いてみたら、隊員の訓練の出勤率は80.54%なのです。たまたまこれは風水害、警戒等がないだけの話で、あればそれはそれなりにふえてはいくと思います。しかし、私は、こういう形である面で、この前の広域連合議会の中でも申し上げた。うちの中富良野が、旧上川南部で同じレベルにあるわけだから、当然、条例も上川南部の旧あれでそのまま上富良野消防団、中富良野消防団ということで、富良野地区消防団と

同一圏内で条例が違うわけだから、だから何とかそれを同一にしないまでも、できればそういう努力をするということになると、先ほど町長の言うトータル的というよりも数字的にはトータルだけでも、弁償面ではそう町民は受けないわけだから、だからそういう視野で検討するのもしかかということ、ちょっと町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私、連合のときのお答えの中でも記憶にあります、お答えさせていただいておりますけれども、現在の議員、今お尋ねのような報酬と手当とのバランスですね、それが今の水準になったのは平成7年以降ということでございますけれども、いろいろな背景があって今日の報酬水準・手当水準になってきているということをおまず基本に押さえているものですから、いろいろな背景があって今日に至ったということをお考えれば、それが高いとかあるいは安いとか適正だとか、非常にその判断は難しいなというふうにお理解しているのですよ。

だからといって総額でそこそこ、ほかの地域とバランスが取れていればいいのかという、これも一概に言えることではありませんので、それらについて恐らくまた現場サイドは現場サイドで、それぞれ構成しております消防団の考え方の相違から、こういう差になってきているのかなというふうにお推察できますので、これはまずそういった仕組みから現場にもう1回それぞれ考えを、組み立て方を整理していただくように、きょうのこの議論も当然現場にお伝えいたしますので、そういう中から一つになった組織ですから、町民の皆さん方から、あるいは構成住民の皆さん方から見て妥当な設定のされ方だというふうにお理解していただけるような、多分、それは必ずそういう着地点はあると思いますので、ぜひこういう経過は十分お伝えしながら、どちらを上げてどちらを下げてという関係につきましては、私、今どちらがいいのかということまで断言できませんので、そういう課題もあるよと、町民目線では例えばということは、十分現場にも伝えてまいりますし、また理事者の中でもそういう問題意識を、課題意識として押さえていきますので、ぜひこれからも議論をさせていただきますと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私の一つの試算の関係は、あくまでトータル的でなくて、ある面でそれぞれの全道規模の水準の若干あればいいけれども、こんな

大きな差でないような形ということで考えていただきたいということを出したわけです。したがって、非常に町長も広域連合議会の私の質問に対しては、高いとか低いとかということは言えない。それぞれ背景があるというような理解の示し方はしましたけれども、連合長としてはあくまでも近い将来の課題で検討していくと。その前段で、それぞれの関係市町村がこの論議をしてもらわないことには先に進まないよと。

ですから、我々が広域連合議員として3人出ていって、その場で論議する前段で、この町の議会の中でまた理事者の中で十分、そういう論議の積み重ねが必要なのかなというふうな気がいたします。

それともう一つは、先ほど80.54%ということで訓練の、それから年額報酬は若干下げても出てくれる人にこたえてやるというのも、皆さん方仕事を持っている人たちだから、ある面で7,000円、6,000円というような形のものを若干上積みしてでもやっていくべきでないかというのが、私の基本的な考え方で、あくまでも消防団員の年額報酬をだんと下げる、これで事よしでなくて、その分含めて団員の出勤手当の関係も交付基準に沿った形で配慮していただくと。そういう方向を含めて、私の試算では4万5,000円ぐらいの差ですから、それをある程度圧縮、クリアできるというような気もしますので、そういう点で、また事務方と十分検討をしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、9番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、5番米沢義英君の発言を許します。

5番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点を、町長に質問をいたします。

まず第1点目は、障がい者の就労支援について伺います。

町内の障がいがある子供の親たちでつくる「障がい者の地域生活と就労を考える親の会」では、地域で生きがいを持って働ける、また暮らせる就労の場所として、来春に通所事業所の開設を目指しているということでもあります。その思いを聞きましたら、並々ならぬ決意があるということがわかりました。この間、私は歴代の町長、前任者の町長に対しても伺いましたけれども、地元に通所作業所の設置を要望してきましたが、近隣市町村の施設を活用すると答弁を繰り返してきただけで、授産施設への誘致・設置においては、消極的だという状況でありました。また、前任者の町長は、旧看護婦宿舎の活用については、新体制に引き継ぎたいと答弁していま

した。

いずれにいたしましても、通所作業所の設置については、障がいを持つ本人や家族にとっては、住みなれた町で、少しでも安心して暮らせる、これが悲願でありますから、地元にとっても大切な場所になることは明らかであります。

また、地元に至っては、雇用などの経済的な波及効果などもあると考えられます。そして町においても積極的な支援をすることが、当然、必要なことだと考えますが、今後の対応について、次の項目について伺いいたします。

一つ目は、「障がい者の地域生活と就労を考える親の会」の思いを実現するためには、町が全面的な支援をするのは、地域福祉計画及び障がい者計画に照らしてみても必然的なことだと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

二つ目には、親の会では、通所施設として使用できる建物の配置が決まれば、来春に通所事業所の開設を計画したいということであり、旧看護婦宿舎の活用を初めとした建物の確保に対する支援やあるいは家賃補助などの全面的な支援も当然考えるべきだと思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

三つ目には、富良野市の通所作業所へ通所している人の中には、みずから公共交通機関を利用できない方もいます。町独自の交通手段の確保と支援は欠かせない状況にあり、他の自治体を調べてみますと、きめ細やかな対策がとられています。

以上の項目について、町長は、どのようにお考えなのか伺いいたします。

次に、町内循環バスの運営・運行について伺いいたします。

町においては、3年前に循環バスを運行していた経過があります。しかしながら、利用者が少なく、バスの運行は中止した経過があります。そのことを考えれば、すぐ再開とはならないにしても、これから高齢化が進むという状況の中で、通院・買い物時の交通手段の確保は、必要に迫られると考えます。いかがお考えでしょうか。他の町村では、ワゴン車や営業車などの連携と活用をしながら、高齢者の人々に対する交通手段の確保に取り組んでいる自治体も出ております。町としても再検討することが必要と考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。

次に、病児・病後児保育について伺いいたします。

病児・病後児保育については、就労している保護者にとっては、保育所や幼稚園などの保育されている場合に、体調の不良、あるいは回復時に何らかの

対応してくれる施設があれば、どんなにか助かるのという声があります。町の次世代育成計画の中には、将来は21年度の目標とした派遣型を想定した目標値が掲げられていますが、いつまでに実施されるのか、明確な答弁を求めます。

次に、住宅の新築や改修時の補助制度について伺います。

今、各自治体では定住化促進のため、あるいは景気が後退する中で景気の刺激策の一環として、新築、あるいは改築時における補助制度を設けている自治体があります。あるいは低炭素社会を目指すために、太陽光発電の設置、環境に負荷を与えないエネルギー設備の設置に対して補助制度を設けるなどの対応をしておりますが、町においては、ことしより住宅の耐震化促進を図るための住宅耐震改修工事の工事費用の助成制度を設けましたが、現状では申請がない状況にあります。助成制度の見直しが当然必要かと考えますが、次の項目について伺います。

一つ目には、耐震改修制度の周知方法の改善と住宅のリフォーム事業と抱き合わせた補助制度のあり方の改善が必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

二つ目には、町の将来を環境を守るためにも低炭素社会の推進のための一環の事業としても太陽光発電設置時に、国の補助に上乘せする補助制度を設ける、このような対策も必要だと考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

次に、予算編成についてお伺いいたします。

景気が低迷する中で、地域に開かれた町、住民が住みなれた町で、少しでも快適で安心して過ごせる町にしたいと考えるのは、だれしも当然のことです。それにしても、それは町と住民の協力は当然必要であります。町のトップである町長の手腕が強く求められていることは明らかであります。今、各地域においては地域の観光、農業、商業やあるいは商業者や住民が協力しあえる循環型のまちづくりの中で、町おこしや安心して暮らせるまちづくりのための協力体制が生まれつつあります。町としても当然そのような循環型のまちづくりが今求められていると考えますが、町長はこの点についてどのようにお考えでしょうか。

さらに、来年度の予算編成に当たり、町長はどのような重点政策を柱としたまちづくりを考えているのか伺います。その上で、住民参加型の町政を推進するにおいても、何よりも情報の公開、住民との情報の共有が必要だと考えます。自治基本条例の制定の精神からしても、事業仕分け以前の問題として住民の信頼関係を高めるまちづくり、その過程において予算編成における公開、つまり予算の査定やヒア

リングの過程などを住民に公開することが必要だと考えますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

次に、雇用の確保の問題についてお伺いいたします。

今、雇用不安が広がる中で、町が誘致した内田工業が、来年の3月をもって閉鎖するという状況にあります。工場の責任者の方に、その事実を確認したところ、工場の閉鎖は決まっているという答えが返ってきました。この内田工業には、約60名の方が就労していると聞きます。町においては、誘致企業ということで、企業振興措置条例に基づく補助も出しており、不安な中で将来の働く場所がないということでは困ります。企業が閉鎖後の雇用の確保をしっかりとするという点、この点、また町においてもその対処が求められていると考えます。

次の項目について伺います。

一つ目には、内田工業は来年の3月で事業閉鎖するという点であります。その現状について伺います。

二つ目には、企業閉鎖後の職員の雇用の確保は当然である、企業としてもその責任を負うべきだと考えておりますが、どのように現状では対処されているのかお伺いいたします。

また、町としても当然雇用の不安を抱えている、そういう従業員の方に対する相談の窓口の対応など、積極的に町も関与すべきだと考えますが、以上の点について町長の見解を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目目の障がい者の就労支援に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

さきの一色議員の御質問にもお答えさせていただきましたように、「障がい者の地域生活と就労を考える親の会」の皆さんの考え方をお聞きし、その趣旨に賛同し、町としてもその実現のために、できる限りの支援をしたいと考えております。

1点目の町の支援についてであります。私自身も町が策定した地域福祉計画並びに障がい福祉計画に照らして、その必要性を認めるものであります。

2点目の建物の確保につきましては、町有財産の中で、旧看護婦宿舎が現在、予防接種会場として使用しているため、共有していくことは不可能と判断いたしております。先ほどもお答えさせていただきましたが、今後においては「障がい者の地域生活と就労を考える親の会」の皆さんの思いを実現するために、町としてどのような支援が可能かを含めて、その方策を十分検討してまいりたいと考えております。

す。

また、3点目の富良野市へ通所なさっております障がいを持つ方々に対する町独自の送迎支援についてであります。町として重要な課題の一つと認識しております。現在、所管課におきまして町の支援策として、その具体策の検討を進めているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの町内循環バスの運営についての御質問にお答えさせていただきます。

町内循環バスにつきましては、議員御存じのとおり、保健福祉総合センター並びに病院などの公共施設等への交通手段のない方々の利便を図ることを主な目的といたしまして、平成16年10月に、市街地を2路線に分けて循環東線・循環西線として運行を開始したところでありますが、1日平均の乗客数が約3人と、利用者が極めて少なく、非効率でありましたことから、平成18年3月をもって廃止したところであります。

議員御発言のとおり、高齢化等によります交通手段の確保につきましては、交通弱者の皆様にとりまして切実な問題であり、また、さまざまな交流活動を促進する上におきましても、交通手段の確保が必要であると認識しているところであります。

今後の対応といたしましては、循環バスにつきましては、廃止から3年程度しかたっておられず、状況等が大きく変化しているとは考えられませんことから、循環バス以外の手段につきましては、その必要性も含め、今後、研究・検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの病児・病後児保育についての御質問にお答えさせていただきます。

病児・病後児保育につきましては、次世代育成支援行動計画の目標の一つとして、検討を継続してきたところでありますが、保育所等に付設する専用室の整備や対象児をサポートする医療体制を確保することが極めて難しいことから、当面、実施することができない状況と判断しております。

この件につきましては、本年度策定いたします後期次世代育成支援行動計画の中で、本町において取り組み可能な方策等をさらに研究し、事業目標を定めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの住宅新築・改築におけます補助制度に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の個人住宅に対します耐震改修助成制度につきましては、耐震改修促進法に基づき、今年2月に作成した上富良野町耐震改修促進計画に

沿ったもので、国と北海道の助成制度に町独自の助成を上積みし、上限額を30万円としたものであります。

しかし、北海道の助成制度がこし3月末に見直されたこともあり、本町の耐震改修助成制度を年度当初の4月から実施できなくなりまして、10月から実施に変更し、広報かみふらの10月号でお知らせさせていただいたところであります。制度施行とお知らせが遅くなったこともありまして、現時点での相談・申請が1件もないのが現状であります。

このほかの住宅改修を助成する制度といたしまして、要介護認定者の住宅改修に18万円を限度とする助成や、社会福祉協議会を窓口とする生活福祉資金貸し付けがございますが、いずれの制度につきましても制度趣旨に沿った対象や制限が設けられているため、まず窓口における相談が欠かせないものとなっております。今後、本町におきましても経済振興や温暖化対策など、国に協調した住宅関連施策の展開もあるかと存じますが、個人財産に対する助成という点から、住宅リフォームのみの助成は考えていないところであります。

みずからが行う住宅リフォームに際して、耐震改修や介助機能などの部分を対象にした助成を受けられる場合もございますので、御相談いただきたいと考えております。

なお、耐震改修助成制度を含め、各制度の趣旨や相談窓口につきましては、広報かみふらのなどを通じまして、制度の利活用につながるようお知らせしてまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の太陽光発電に対する補助制度についての御質問にお答えいたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる温暖化対策推進法に基づき、市町村などにおいて温暖化対策地域推進計画が策定されつつあります。本町においても、本年度内に町の計画のほか、省エネルギービジョンの策定を終わらせる予定であります。この中では、二酸化炭素など温室効果ガスの直接排出を抑制するほか、間接的に削減するための省エネルギー対策につきましても、指針を示すこととなっております。

さらに、来年度におきましては、太陽光、太陽熱、風力、地熱などの新たなエネルギーに対する町のビジョンにつきましても、検討を加える考えております。

議員御発言の太陽光発電につきましても、当然、気象条件など設置の有効性を検討することになり、費用対効果が望める場合には、国の助成制度の活用を奨励することも考えておりますが、当町独自の助

成制度につきましては、現在のところ考えてございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目目の予算編成についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、循環型のまちづくりは今後の大きな課題であり、目指すべき方向と受けとめているところであります。成熟期の時代にあつて、限られた地域資源を最大限に活用し、地域循環を高めていくことが重要であると考えておきまして、第5次総合計画においても「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし」の中で、「生産者と消費者の協働による地域循環型産業の実現」に向けまして、取り組むこととしているところであります。

新年度の予算編成に当たりましては、さきの予算編成会議におきまして、平成22年度予算編成方針を示し、現在、町組織内において、その編成作業に鋭意努力しているところであります。厳しい経済状況とともに、さきの総選挙の結果を受けて政権が交代したことから、国の地方財政政策においても極めて不透明な状況にありますが、町民生活の実態をしっかりと把握した中で、「選択と集中」、「町民との協働」といった視点に立ち、本町にとって必要な事業はしっかりと予算化していくことが大切と考えております。

基本的な考え方としましては、「第5次総合計画の推進」、「自治基本条例に示すまちづくり基本原則の具現化」に向けた事務事業の組み立てを指示したところであり、特に当面の課題として、「経済・産業・雇用の活性化に向けた支援策」、「福祉施策の充実」、「住民活動の活性化」等、政策予算の重点配分につながるよう具体的な事業化を指示しているところであります。

また、予算は「行政の設計書」とも言われるものであり、協働のまちづくりを進めていく上で、予算に関する情報を町民の皆さんで共有をすることが、極めて重要と受けとめております。このようなことから、予算の説明書として、「知っておきたい今年の仕事」を本年度作成し、町内全戸に配布した次第であります。

議員御質問の予算の編成過程の情報公開につきましては、具体的方法や内容についてどのような取り組みが可能か、議会の皆さん方等と協議を重ねながら検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、6項目目の雇用の確保に関する3点の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の内田工業の現在の状況についての御質問であります。議員御発言のように、来年3月をもちまして工場を閉鎖する旨、町に対して連絡を

いただいたところであります。

次に、2点目の工場閉鎖後における現社員の雇用確保に向けた企業における対処についての御質問であります。現社員の離職対応につきましては、内田工業において雇用対策法に基づきまず再就職援助計画書を策定し、取引先企業を初め関係関連企業への就職あっせん、紹介活動や求人の情報提供を行っております。

3点目の相談窓口の設置など、町の対応についての御質問であります。総合的な窓口としましては、産業振興課が対応に当たるよう指示しております。

先般、ハローワーク、上川支庁と連携いたしまして、離職予定者を対象とした合同説明会を開催いたしましたところであります。この説明会の中では、管内の雇用情勢や求職活動の進め方、生活支援制度等の情報提供を初め、町からも離職に伴う税金、健康保険、年金等の手続などにつきまして説明をさせていただいたところであります。今後におきましても、離職予定者の皆様の不安が少しでも軽減されるよう、関係機関と連携し、引き続き可能な限りの支援に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 障がい者の就労支援についてお伺いいたします。

全面的にバックアップするというこの話でありますから、いずれにいたしましても障がいの持っておられるお母さんお父さん方の声というのは、何よりも自分で上富良野町で安心して生活できる環境づくりだと。そこを含めた中で、地域で自立でき、協力関係も高めながら、通所や一時支援など、移動支援などを進めたいということの話です。

いずれにいたしましても、来年の春に開設したいということありますから、当然、時間がないという問題があります。確かに早急な部分もありますけれども、町としては全面的にバックアップしたいということありますから、必要であれば町がその施設を、公共の施設がだめだとすれば確保するだと、そういったところまで踏み込んでやらないと、この問題は前に進まないのだと思うのです。

確かに、看護婦宿舎というのは、僕は普通財産に全部切りかえてしまって、予防接種の会場は別なところに確保するというをやれば、可能なのかなというふうに思うのですが、この点、どういうふうにお考えなのか、まずお伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。



町長（向山富夫君） 5番米沢議員の1点目の障がい者の就労支援の関係につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

まず、基本的な部分、来年の新年度に開所ができるようなお手伝いを目標として取り組みを進めさせていただいているということは、さきに一色議員にもお答えしたとおりでございます。具体的に、その場所等の確保につきましては、親の会の皆さん方も会を発足させて間もないことから、そういった具体的な進め方のノウハウについて、十分やはりまだ成熟していない部分もあるかと思っておりますので、町として情報提供も含めまして具体的にお手伝いできる場所があれば、それは積極的にお手伝いをしていくという姿勢は持ち続けたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、親の会の皆さん方にも申し上げておりますが、やはり自主的な自主性がしっかりと組み立てていくということは、将来を考えますと大変大事なことでありますので、そういったことも含めて、原課と十分情報交換をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、場所、具体的な旧看護婦宿舎の利活用についての御質問でございますが、これもさきに一色議員にもお答えさせていただきましたが、予防接種会場として制度上、非常に制約を受けるルールの定まった中で、接種会場というものが設置されていなければならないというような保健所からの御指導もいただいているということで、詳細につきましては、私、今承知しておりませんが、病院と切り離れた形での接種会場というのが、それは接種会場として認められるという可能性が低いというふうに伺っておりまして、そういったことから超えられないハードルであるというふうに理解しているということで、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 病院と切り離れた予防接種会場でなくても、その連携がとれていれば、いいのではないかなというふうに思うのですよ。そのほうが、どうなのかなというふうに考えるものですから。確かに聞いたら、注射類だとか飛沫感染だとかいろいろなのがありますから、その場所を確保するという点では、それはそれでいいのだらうと思えます。あの場所は非常に、その効果は高まっているということでは重要だというふうに思います。あそこを併設して使うというのではなくて、全く切り離れた中で使うということが、大切だらうというふうに思っています。

そういうことを含めて場所の確保なのですよ、何といっても、これを全面的に協議して詰めながら、

向こうでも話聞いたら、探しています。どんどん探していますので、前へ進んでいると思います。そういう意味で、きっちりと親の会と歩調を合わせた中で、町も本当に全面的にバックアップしたいという町長の思いがあるのであれば、きちっとそれを情報交換しながら、前へ進めるということ大事だと思うのですが、この点はどうでしょう。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

親の会の方々に対しましても、私の思いはしっかりとお伝えさせていただいておりますし、それを受けて原課のほうも親の会の皆さん方と連携して、現在、既に行動を起こしているところでありますので必ず実現できると。私も実現できることを前提に応援もしてまいります。まず原課も親の会の皆さん方も当事者意識を共有して、具現化に向けてさらに一層、私の立場といたしましてもサポートさせていただきたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 親の会では、既に事業所名も聞いていらっしゃると思いますが、つけられています。事業所名は、「なないろニカラ」です。七色の虹をした階段です。就労支援は「とむとむ」です。これはぴかぴか光るという意味だそうです。日中一時支援については、「こたらら」、伸ばすという言葉です。移動支援については、「みなみな」、ニコニコ笑うということでもあります。

この言葉に見られるように、どんな思いでこういう言葉をつけたのか、事業所名をつけたのかということ町長もよく知っておられると思いますが、当然、場所の確保ということであれば他の市町村では、既にこういった部分に対する条例を設置して、家賃補助や、もしも建設する場合、そういった就労支援に対する人的支援の補助制度を条例化しているのです。こういった部分も上富良野町としては、積極的な展開をする必要があると思うのですが、この点は全面支援も含めた中で、きっちりと位置づけた支援がなされなければだめだと思うのですが、その点どうでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

こういった福祉施設にかかわります特に今回、障がい者自立支援にかかわります部分につきましての町の応援の仕方、町の支え方につきましても当然必要によっては条例化をもって支援をしていくという、そういう制度設計も視野に入ってくる、そういうことも想定されるのかなということも考えており

ます。

いずれにいたしましても、今回の取り組みが今後の町のあらゆる福祉施策の一つの方向性を示す町民ともども、私どもも勉強させていただく大きなきっかけづくりにもなるかなというふうに認識しておりますので、そういったことにまでも思いを寄せて何とか実現できるような応援をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そういった意味では、町長おっしゃるように、こういう人たちが上富良野町の中でも尊重されながら、生き生き生活ができるということは、それは町の品格というか、そういうもののグレードが上がるという意味で、大変重要な役割を増しますので、この点ぜひ会と十分な意見情報交換もしながら、前へ進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、町内の循環バスの運営についてでありますから、他の町村の事例も既知に知られると思えますけれども、乗り合い型のワゴン車で目的地に行く、あるいはタクシー会社との連携のもとで目的地に行くという形の中で、それぞれ工夫されており循環型のバスという言葉は正しくありませんけれども、交通手段を確保するというような進め方をされております。

そういう意味では、前回のバスを一定の路線を目指して循環させたという経過もありますけれども、南富良野町では例えば集会所に集まってもらって、そこから乗って町へ来るという運行もしているようでもありますので、今後の検討課題で研究し進めたいということでもありますから、そういう部分の研究ということも当然必要になってくると思えますけれども、この点はどのようにお考えでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の循環というような意味ではないと思えますけれども、バスの交通の確保についての御質問にお答えさせていただきますが、循環型のバスの運行につきましては、冒頭お答えさせていただきましたように、事業効果を十分得られないという中で廃止に至った経過がございます。

現在、私のほうでいろいろ試行錯誤しておりますが、まず運行の形態はどういうものかということの以前に、潜在的にどこにどの程度のどういう利用を望まれている方がいるかという実態を、しっかりと押さえてほしいということも指示しております。その中で実態に合った交通手段の確保というものを具体的に組み立てていこうということで、今、

そういう段階を迎えているところでございます。

むしろ前回の循環型の反省としまして、私個人的に認識しておりますのは、まずバスの乗り場まで、循環バスはバスの乗り場まで自分で来られるということが前提でございますので、私は、そこまで来られない人もいるのではないかと思いますので、ですから、そういう人たちも交通弱者としてしっかりと押さえた中で、交通手段の確保というものを具体的にどういうものかというのかと。先ほど、議員御発言の中にありましたような南富良野のような方式もありますでしょうし、デマンド方式などというものもありますでしょうし、それは実態を把握した中で、これから具体的に組み立てる段階を経ていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ、そういったリサーチも含めた中で、十分検討していただきたいというふうに思います。

次、病児・病後児保育の問題でありますけれども、一番障がいになっている点については恐らく場所の確保、あるいは人員的な配置の問題なのかというふうに思います。次世代育成計画の中には、1カ所そういうところを決めて、そこを対象にしながら進めたいということであつたわけしております。

そういう意味では、今、お母さんお父さん方の要望としてもこれは病気、あるいは病気が回復した後、すぐ保育所、あるいは幼稚園に行けないという場合が当然ありますので、そういった場合、そういった場所を確保していただければ、本当に助かるということでもあります。それが21年度、その計画見ましたら目標値として実現したいということであつておられますけれども、やはり場所の確保・人員を確保、当然、医師との連携ということでもありますから、ここを聞きましたら、特に小児科医でなくてもいいのではないかとというような話もありますので、そういう意味では、場所の確保という点できっちり、それに対処できるようなことをいつまでにやるのかということをお願いしてあるわけですから、アンケート調査もされて、そこをもう少しめり張りをつけてはつきりさせる必要があるのではないかと。当然、財政的なものがかかわりますから、なかなか難しい面もあると思えますが、しかし要求がある以上、そこに向かって進むということでの計画目標でありますから、これは絶対死守ということの方向で検討されるべきだと思いますが、この点はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の病児・病後

児保育につきましての御質問にお答えさせていただきます。

当初、想定いたしましたエンゼルプランで予定しておりました事業の具現化については、非常に困難であるというふうな経過に至っているという、まず現況にあるということをご理解いただきたいと思えます。

もちろん議員仰せのように、そういう体制が整っていることは、これは私としても100%実現できれば、それにこしたことはないというふうに、その点については全く同感でございますが、現実的にこれは当然、医療という分野を切り離すわけにいかない取り組みでございまして、現在の上富良野の当初は派遣型ということの想定した経緯もあるようでございますが、まず病院の院内の中にそういうスペースを確保、物理的なそういう課題も相当高いハードルもございます。さらにそれ以上に、対象児を見ます看護師、片手間というわけは全然まいりませんので、やはりしっかり横に一緒にいて見てあげられる体制、さらにはそれをしっかりと支える医師の体制も、それらがセットで整わなければ到底実現できる事業でございませんので、そういったことから現実の上富良野の私どもの病院で、そういう対応が実際に取り得る体制かと、あるいはもし新たにそういう人材を求めて、そういう対応も図れるかということになりますと、これは本当に高いハードルでございまして、むしろ今、町の与えられた環境の状況の中で今後対応していくような方法が、病児・病後児の方に対して町としてできる得るものはないかということで、もう少し具体化ができるようなめどの立つ計画に、今後は展開をしてまいりたいというふうに指示しておりますので、御理解賜りたいと思えます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そういう場合であっても、やはりいつまでに実現・実施するのかという目標を持たないと、ただ、研究するというだけでは前に進まないのです。

ここで質問するということは、それだけ必要だということでもありますから、確かに行政の事情もあるかもしれませんが、そういうものも含めて積極的に展開すると、してほしいということでの質問ですから、この点、きちっとした目標値を何年度までに実現するという目標値を持たれますか、そうしたら、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、平成22年から26年までの5カ年間の後

期次世代育成支援行動計画を策定しておりまして、ただいま課題になっております病児・病後児保育につきまして、どういう対応ができるかということをご計画期間内を目標として定めてまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 結局、前回の行動計画の中にのっけて、また今度、5年間の後期の計画にそれでやるということですから、だけれども、やっぱり少しでも早くということが願いですから、この点ぜひまた早急に後期の後半という形でなくて、前に寄せて展開できるようにぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、住宅の新築・改修時の補助制度の問題ですが、毎回ここで疑問に思うのですが、個人財産だから住宅のリフォームに対する補助制度はできないと言っているのです。しかし、私、そのことを考えたら、町の活性化事業で商店の店舗改築に補助出しましたよね、その時に、そういう話ありましたよ。だけれども、これは政策ですから、町が活性化する、商店が活性化するという政策でやっているのですよ。だから、この理論は成り立たないのですよ。これを進めるために、どういうまちづくりをするのかということが町長の中にないから、そういうことに、個人の財産で完結するのだと思うのです。

私は、町長思っているように、皆さん感じているように、町の業者の方どうですか、大変なのですよ。今、仕事なくて。だから他の自治体では、循環型の社会をつくるために仕事をおこして、それにかかわる業種の人が建物を建てれば、窓ガラスや蛍光灯が販売できたり、そこに働く人ができるわけですから、そういう循環型の社会をつくるということをテーマにしたまちづくりをしないとだめなのです。ただ、リフォームだから個人の財産に寄与するからだめだというのではなくて、行政がやる仕事というのは、将来にもきちっと展望を持ったそれがまちづくりの中に生きるのだという、そういう政策を展開できるかどうかなのです。この太陽光発電でもそうですよ。町が率先してこういうものを設置して、多少負荷はかかるでしょうけれども、負担もかかるでしょう。だけれども、長い将来で見たら、そこに対する環境をよくするというテーマがあるわけですから、どの市町村よりも積極的に行うということが、今、求められている政策なのです。これを設置することによって、またそこに雇用が生まれるわけですから、また別なところを直そうかなという方も出てくるかもしれません。

私は、政策というのはこういう問題であって、町の暮らしをどう立て直すか、町の持っている人たち

のお金を上富良野町の中でどう循環させて、生きたお金として活用させるかどうかという、この立場からの低炭素社会やリフォーム時における改築の補助、そして耐震化と結びつけた中での補助政策は絶対生きるのです。他の市町村でも、もう実施済みであります。この点について、町長は、それでもなおかつ個人の財産だから助成しない、あるいは太陽光発電に至っても、こういった問題についてもだめだということなのですか、この点、明確に答弁願いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の住宅改築等に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、個人の方が住宅をリフォームされる、改築をされることによって、そのみについて町が助成をする補助をするということは、さきにも申し上げましたが、私の考えの中にはないということを改めて申し上げさせていただきますが、議員が政策として、そういうことが必要だというふうにおっしゃっておられました。私も政策として、そういうことは広く公平性・公共性を考えると、皆さん方の大事な税金をお預かりして、それをまちづくりのために生かす立場として、それは私のまちづくりの中には想定はしていないということで申し上げているわけでございます。別な観点から、町の活性化のために、あるいは産業振興につながる方策等につきましては、これは政策として取り上げるものは取り上げてまいりたいというふう考えているところでございます。

あわせて、太陽光発電等につきましてもやはり事業効果がしっかりと発言されるような、そういうような確証がある程度なければ、今、時代がそういう時代だからということで私といたしましては、即、それが富良野の地に合う事業なのかどうかということもまず十分検証されておりませんので、そういうことも含めまして、太陽光発電等につきましては、お答えの中でも申し上げましたが、現在のところ、そういう考えではないということでお答えさせていただいているところでございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） それではお伺いいたしますが、きちっと費用対効果も含めて調査されますか、この点お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 太陽光発電等につきましては、町独自が調査等を行うということは、これは到底技術的なノウハウも持ち合わせておりませんのでできませんが、参考とできるデータ等は今後、今、まだこういう事業はスタートしたばかりでござい

ますので、いろいろな実証実験等も行われますでしょうし、データも収集できると思っておりますので、それらは今後、大いに参考とさせていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 既に政府関係の中では、こういうものを補助に上乗せして、やっぱり環境負荷を減らすということですから、そのことをとらえた場合、当然、国が推進しているわけですから、それはいいのも悪いのもありますよ、国が推進する中には。ただ、やっぱり将来を見た場合は、これは絶対生きるものだと思います。なぜ、それでは地方自治体においても札幌や長沼、北見、いろいろな自治体が、最近、幕別や芽室町に至っても補助制度、独自でやっているのですね。

そういう意味では、そこには地元の企業が活性化するのではないかという思い、あるいは将来の二酸化炭素を削減するという思いだとかがあるわけです。実際にそれによって設置されたことによって、電気を売り買いしながら二酸化炭素の節約、削減に寄与しているということが実際うたわれています。ただ、まだ難点としては、実際、設置費用が高いという問題がありますから、回収に対する費用が恐らく15年から20年かかるのではないかということが言われています。

ただ、そういう意味では、きっちりとした一定の評価もされている部分なので、そういうものも含めて町が政策的に展開しないと、町長、できない話なのです。町長、幾ら言葉で循環型の社会だとか言ったって、きっちり企業をおこして仕事を確保して、それを前に進めるということをやらないと、だめだと思うのです。確かに、農業分野だとかいろいろな分野でも行えることは確かだと思いますが、私はこういった要望が今の町の人たちに聞いていますけれども、やっぱり建設業者の人に聞いていても、他の市町村でやっているようにリフォーム制度についても町でやってほしいと。改修やるときにも、やっぱり補助があればいいという声があります、実際。そういうことも踏まえれば、町長の言っていることと、やろうとすることの矛盾があるのだと思うのです。町長に、なぜその矛盾が生まれるのかと言えば、町長が将来に対する、まちづくりに対するビジョンがあるのはあるのだけれども、しっかりと形を持っていないということが最大の弱点だと思うのですが、この点、町長含めて検討される必要あるのではないですか、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお

答えさせていただきます。

まず、住宅のリフォーム等に関します点から申し上げますが、町民のさまざまな方々が、さまざまな思いを持って暮らしを立てておられます。そういう中で、それぞれ各個人個人にはいろいろな町に対する要望も思いをお持ちであるということは承知しておりますが、私は、町の運営を預かる立場といたしましては、すべてのものにおこたえできるということは100%できないわけでございまして、その中でことしの予算編成の中でも申し上げておりますように、集中と選択ということをまさしく今は厳しく見ていかなければならないというふうに、それをまず理念として掲げているわけでございまして、やはり限られた予算を最大限、町の繁栄のために役立てられるようなそういう枠組みの中で計画を立てていくべきだというふうに考えておまして、そういうことから先ほどの御答弁に至ったということで御理解いただきたいと思っております。

また、太陽光発電、具体的に太陽光発電等の助成制度につきまして、制度化されております市町村もあることも承知しておりますが、私は今の段階、非常にこういう分野は技術革新も早いですし、まだまだ効率的なシステムも生まれてくるでしょうし、ローコストで効率の高いシステムが出てきた段階では、これは先ほど申し上げましたように、現行では念頭にございませんが、今後、クリーンエネルギーの推進等から見まして投資効果があるということの判断に至れば、それは当然、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

まちづくりの理念に対します展望につきましても御意見を賜りましたが、しっかりとその辺は、私、自分自身の気持ちとして、それは整理をして今後のまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 次、お伺いいたしますが、そうであるならば本年度の予算の中で、産業や経済や雇用の活性化に向けた支援、あるいは住民活動の活性化という形で、具体的に予算編成においては指示されているということですが、それでは具体的に活性化の対策として、町長は次年度こういう問題に対して内需を拡大したりだとか、そういったことを考えておられるのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 次年度の予算編成の中の過程におきまして、政策的に予算を立案する現在作業中ですが、まず私の予算編成に当たったの基本は、何度も申し上げておりますが、さまざまな境遇の中で、さまざまな状況の中で暮らしておられ

る方の中で十分光が当たっていない部分に、隔々まで光が当たるようなそういう政策展開を大きな基本理念として押さえておりますので、そういったことをまず柱とさせていただいているところでございます。

さらに、産業の活性化、これは人口減少対策も含めまして、町にとっては将来を大きく左右する大きな課題でございますので、人口増の定住対策等も当然でございますし、まず産業をしっかりと組み立てると。農業・商工業含めまして、産業構造をしっかりともう1回見つめ直して、本当に上富良野の産業がぶれないような安定した生活が皆さん営まれるような、しかも安心して安全で生活が営まれるようなまちづくりを予算編成の大命題としております。

具体的な個別の案件につきましては現在精査中でございますので、まだお知らせする段階ではないということで御理解賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 以上で、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、11番渡部洋己君の発言を許します。

11番（渡部洋己君） 最後になりますと、皆さん質問されて、質問なくなってきましたけれども、通告どおり質問させていただきたいと思うので、よろしくお伺いしたいと思っております。

まず初めに、上富良野町においても事業仕分けを考えてはということで、町長にお伺いしたい。

さきの衆議院選挙での政権交代により、初めての事業仕分けが行われ、国民より高い評価が得られました。これは、今、非常にパニック状態でありまして、今後どのようになるかちょっと見きわめる必要がありますけれども、我が町の財政も一般会計では10年前と比較すると、やや20億円近く減額しております。そんな中でも今後においてますます厳しい財政になるかと思っております。そんな中で、事業の見直しも考慮する必要があるのではないかとお考えを伺いまして、我が町においても事業仕分け的な考えはどうかお聞きしたい。

続きまして、高齢者事業団の今後の運営についてということで、町長にお伺いしたいと思っております。

我が町では、現在、定年退職後の生きがい対策として高齢者事業団があり、公園の管理や農作業などに幅広く活躍され、高く評価されているのが実態であります。しかし、高齢者という年齢的な問題もあって、自衛隊を退官された方が加入できないということもあって、今後において高齢者事業団の年齢の間口を少し広げるとか、そのような要請を行っていただいて、充実した高齢者事業団の運営をお願い

してはどうかということで、町長にお伺いします。  
よろしくをお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの事業仕分けの導入に関する御質問にお答えさせていただきます。

事業仕分けに関しましては、さきに村上議員からの御質問に御答弁申し上げましたところでございますが、予算事業について客観的な視点で判断していく仕組みとしては、極めて高い効果があるものと受けとめておりますが、町としては現在、試行を実施しております事務事業評価について、その精度を高めるとともに、予算へ反映させていくよう検討を進めてまいりたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの高齢者事業団の今後の運営についての御質問にお答えさせていただきます。

高齢者事業団は、高齢者がその豊かな経験・技能を生かして働く機会を確保し、生活感の充実と福祉の増進を図りながら、地域社会の発展に寄与することを目的に設立されております。

上富良野町では、平成元年に設立されてから20年が経過し、その活動は御承知のように、町内で多方面にわたる活躍が浸透されており、その業績はピーク時には及ばないものの、ここ数年は増加傾向にあります。

自衛隊退職者が加入できないとの御質問ですが、上富良野町の高齢者事業団では、正会員はおおむね60歳からと規定されております。

高齢者事業団は、高齢者の生きがい対策としての就労の場という性格でありますことから、この点を御理解いただき、加入年齢をさらに拡大してはとの点に関しましては、高齢者事業団の本来の趣旨からして、なじむものではないと判断しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） まず、事業仕分けということで再質問したいと思いますが、さきに同僚議員が質問されておりますけれども、私は議員ということか、町民参加までではなくて、予算編成の中で組む時点というかな、その中に我々議員も少し加入できないかということでお話ししたいなと思う。

実は今までもそうなのですが、予算が全部組まれた段階、すべてできあがった段階で我々に示されて、承認していただきたい。そんな中で特別委員会やったりして、三日四日かけて論議はするのですけれども、その中で数字を動かしたりということ

はなかなかできないものですから、そんなことで質問させていただきたいなと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の事業仕分けと申しましうか、事業を組み立てる過程の御質問かと思いますが、確かに私も議席を持たせていただいた経験がありまして、そういうようなことを感じたことも実際ございます。

そういった経験も踏まえまして、私は、極力事業が成案として固まる前に皆さん方に御相談を、御提案というよりもむしろ御相談を申し上げれるそういうような部分がある場合においては、そういう段階でまず議会の皆さん方に、町が組み立てようとしている考えにつきまして御意見をいただくような、そういう過程はあってもいいなというふうには考えておりますが、すべてそういうプロセスを講じれるかということになりますと、これはちょっとそこまで想定しておりませんので、何ともお答え申し上げられませんが、要するに大きな事業目標を立てるときに当たっては、やはりそれらを議会の皆さん方と意見交換をして価値観を共有できるかという、そういう過程はあってもいいのではないかなというふうには考えております。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） それはそれで十分わかりますけれども、実は先ほども言われましたように、非常に財政的に厳しくなってきました、これは町民の方も皆さんわかってきているのですね。以前は各地域の人から要望受けまして、これをやってほしい、あれやってほしいと、いろいろな要請はしたのですけれども、最近は逆に余り要求してもやっぱり財政厳しいのをわかってますから、それは余り無理なことは言わないのですけれども、今、やることが果たしてあれが必要なのかとか、そういうことを逆に言われることが多いですよ。それで、自身の検討どうなのかということ私は今後やっていく必要があるのかなというふうに思っております。

それと、先ほど同僚議員の中で広域連合の話あったのですけれども、これも先ほど消防の中でも広域のほうに先に議会があるものですから、その中でも自賄いの部分の予算を我々議員もそこへ少し加入できないのかなという気もするものですから、そういう話をいたしました。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに大事なことでございます。こういう厳しい財政の中で、もちろん事業効果を高めていくということは、これは永遠のテーマでございますし、当然

義務でもございますが、さらにその中において事業の、多分、議員おっしゃっておられる意味としましては、スクラップ・アンド・ビルドをきちっと町民の目線で町民の皆さん方に御理解いただけるように、そういう政策展開をしてほしいということかなと思います。

当然、取捨選択は、これからますます厳しく求められると思います。そういう過程を、町民の皆さん方と価値観を共有しながら、あるいは議会の皆さん方とも意見を交わしながら、取捨選択を我々だけでするのではなくて、広く皆さん方の御意見をいただきながら取捨選択の判断をする、御意見をいただく、そういう方法が私としてもその意味合いは十分理解できますので、今後、十分その精度が高まりますよう、特にスクラップ・アンド・ビルドについては、現在、予算編成の中で私申し上げておりますので、見直すべきものは見直す、廃止するものは廃止する、そのめり張りをきちっとつけてほしいということで、それに皆さん方の御意見も反映できるような仕組みができるとすれば、今後も多いに検討させていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） このことについては、国も大変な状況にありますし、町の財政もだんだんとそれに伴って厳しくなりますので、そこら辺は十分我々も住民に訴えていかなければならないし、これらは今後の課題として受けとめたい。

続きまして、事業団のことなのですけれども、ことし夏に麻生政権のもとで経済対策ということで、我が町でも2億円ぐらいの事業で、町の道路の改修工事をやったりこういったことで仕事があったのですけれども、極力、町の業者でお願いしたいということで、それは私もちょっと急に仕事ふえてどうなのかなという、雇用の対策ということで、それで心配しておったのですけれども、聞きますと、そういった仕事の絡みで建設業の方から事業団のほうへ、3社ぐらいから要請があったという話も聞いたので、これは非常にいいことだなと。

それは今後どうしてもそういう形ですね、企業も大変なので、人を抱えるということは大変なので、そういった派遣的なものが必要なかなと思いますし、ただ、改めて派遣業者をつくるとなるとまた大変ですので、今、ある派遣業者と言ったら悪いのですけれども、高齢者事業団がそういった部分を賄っておりますので、特に我々農業者においても、今、収穫時期に大変助かっているのですよね。私も実際利用させてもらっているのですけれども、なかなか皆さん同じ時期になるものですから対応しきれなくて、私の場合も旭川の派遣業者からでもお願いした

りして、そうすると、大変交通費もかかったりして高くなるものですから、できたら地元でそういうこと対応してくれば一番いいのです。そんなこともあって、先ほど退官者の方云々と言っていますけれども、やっぱり心配されるのは、今まで大体皆さんそれぞれ職についておったと思うのですけれども、これからどんどんそういった仕事がなくなったときに、受け手としてそういったものがぜひあれば、安心しておられるのかなと。それがなくなると、よその町へ行かれたり、そういうことが心配されますので、もう少し間口広げる。

国から助成もらったりしているわけでないですから、うちの町で補助しているの、そこら辺のあれは多少余裕、幅持たせれることはできるのかなという気がしますし、そこら辺、再度聞きたい。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の高齢者事業団含めましての雇用の場の確保についてのお尋ねにお答えをさせていただきますが、まず若い人の要するに雇用の機会がだんだん狭まってきているという実態は、当町のみならず全国的な傾向。午前中の質疑の中でも、高校生の就職内定率が極めて低いということなどでもあらわれておりますように、非常に雇用環境はタイトだということは現実でございます。

そういう中で、ことしは経済対策といたしまして、公共工事も一定程度させていただきました。特に、そういう中で臨時的に雇用を求めておられる方が出てきているということもお聞きしておりますが、これが恒常的に仕事をしていただくような手だてが今後も出していけるかということになると、これもまた非常に国の配慮によるところが大変多いものですから、これは国に対して、あるいは北海道に対しては、ぜひ地域が活性化するような施策を打ってほしいということは、また別の問題として私も申し上げていきたいと思いますが、高齢者事業団について申し上げますと、さきの答弁でもお答えさせていただきましたように、高齢者事業団の設置の趣旨と申しましょか、それから申し上げますと、まさしく生きがい対策、就業機会を持ってもらうという趣旨でなくて、生きがい対策ということが一番メインになっておりまして、実は私も利用者で助けられている一人ではございます。

当初の設立の経過から申し上げますと、農作業等、どちらかというとハードな仕事を想定して設立された事業団でないということでございまして、事務局長にお聞きいたしますと、大変農家からの仕事の希望が多いのはありがたいのだけれども、働いておられる方、非常に重労働感があるのだということ

で、特に夏の暑い盛り等につきましては、非常に体調を事務局長も心配しながら、仕事をお引き受けしているような実態も聞いております。

そういうことからして、高齢者事業団のあり方そのものが、生きがい対策をまず大きな目標と掲げておりますので、希望があったところにおこたえして、働き手を供給するというようなそういう意味合いを持たせるということは、ちょっと私は困難かなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 確かに、基本を話せばそうなるのですけれども、実態から見ると、我々も期待しているものですから、ただ、同じ中富さんの場合はやっているのですけれども、午前中だけという話も聞きます。そうすると、農家の人は「午前中なら頼まないわ」という話も聞きますので、我々も来てもらえれば1日やってほしいというのもありますし、基本はわかりますけれども、そうなったときに、やはり重要な位置づけだということを認識していただいて、町も予算つけて金を出しておりますので、これがもし足りないとか何とかあったときには、ぜひまた予算つけていただきたいなと、よろしくをお願いします。

議長（西村昭教君） よろしいですね。

以上をもちまして、11番渡部洋己君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

#### 散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたしたいと思います。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） あす16日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時12分 散会



上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年12月15日

上富良野町議会議長

西 村 昭 教

署名議員

中 村 有 秀

署名議員

和 田 昭 彦

平成 2 1 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日（水曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
第 2 議案第 1 号 平成 2 1 年度上富良野町一般会計補正予算（第 6 号）  
第 3 議案第 2 号 平成 2 1 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
第 4 議案第 3 号 平成 2 1 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
第 5 議案第 4 号 平成 2 1 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
第 6 議案第 5 号 平成 2 1 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）  
第 7 議案第 6 号 平成 2 1 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 2 号）  
第 8 議案第 7 号 平成 2 1 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 2 号）  
第 9 議案第 8 号 平成 2 1 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 3 号）  
第 1 0 議案第 9 号 上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
第 1 1 議案第 1 0 号 上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
第 1 2 議案第 1 1 号 上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例  
第 1 3 議案第 1 2 号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について  
第 1 4 議案第 1 3 号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について  
第 1 5 議案第 1 4 号 見晴台公園の指定管理者の指定について  
第 1 6 議案第 1 5 号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H 2 0 国債）請負契約変更の件  
第 1 7 議案第 1 6 号 北 2 4 号排水路支線整備工事（H 2 0 国債）請負契約変更の件  
第 1 8 議案第 1 7 号 ヌッカクシ富良野川支流整備工事請負契約変更の件  
第 1 9 議案第 1 8 号 北 2 4 号排水路支線整備工事（H 2 1 国債）請負契約締結の件  
第 2 0 認定第 1 号 平成 2 1 年第 3 回定例会付託  
議案第 4 号 平成 2 0 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件  
第 2 1 認定第 2 号 平成 2 1 年第 3 回定例会付託  
議案第 5 号 平成 2 0 年度上富良野町企業会計決算認定の件  
第 2 2 発議案第 1 号 サンプルダム本体工事凍結解除を求める意見の件  
第 2 3 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（14名）

1 番	岡 本 康 裕 君	2 番	村 上 和 子 君
3 番	岩 田 浩 志 君	4 番	谷 忠 君
5 番	米 沢 義 英 君	6 番	今 村 辰 義 君
7 番	一 色 美 秀 君	8 番	岩 崎 治 男 君
9 番	中 村 有 秀 君	1 0 番	和 田 昭 彦 君
1 1 番	渡 部 洋 己 君	1 2 番	佐 川 典 子 君
1 3 番	長谷川 徳 行 君	1 4 番	西 村 昭 教 君

欠席議員（0名）

地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	北 川 雅 一 君	代表監査委員	高 口 勤 君
教育委員会委員長	増 田 修 一 君	農業委員会会長	中 瀬 実 君
会 計 管 理 者	新 井 久 己 君	総 務 課 長	服 部 久 和 君
産 業 振 興 課 長	伊 藤 芳 昭 君	保 健 福 祉 課 長	岡 崎 光 良 君
健 康 づ くり 担 当 課 長	岡 崎 智 子 君	町 民 生 活 課 長	田 中 利 幸 君
建 設 水 道 課 長	北 向 一 博 君	技 術 審 査 担 当 課 長	松 本 隆 二 君
公 園 整 備 担 当 課 長	菊 地 昭 男 君	農 業 委 員 会 務 所 長	菊 池 哲 雄 君
教 育 振 興 課 長	前 田 満 君	ラベンダーハイツ所長	大 場 富 蔵 君
町立病院事務長	松 田 宏 二 君		

議会議務局出席職員

局長 中田 繁利 君  
主査 遊佐 早苗 君

主査 深山 悟 君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### 開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成21年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、閉会中の継続調査として別紙配付のとおり調査事項の申し出がありました。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 渡 部 洋 己 君

12番 佐 川 典 子 君

を指名いたします。

### 日程第2 議案第1号

議長(西村昭教君) 日程第2 議案第1号平成21年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(服部久和君) ただいま上程いただきました議案第1号平成21年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)の提案要旨について御説明申し上げます。

1点目は、経済対策として、その整備費全額が交付されます全国瞬時警報システムの整備事業実施に伴います所要額の計上とともに、整備に要する期間が年度を超えることが明確な状況にあることから、あわせて事業費総額の繰越明許費の設定をお願いす

るものであります。

2点目は、今夏の冷湿害対策として、農業者が農業経営維持資金の活用に当たり、その利子等補給事業の実施に伴い期間を平成26年度まで、限度額を425万2,000円とする債務負担行為の設定をお願いするものであります。

3点目は、厳しい経済状況の中、町商工会が実施するプレミアム商品券発行によります消費振興活性化事業に対して所要の助成措置をお願いするものであります。

4点目が、障害者自立支援事業における利用者数の変動とあわせて、障害福祉サービス報酬額の改定等から、また、保育所運営事業においても入所児童者数の変動等から実績見込みに大きな変動が生じることに伴いまして、所要額の計上をお願いするものであります。

5点目は、さきの臨時町議会で御議決賜った今年度の人事院勧告等に伴う給与と条例の改正及び職員の会計間異動や共済費負担率の改正等に伴う職員給与について、所要額の計上をお願いするものであります。

以上、申し上げたことを主な内容として、各事業費の確定に伴う執行残の減額補正とあわせて、特別交付税においては平成20年度の交付額をもとに再計算し、一定額を歳入に計上するとともに、予備費から一定額を充用することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第1号平成21年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)。

平成21年度上富良野町の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,681万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,193万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、5 7 5 万円の減、1 0 款地方交付税、2, 4 0 0 万円、1 2 款分担金及び負担金、1 1 2 万 8, 0 0 0 円、1 4 款国庫支出金、1, 8 8 6 万円、1 5 款道支出金、1, 8 3 9 万 8, 0 0 0 円、1 6 款財産収入、1 9 9 万 4, 0 0 0 円、1 7 款寄附金、4 2 万 5, 0 0 0 円、2 0 款諸収入、7 7 6 万 1, 0 0 0 円、歳入合計が6, 6 8 1 万 6, 0 0 0 円となります。

2 ページに移ります。

2、歳出。

2 款総務費、3, 1 0 0 万 4, 0 0 0 円、3 款民生費、4, 8 1 1 万 8, 0 0 0 円、4 款衛生費、1 4 万 6, 0 0 0 円、5 款労働費、3 3 万 5, 0 0 0 円、6 款農林業費、1 7 万 4, 0 0 0 円の減、7 款商工費、1, 0 0 0 万円、8 款土木費、1 4 9 万 2, 0 0 0 円の減、1 0 款教育費、5 9 8 万 9, 0 0 0 円の減、1 3 款給与費、1 5 2 万 2, 0 0 0 円、1 4 款予備費、1, 6 6 5 万 4, 0 0 0 円の減、歳出合計が6, 6 8 1 万 6, 0 0 0 円となります。

3 ページに移ります。

次に、第2表、繰越明許費補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、現年度中の完了が難しい全国瞬時警報システム整備事業につきまして、予算科目及び金額の追加設定をお願いするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正につきまして申し上げます。

これも冒頭申し上げましたように、冷湿害等農業経営維持資金利子等補給につきまして、期間及び限度額の追加設定をお願いするものであります。

以上、議案第1号平成21年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)の説明といたします。

御審議いただきまして御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

5 番 米沢義英君。

5 番(米沢義英君) 3 ページの冷湿害等の農業経営の維持に係る利子補給ということで予算化されて、実際被害総額もかなりの状況に上るということで、農家の人たちもこういう補給体制をとっていただければ大して助かるということでもあります

が、この富良野沿線、この資料2では約4億4,600万円の被害相当ということですが、これは上富良野町だけなのか、それとも富良野全体の被害状況なのかということをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

もう1点は、昨年と比べて最終的な決済はまだまだ出ていないかと思いますが、作物等の価格の変動というのは、例えば水稲やジャガイモだとか、その他白菜だとかタマネギ等々ありますが、比べてどういような、昨年より下がっているのか上がっているのか、そこら辺なんかもお聞かせ願えればというふうに考えております。

この資料では、これにかかわる調査の聞き取りという形で、利子補給を要請、希望農家ということで35戸という形の推定であります。これは恐らく推定でありますから若干変化するのかなというふうに思いますが、変化したとしてもこの補正で十分足りるのかどうなのか、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、8ページの地方交付税の点で、当初予算よりも交付税等が若干ふえているかというふうに思いますが、改めてお聞きしたいのは、このふえている要素等について今回2,400万円の補正がなされております、この点。

それと、今、地方交付税というのは財政の調整機能という形で、地方自治体にとっては本当に使いやすい、あるいは財政を、少しでもこの交付税をふやしてほしいという要望が出ております。あわせてこの点でお伺いしたいのは、今、事業仕分けという形の中で、将来的に明年度以降この交付税の削減等の話も出ておりますが、そうしますとこの財政調整機能そのものが失われる可能性もあります。

そうしますと、当然、財政的にも大きな影響も出て、その他事業仕分け等においては公共下水道等や、あるいは共済等の国からの補正が減額するなど、直接地方自治体にも影響を及ぼすような、かかわる事業仕分け等ということで、全国の地方自治体から見直すものは見直していいけれども、地方自治体が維持しなければならないものはきちり維持しなければならないという声が上がっているわけですが、今後予想されるこういった事業仕分け等によって、この減額される分、そういった名目でこういった項目が減額要素の対象として事業仕分けの対象になっているのか、この点大まかでいいです、わかればお聞かせ願いたいというふうに思います。

次に、10ページの総務費の権限移譲の事務交付金でありますけれども、これに係って地方分権の一括法案において、どんどん地方にできるものは速やかに事務を行ってもらおうという体制作り

いうことで、一定の許認可の権限も地方に移されたという経過があります。

そういう意味では、この点大変いいというふうに思いますが、この点は現状において事務権限が移譲された中で、財政的な負担、国から来ている負担と町が持ち出している負担、こういったものがきちっと整理されて使い勝手いいような制度になっているのか。逆に分権という形で、権限は移譲されたけれども財源が伴ってきていないという問題があると思いますが、この点ちょっと私自身勉強不足でわからないものですから、町としてはどういうふうに受けとめておられるのか、この点をお伺いいたします。

さらに、14ページの富良野広域連合推進費という形で2,100万円も予算がついております。これは、広域連合の管理費、衛生費、消防費、給食センター費という形で、人件費も含めたその他もろもろの諸費という形になっておりますが、今回消防費という形で1,500万円の予算が計上されているかというふうに思います。

これは本来でありましたら、当初予算の中できちりと予算計上されなければならなかったのかなというふうに思いますが、当然予算ですからそのときによって変動するというので、やむを得ないという予算も当然あるかというふうに思いますが、この点どういう要素の中で、今こういう消防費に限って言えば予算を計上しなければならなくなったのか、改めてこの点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

あとは、商業振興費という形で、活性化事業ということで、今回はプレミアム商品券という形で予算計上されておりますが、この点についても一部商店が独占するのではないかと、一部の人が買い取って他に回らないというのではおかしいという話もありますので、この点、去年も実施されて改善されて実施される部分もあると思いますが、この点についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の冷湿害等の被害額でございますけれども、これについては上富良野町の被害額と。その中身につきましては、北海道に報告をさせていただきました部分については、水稻、小麦、デントコーンの被害等で4億3,000万円の被害ということで報告させていただいております。

また、2点目の各作物の被害価格状況でございますけれども、農協から聞いておりますのは、価格の部分については余り極端な下落はないと。ただ、この冷湿害の中で、小豆ですとかてん菜、これが作付

面積に対しまして収穫が5割だとか、本当にひどいものはそれ以下の状況だということで、そういうことで収入が減額したということで受けとめております。

また、3点目の御質問でございますけれども、今回上程させていただきます予算の中身につきましては、今、町で押さえているのは、これが最大限のマックスの金額ということでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 5番米沢議員の御質問にお答えします。

まず、1点目であります地方交付税の中の特別交付税についてであります。

今回、予算化をお願いしております特別交付税の理由につきましては、これがふえたとかというわけではなく、当初予算において20年度の決算見込みを立てて数字を推計しておりました。今回、20年度の決算額におきまして再計算して、この額であれば大丈夫だという額を予算計上させていただいております。

次に、地方交付税全般のお話の中で、減額あるいは地方の状況としては今後ふえることが一番望ましいのですけれども、国の状況等を考えますと、この経済対策が終わった後にどのような形で地方交付税に対する削減がされるか、大変不透明であり、また財政担当としまして非常に不安な部分であります。

その関係で、事業仕分けというものが今回なされておまして、この中でいろいろな事業が新聞等でもありましたけれども、北海道であれば1次産業に対する事業、これらに非常に多大な影響額が出るであろうということではありますが、最終的な結論につきましては政治的な判断がなされて明確にこれらになってくると思っております。

ただ、事業仕分けの中で地方にゆだねるべきだとか、そういう評価が散見して見られたわけですが、これらについては国におきます事業だけが地方に任せられるということではなく、それと同時に財源がついてきた中で事業を進めるというような考え方がなければ地方としては対応できないという現状であります。

したがって、それらの対応については、町から道、国に対して十分要望をしていかなければならないものと考えているところであります。

次に、権限移譲の関係でございます。権限移譲につきましては、道のほうでこの事業を受けるのであれば、これだけのお金を財源的に事業の取り扱い件数に応じて1件当たり単価が決まっております。それに対する財源は来ているところであります。ま

た、うちのほうで受ける受けないという部分は、市町村が判断して受ける受けないを決定できます。したがって、非常に手間のかかるだとか、財政的経費がかかるというようなものは、ある意味受けないというような部分がありまして、対費用効果だとかそういう部分、細やかに必ずしも見ているものではありませんが、総体的には移譲されるものの財源は確保されているというふうに考えております。

次に、富良野広域連合の関係であります。消防費の関係であります。これにつきましては当初予算で見ていたものと、人事異動等によりまして予測できない部分が発生した結果、1,500万円程度の大きな額となったということで御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢議員のプレミアム商品券に関する御質問にお答えを申し上げます。

今の御質問の内容ですけれども、今回実施する部分につきましては、商工会の中で過去にそういう意見があったということのを踏まえて、今回3日間につきましては一般の消費者を優先して販売するという事で改正されてうちのほうに提出されております。それで、実際にこういうことで商工会のほうで販売する予定と聞いております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 農業の冷湿害対策ということで、利子補給ということなのですが、これは資料の中で共済金ですか、12月、最近ですけれども共済金の金額が出たと思っております。それで、その時点で変わる可能性があるということなのですが、それは変わらないのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 渡部議員の御質問にお答えを申し上げます。

この12月の利子補給につきましては、今、農協のほうで借入れを含めてまとめているところでございます。

それで今回、債務負担行為については5年間ということで提案をさせていただいておりますけれども、12月にその借入れの部分が出てくれば、もし25日に借入れを起こすということになれば、31日までの4日なり3日なりの利子補給が出てくると。それで、出てきた場合は、新しく3月の議会において補正で対応したいと、このように考えてお

ります。

済みません、共済金につきましては、私もちよっとその辺把握していない分がありますので（「共済金額じゃなくて、共済金出た段階で変わる可能性がある」という部分、希望者が変わる可能性があるかと言っているもんですから」と発言する者あり）それはあります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第3 議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、1点目は保険給付費の退職分の高額療養費が増額見込みとなることから、これらの増額相当分が交付金として見込めますこと。

2点目は、保険税の低所得者に対する軽減分が確定いたしましたこと、また、人事異動等により職員給与費が確定したことによりまして、これらの差額相当分を一般会計繰入金で精査いたしますこと、これらを主な要因といたしまして所要の補正をしようとするものであります。

次に、歳出につきましては、人事異動等により職員給与費が確定したこと、また、保険給付費の一般分及び退職分の高額療養費が増額する見込みであることを要因として所要の補正をしようとするものであります。

また、収支の差額につきましては、予備費を充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御



了承をお願いいたします。

議案第2号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

平成21年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,125万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款療養給付費交付金、357万8,000円、8款繰入金、188万円の減、歳入合計は169万8,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、107万6,000円、2款保険給付費、1,810万2,000円、12款予備費、1,748万円の減、歳入合計といたしましては169万8,000円となります。

これをもちまして、平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただきまして、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第3号

議長(西村昭教君) 日程第4 議案第3号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予

算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(田中利幸君) ただいま上程されました議案第3号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、保険料の軽減措置分が確定したこと、また、平成20年度の取扱事務費が確定したことによりまして、一般会計繰入金を増額補正しようとするものであります。

次に、歳出につきましては、歳入補正をいたしました増額相当分につきまして、広域連合納付金として増額補正しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

議案第3号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

平成21年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,932万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金、26万2,000円、歳入合計は26万2,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金、26万2,000円、歳出合計は26万2,000円となります。

これをもちまして、議案第3号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第4号

議長(西村昭教君) 日程第5 議案第4号平成21年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(岡崎光良君) ただいま上程されました議案第4号平成21年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本事業におきまして、今年度の上半期を終え、歳入では、保険料収入が当初見込みよりも増額が見込まれること、また、歳出では、高額介護サービスが当初の見込みよりも増加しており、既定予算額に不足が見込まれますので、国庫負担、道費負担、一般会計繰入金など法定の負担金、保険給付費の財源を見込みまして所要の補正をいたすものであります。

歳出の第2点目といたしまして、人事異動に伴います職員給与費の不足額の補正、職員手当の減額によりまして所要の補正計上を行います。

3点目といたしまして、歳入財源充当を精査した結果、歳入歳出の差し引き残額を予備費に計上するものであります。

それでは、議案の朗読をもちまして御説明申し上げます。

議案第4号平成21年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

平成21年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,992万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目につきまして申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

以下、款の補正額のみ申し上げます。

第1款介護保険料、補正額417万円、3款国庫支出金、34万円、4款道支出金、21万5,000円、5款支払基金交付金、54万円、7款繰入金、3万2,000円、9款諸収入、1万円の減、歳入合計528万7,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、18万3,000円の減、2款保険給付費、180万円、3款地域支援事業費、5万円の減、7款予備費、372万円、歳出合計額528万7,000円であります。

歳入歳出予算補正事項別明細書及び給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第5号

議長(西村昭教君) 日程第6 議案第5号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(北向一博君) ただいま上程されました議案第5号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳入に関しましては、歳出補正におけます費用増減の影響により、ルール計算に基づく一般会計からの繰入金について43万3,000円を減額するものとなっております。

歳出では、一般会計間との人事異動と給与改定に

より、給与費を98万4,000円減額し、一方では事業確定などによる施設管理費を55万1,000円増額するもので、結果として生じる費用の43万3,000円の余剰を公債費利子の財源に充てる内容となっております。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成21年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,522万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

以下、款の補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金、43万3,000円の減、歳入合計43万3,000円の減。

2、歳出。

1款下水道事業費、43万3,000円の減、歳出合計43万3,000円の減。

以上、議決項目のみ御説明申し上げます。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第6号

議長(西村昭教君) 日程第7 議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計

補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長(大場富蔵君) ただいま上程されました議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入におきましては、特養利用者の長期入院者が増加し、利用者数が大幅に減少したことによりまして、施設介護サービス収入並びに自己負担金収入を減額補正しようとするものでございます。

歳出におきましては、1点目といたしまして給与改定に伴います給与費の減、職員の異動等による給与費の減額補正でございます。

2点目は、臨時介護職員の増員による賃金の増額補正でございます。

デイサービスにおきましては、利用定員を20名から25名にしたことによる介護スタッフ体制の強化を図るものでございます。

特養におきましては、利用者の重度化による介護スタッフの業務負担軽減のため、臨時パート職員の増でございます。

3点目は、施設整備事業の管理用による事業費が確定したことによります不用額の減額補正でございます。

4点目は、収支の差額を予備費に計上し、不測の事態に備えるものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第6号平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第2号)。

平成21年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ766万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,305万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款及び補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款サービス収入、766万7,000円の減、歳入の合計、同額の766万7,000円の減でござ

ざいます。

2、歳出。

1款総務費、1,255万3,000円の減、2款サービス事業費、203万3,000円、3款施設整備費、67万5,000円の減、6款予備費、352万8,000円、歳出の合計766万7,000円の減でございます。

以上、議決項目につきましての説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第7号

議長（西村昭教君） 日程第8 議案第7号平成21年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第7号平成21年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の補正の要旨につきまして御説明申し上げます。

本年4月に一般会計との間で人事異動があり、また、今般の給与改定の結果、営業費用における人件費を359万6,000円減額し、同額を予備費に充てるよう補正するものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成21年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）。

第1条、平成21年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出

の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用1億6,905万1,000円。補正額なし、合計額1億6,905万1,000円。

第1項営業費用1億2,783万3,000円、補正予定額359万6,000円の減。合計額1億2,423万7,000円。

第4項予備費1,194万9,000円、補正予定額359万6,000円、合計額1,554万5,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第3条、予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）、職員給与費、既決予定額3,715万5,000円、補正予定額359万6,000円の減、合計額3,355万9,000円です。

次ページ以降につきましては、さきに御高覧いただいていることから説明を省略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第8号

議長（西村昭教君） 日程第9 議案第8号平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（松田宏二君） ただいま上程されました議案第8号上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、三つの案件で構成さ

れておりまして、1点目は本年度人事院勧告に基づく給料等手当の減額であります。所要の額につきましては、収益的支出の医業費用と老人保健施設事業費用の給与費から関係分をそれぞれ減額するもので、減額総額は434万8,000円であります。

また、減額しました全額を予備費に計上させていただきますまして、不測の事態に備えるとともに、今後におきまして新型インフルエンザなどの特殊要素も含めまして、収入と支出の全般について精査を行い最終調整させていただく考えであります。

2点目は、事業完了に伴い、資本的収入と支出におきまして、それぞれ減額するものであります。

一つは、ボイラー貯湯槽の改修、もう一つは胃カメラの購入の完了に伴う一般会計からの出資金と執行残額をそれぞれ減額するものであります。

3点目は、御寄附を3件、58万円をいただいておりますので、寄附者の御趣旨に添いまして予算措置をするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)。

(総則)。

第1条、平成21年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第1款病院事業費用、補正予定額ありません。第1項医業費用369万7,000円の減、第3項老人保健施設事業費用65万1,000円の減、第5項予備費434万8,000円。

(資本的収入及び支出)。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入10万6,000円、第1項出資金47万4,000円の減、第3項寄附金58万円。

支出。

第1款資本的支出10万6,000円、第2項建設改良費10万6,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第4条予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費434万8,000円の減。

なお、1ページ以降につきましては御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

8番岩崎治男君。

8番(岩崎治男君) 病院事業会計の補正の説明書によりますところ質問したいと思いますけれども、後ほど仕分けの現況等が上がってくるとは思います、現時点では詳細がわからないのでお伺いしておきたいと存じます。

まず、資本的収入及び支出についてですが、寄附金、ただいま述べておりましたけれども、この58万円の中身ですけれども、どのような方から、何人くらいの方からこの寄附をいただいたということでしょうか。58万といたら、結構個人の寄付としては大きいなというふうに感じたので質問いたします。

それから支出の部ですけれども、胃カメラの購入精算1,133万5,000円。胃カメラの値段はもう少し安かったのではないかと思います。ほかに何かあるのなら教えてほしいと思います。

それからもう1点ですけれども、ボイラー改修精算の1,658万9,000円。このボイラーについても付属部品が何かあるのか、これもちょっと高いように思われますので、その詳細をお聞きしたいと存じます。

議長(西村昭教君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(松田宏二君) 8番岩崎議員の御質問にお答えします。

まず1点目の寄附金58万円の内訳ということですが、これにつきましては備考欄に寄附3件というふうに付記させていただいておりますが、3名の方から御寄附をいただいております、内訳的には50万円の方、5万円の方、3万円の方というようなことで、そういうようなことで58万円という形でございます。

次に、2番目の2ページに係ります胃カメラの関係であります、これにつきましては1,133万5,000円というのは、その節の総額でありまして、内訳的には当初予算では850万の医療機器の購入費というのがまず計上されておまして、それにあわせて胃カメラが309万8,000円と

いう形で予算がなっておりまして、今回、胃カメラの部分ということで309万8,000円を執行した中で、最終的には283万5,000円で購入できておりますので、その差額につきまして今回減額をしようとするものであります。

また、三つ目のボイラーの改修精算ですが、これにつきまして1,658万何がしという部分につきましては、同じく全体のその節の額でありまして、ボイラー改修自体では1,300万円の予算をもって執行に当たったというような中身であります。

その差額につきましては、ベッドですとか電話ですとか、9月の議会の折りに計上された部分が加わって、その大きな額になっているということでありまして。

なお、1,300万円のボイラーの予算に当たりまして、最終的には1,278万9,000円という形で執行なされましたので、その予算との差額21万1,000円を減額しようとするものであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 寄附が3件で58万ということはわかりましたけれども、寄附をいただいた方の御恩に報いるために、感謝のお気持ちをどのようにして対応しておられるのか質問したいと思います。

また、この寄附をいただいた分につきましては、目的寄附なのか、それとも病院内で何に使ってもいいということなのか、その辺も伺っておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（松田宏二君） ただいまの8番岩崎議員の御質問にお答えします。

1点目の御寄附をいただきました相手方に対する感謝の対応ということですが、どなたでも御寄附の申し出がありまして受けた場合には、感謝の気持ちということで礼状を院長名でお送りして、あわせて受け取りの領収書も当然お渡しするような形で、まずは速やかに対応をさせていただいております。

それ以後の部分につきましては、町の表彰規定がございますので、それらの条例の決まりに基づきまして、それは額に応じますけれども、社会貢献ですとか善行ですとか、あるいは感謝状をもってお渡ししてというような対応を図っているところであります。

寄附の目的ということですが、御寄附の方につきまして、病院にお世話になった結果の中でそういう

御寄附をされる方が大半でありますので、その申し出を直接面談等でお伺いした内容に基づいたもので、なおかつ患者さんに利便が向上するような形で寄附を活用させていただいているというような実態にあります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 感謝の気持ちを礼状を出してお礼にかえているというようなお話ですが、この50万というお金は大変大金でございまして、貴重なお金だと思うのですが、この方についてはどのような表彰の規定にはまるのかどうか、わかれば教えていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（松田宏二君） 8番岩崎議員の御質問にお答えします。

町の条例に基づきます細かい内部の規定に照らしますと、町の条例に基づく該当にはなりません。

したがって、院長名で先ほどお話ししました感謝の意を表する礼状をもって、そのような対応になるかと思っております。

以上であります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第9号

議長（西村昭教君） 日程第10 議案第9号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

勤務時間につきましては、平成20年8月の人事院勧告により、職員の勤務時間を一週間当たり40時間を38時間45分に改定する勧告がされたところであります。

本町におきましては、平成19年4月1日から、

18年の勧告により、1週間の勤務時間を40時間に改正しております。改正から2年間しか経過していないこと等から、平成21年4月1日の実施については見送り、職員組合とは継続協議事項としていたところでありますが、上川管内の実施状況は2市町村中、本町を除く2市町村が実施済みであり、これらの状況を踏まえ職員組合と協議を進め合意いたしましたので、本条例を提案するものであります。

それでは、本議案について、以下条文ごとに要約しまして御説明してまいります。

第2条第1項では、職員の1週間の勤務時間について「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項では再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間の範囲について、「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改め、第6条第2項では休憩時間を45分とすることができる1日の勤務時間の範囲の上限時間について、「8時間」を「7時間45分」に改めるものであります。

次に、附則では、施行日を平成22年4月1日と規定するものであります。

以上で、議案第9号の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第10号

議長（西村昭教君） 日程第11 議案第10号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案要旨について御説明申し上げます。

現在の里仁会館は、昭和48年に里仁小学校が上富良野西小学校に統合され、昭和49年に建設されており、老朽化が著しく地域からも改築の要望が強く出されていたところですが、このたび国の経済対策臨時交付金を財源として改築することとなったことから、上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例第4条関係の別表に記載の当会館における各部屋の居室名及び1時間当たりの基本使用料金を変更しようとするものであります。

以下、議案を朗読しまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第10号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例（昭和51年上富良野町条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中、里仁会館研修室300円、調理室350円、和室400円、屋内運動場150円を、里仁会館、集会室400円、調理室450円、和室300円、屋内運動場150円に改める。

附則。この条例は、平成21年12月25日から施行する。

以上でございます。

御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 一つは、今回、屋内運動場ということでそのまま残っております。

私は一般質問等も通じまして、あそこの里仁会館に付随する屋内運動場が、非常にあそこの住民の思いやりといいますが、町から資材を受けて壁だとか床だとかを直しているということも含めて、ぜひ残してほしいというような要望がありまして、今回そのまま載っているということは、地域の住民の皆様と話をしておそこを残すということで理解をされているのか。

それからもう1点は、今後起こり得るような改修等も含めてというようなことで、恐らくそれらも含めて住民会の皆さんと話をしているだろうと思えますけれども、その点が1点。

それからもう1点は、里仁会館の利用の開始なんですけれども、これも以前に一般質問の際に、町長は平成22年の新年から使えるようにしたいのだというような方向でお話をしておりました。ですから、恐らく里仁の皆さんからすれば、私も含めて来年、年を明けての新年会に使えるということでも

理解をしているのですけれども、その点をお伺いしたいということ。

それからもう1点、今、建てられたら、今度は旧里仁会館の解体の関係です。これはいつまでやる予定ということで考えておられるのか、その3点をお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村議員の御質問にお答えします。

まず1点目の屋内運動場の今後の考え方でございますけれども、実は今回会館を建設する際にも、屋内運動場についても地域と協議を今させていただいております。ただ、皆さん御存じのように、屋内運動場についても老朽化が著しく、実際の耐震ですとか、そういう構造上から見たときに余り安全な建物ではないということを含めて、今の状況の中では使用は中止をしております。

後の説明にも影響してくるのですけれども、今回新しく会館が引っ越すことによりまして、旧会館の荷物等が出てきます。そういう保管場所も含めて、今回まだ残すということをまず地域と話をしております。

今後の使用、あるいは今後のあり方については、もう一度地域と改めて協議をするということで今のところ進めているところであります。

続きまして、2点目の使用開始の時期でございますけれども、今のところ全体の整備の工事につきましては3月19日までになっておりますが、建物につきましては12月中に仕上げ、12月25日から使用できるようにということで、今回地域と話をさせていただいているところであります。

なお、会館の解体につきましては新しく使用を開始して、中の荷物等の引っ越しを済ませて2月ごろから解体を始めて、工期内に解体を終了させる予定であります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 2点目、3点目は了解いたしました。

それで、1点目の屋内運動場の関係なんですけれども、とりあえず備品があって、移してということでは理解をし、新しくできたところに移すということではわかりますけれども、使用中止というのは物が入ってるからやられるのか、危険だから使用中止なのか、暫定的に置いておくということになると、今後の維持から改修等も含めて地域であれするということになると、地域にゆだねるようなことで存続等は可能なのか。恐らく住民会とはそこまで話が進んでいないような課長の答弁ですけれども、その辺

をちょっと明らかにしていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

屋内運動場、現在見た目の形で危険性があると、要するに建物の安全性自体が正式な検査とかまだしてございません。そういう意味からいくと、老朽化が大変著しいものですから、使用すること自体を今中止をさせていただきます。

ただ、現在の備品等を保管場所に置いておくことについては差し支えないということで、そういう保管場所の確保ということで置いておまして、先ほどから言いましたように、今後の維持も含めて建物の安全性を確認した上でないと、住民会のほうにゆだねるにしても、町が直接管理をしていくにしても、今後使用できるかについては十分検討していかなければならないと思っております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 住民会と話をするということですが、いずれにしてもまず大前提になるのは安全性の確認ですよね。これらは融雪を待って、安全性の確認をどういう手法で進める考えているか、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 私どもが見てもわからない部分がありますので、基本的にはうちの建築の専門家、専門職員等にも現場を見ていただき、ある程度の構造を出していただきながら確認をしていきたいと思っております。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。暫時休憩といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時39分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第12 議案第11号



議長（西村昭教君） 日程第12 議案第11号  
上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例の  
件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程され  
ました議案第11号上富良野町営住宅管理条例の一  
部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説  
明申し上げます。

町営住宅の敷地におきまして、入居者みずからが  
建設しております車庫、物置等の工作物について、  
受益に対する公平な負担を求める原則から、工作物  
等を建設して敷地を占有している入居者から使用料  
を負担してもらうことを目的に、町営住宅管理条例  
の一部を改正するものであります。

なお、使用料の額につきましては、1平方メー  
トル当たり月額30円といたしております。

以下につきましては、議案の朗読は省略させてい  
ただき、その主な改正点のみを説明させていただきます  
ので御承賜りたいと思います。

議案第11号上富良野町営住宅管理条例の一部を  
改正する条例。

上富良野町営住宅管理条例（平成9年上富良野町  
条例第3号）の一部を次のように改正する。

第55条、第59条、第62条、第60条は文言  
の整理であります。また、第66条を削除し、第6  
4条から第68条をそれぞれ第74条から第77条  
に順次繰り下げる規定であります。

次に、第6章、空き地及び緑地の管理の章を追加  
するとともに、第64条には町営住宅の共同施設と  
して設置された空き地及び緑地を遊休地と位置づ  
け、これらの管理をこの章で規定する旨を定めたも  
のであります。

第65条は、遊休地の使用許可に関する規定であ  
ります。

第66条は、遊休地の使用者の資格についての規  
定であります。

第67条は、遊休地の使用を希望する者は使用の  
申し込みをしなければならない旨の規定であります。

第68条は、使用の申し込みが遊休地の許容を超  
える場合は公正な方法で選考する旨を、さらに、入  
居者または同居者が障がい者等である場合は優先的  
に使用を許可できる旨の規定であります。

第69条は、使用手続に関する規定であります。

裏面をごらんください。

第70条は、使用料は町長が定めるものとし、特  
別の事情があると認めるときは減免または徴収の猶  
予をすることができる旨の規定であります。

第71条は、物価の変動及び遊休地相互の不均衡、  
遊休地の改良等の要因により使用料を変更できる  
旨の規定であります。

第72条は、町長は不正な行為及び使用料の滞  
納、不適切な管理等がある場合、また、遊休地の管  
理上必要がある場合は、使用許可の取り消し、また  
は明け渡しを請求できる旨の規定であります。

附則。

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い  
申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の  
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質  
疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いた  
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい  
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号

日程第14 議案第13号

議長（西村昭教君） 日程第13 議案第12号  
北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の  
増減について及び日程第14 議案第13号北海道  
後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の  
数の減少についての件を一括して議題といたしたい  
と思います。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただき  
ました議案第12号北海道市町村備荒資金組合を組  
織する市町村の数の増減について、議案第13号北  
海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団  
体の数の減少について、提案の要旨を一括して御説  
明申し上げます。

本件は、湧別町と上湧別町が本年10月5日に合  
併し、新たに湧別町となりましたことに伴い、北海  
道市町村備荒資金組合と北海道後期高齢者医療広域  
連合を組織します市町村数に増減が生じることと  
なったことから、地方自治法の規定に基づき両団体  
から協議がありましたので、北海道市町村備荒資金  
組合については、地方自治法第290条の規定に基

づき、また、北海道後期高齢者医療広域連合については、地方自治法291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以下、議案第12号、議案第13号の朗読をもって説明いたします。

議案第12号北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を次のように増減することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、組合を脱退する市町村、湧別町、湧別町。
- 2、組合に加入する市町村、湧別町。
- 3、脱退及び加入の日、組合を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とする。

次の議案をごらんください。

議案第13号北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体から、次のとおり地方公共団体を脱退及び加入させることについて協議する。

紋別郡上湧別町及び同郡湧別町を脱退させ、同郡湧別町を加入させる。

以上、説明いたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより各議案ごとに採決したいと思います。

最初に、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号

議長（西村昭教君） 日程第15 議案第14号見晴台公園の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第14号見晴台公園の指定管理者の指定につきまして、提案の理由の御説明を申し上げます。

本議案につきましては、見晴台公園の現行の指定管理者指定期間が平成21年度末をもって終了することから、上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例第5条第1項の規定に基づき、平成22年度からの3年間について、見晴台公園の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、この者を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、提案の理由の説明にかえさせていただきます。

議案第14号見晴台公園の指定管理者の指定について。

見晴台公園の指定管理者を次により指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、施設の名称と所在地。

名称、見晴台公園。所在地、空知郡上富良野町光町3丁目。

2、指定管理者となる団体の名称等。

住所、空知郡上富良野町中町1丁目1番8号。

名称、社団法人かみふらの十勝岳観光協会。

代表者、会長宮下吉勝。

3、指定の期間。

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで。

以上、提案説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 何点が質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点は、議員の全員協議会、それから総務

産建の中で資料5ということで、見晴台公園の指定管理の候補者選定に至る経過ということでありました。その中で、受託意思の確認というようなことで、9月16日から随時ということで行っております。

私は、やはり観光協会に特定してあれするというのであれば、それ以上に観光協会として積極的にやるという意思表示が強くあるべきだと信じていました。

たまたま見晴台公園の指定管理の選定委員会、これは11月17日の会議録を見ますと、委員はそれぞれ1号から4号指定委員と、それから5号の施設委員ということになっておりまして、その中の質疑の中で観光協会の意欲はどうなんだということで質疑がありました。

この会議録に載っているには、担当者のほうは8月中旬ごろから意向調査をしたと。そして、その次に、ほかにやるところがなければ引き続き受けてもよいというような観光協会の意思があったということなのです。やはり私は、観光協会に引き受けるという経過の何点が、これだから観光協会に、言うなれば公募しないでやるのだという条件がある以上、こんな形でいいのかというのが1点疑問が起きました。その関係で、まずお尋ねをしたいと思います。

それからもう1点は、この11月17日、それからもう一つは全員協議会の中で自己評価表の提出を10月7日受理をしたということになっております。その関係で、この自己評価表の内容、それからもう一つは町の自己評価もしているのです。そうすると、それらの関係の内容的にはどうなっているかということでお尋ねをしたいと思います。

それから3点目は、今回、平成19年から21年の3年間の事業計画、それからもう一つは自主計画書を見させていただきました。そうすると、できなければできないで、その後、例えば19年度を超えてできなければできないで、20年度はどう展開していくかということの具体的な事例の流れが全然見えてきていないのです。

ということは、場合によっては今度は22年から24年までやると、そういうことも今それであればいいのではないかというような感覚でとらわれたら困るので、一つは、私はパークゴルフ場をCSTが受けたときに、18年から20年まで、事業計画を3年間同じものをばっばと並べているのです。今回も同じです。観光協会の19年度から21年度、それから22年度から24年度の項目が同じなのです。そうすると、自主事業や何かをやるやると言っても全然していなかったです。それで私は単年度の評価をし、それから3年間の総合評価をすべきだと

いうことで言って、今、CSTは大幅に改善されまして、一応そういう形で進められています。

ですから、今回も観光協会が受けて、19年度からの流れを見るとそういうことが感じられないし、それからもう一つは担当の所管として、単年度の評価でどうやっているかということをお聞きをしたいと思います。

それからもう1点は、自主事業の関係です。19年度から21年度、例えば委託料233万1,000円やって、そしてその他の関係で82万2,000円、観光協会を持ち出すというような形になっています。その中で、案内所の業務ということで32万2,400円出ている形になっています。これは、ある面でそれ以外の82万2,000円の中の32万2,400円をよいとしても、その他の事業の展開が全然なっていないのです。

それで、例えば、平成20年度の上富良野町観光協会の広域事業会計収支計算書というのが情報コーナーにとじられております。私それを見ました。そうすると、当初予算274万1,000円、補正予算22万円の減、トータルで252万1,000円ということで、当期決算が251万5,242円というのは見晴台公園の管理運営費の全般になるのです。

そうすると、251万5,242円という当期決算から、町が支出をしました233万1,000円、この差し引きが18万4,242円ということで、自主的に観光協会がこの事業を受け持って18万4,242円を支出する、負担をしているということで、本来的に82万2,000円のうちの32万の賃金を除いた部分が負担をすることになっているが実質的にこういう形になっています。

そうすると、82万2,000円から18万を引くと63万7,758円になるのです。そうすると、今回55万4,000円を233万1,000円から288万5,000円にするということは、ある程度、今期は観光協会はこれだけ負担しているから、その部分も見てもらわなければ困りますよという形になったように推測をしているのです。

ですから、63万7,750円のうちの55万4,000円も今回の委託するようになれば、金額の経過かなという気がするのです。今、3点等の質問をいたしましたので、その点の経過等も含めて明らかにしていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村議員の4点ほどの御質問にお答えいたしたいと思います。

まず今回、指定管理者の候補者として選定しましたかみふらの十勝岳観光協会につきましては、既に

現行で指定管理をしているということで、その実績をどのように評価されたかというものが中心の御質問になっているかと思えます。

まず1点目につきまして、この指定管理3年間の途中でありますけれども、締めくくりとして3年間にわたる指定管理期間の自己評価をお願いしております。この評価の結果につきましては、第1回の指定管理選定委員会で町側とみずから行った両方のものについて審査を行っております。この中で、その評価結果を今回新たな指定管理の中の仕様書に改善を図って読み込んでございます。

この内容につきまして、ほかの質問の中で若干関係しますので、この仕様書の見直し点につきましてまず御説明して御理解を賜りたいと思えます。

まず、費用の面、先ほど本体の観光協会からの持ち出しが実質発生していたという御指摘、御発言がありましたけれども、実際のところそういう実態にあったということをこちらでも確認してございます。

これらの大きな要因につきましては、当初見積もりましたこちらの指定の要領におきまして、人件費につきましては案内所で行います物品の販売、それからいろいろなイベントに際しまして施設の使用料を財源として、その人件費につきましてはそれらの収入を充てるという大前提で、おおむね2分の1の費用を仕様の中で見込んでおります。

ただ、結果といたしまして、いろいろな資材費の高騰とか、費用の大きな変動が発生したこと、そのほかに見込んだ収入が上がらなかったという見込み違いが多分に反映いたしまして、結果的に指定管理を受けた本体の経営に圧迫を与えたという反省点がございます。

また、今回の仕様の中では、肥料とか必要の消耗品について細かく積算することによって、結果的に総体55万余り現在のものよりふえたという実態があります。

そういう経過もございまして、まず1点目の御質問に戻りますけれども、今後3年間の指定管理を受ける際にそれらを継続していただけるかどうか。いただけないとなれば、新たな選定方法、公募による方法、それからほかの指定管理にそぐう団体を事前に協議を進めなければならないという実態がございました。その関係で、観光協会側に意思確認ということで、8月から事務レベルで打診、それから9月16日に正式に打診を行っております。

この経過につきまして、第1回の指定管理選定委員会の中で、議員御発言のとおり意欲的に欠けるといような要素が若干出ておりまして、そういう発言を委員の中で取り交わした経過がございまして

ども、実は裏側がございまして、現在と同じ指定管理の仕様書ならば本体まで費用負担を発生させるような状況にあるので、そのままではちょっとお引き受けするのは難しい。ただ、観光協会にかわるものがない場合はやむを得ず引き受けることはあり得ると。ただ、仕様書の中で改善を見ていただき、そしてそれらを反映できるバックアップや見直しを加えられるのならば積極的な姿勢に立つという裏側の話が実はございまして、それに沿いまして、先ほど申しましたとおり自己評価、そして町で行った評価を加えて、仕様書の中身をかなり精査いたしまして見直ししてございます。

この3年間の単価の見直し額につきましては、総体で116万2,000円ほど3カ年でふえますけれども、これは現行の3カ年の実績によって算出された適正な委託予定費として私ども指定管理候補者のほうと打ち合わせをすり合わせたところでございます。

あと、自己評価表につきまして御説明いたしますけれども、指定管理者側がみずから行った自己評価につきましては、第1回の指定管理者会議の中でもんだわけですけれども、大きくはやはりもくろみどおりの歳入が上げられなかったということが大きな要因になっておりまして、例えばですけれども5点満点の評価を自己評価したところ、3人の業務に当たる職員みずからが評価したところによりまして、11項目めに、芝生、花、植木等の維持管理状況というものを評価していただいております。この評価については、2点、1点、1点ということで、可もなく不可もなくという状況が3点の評価になりますから、自己評価においてもかなり劣った管理状況であったという評価をしております。

この大きな要因につきましては、やはり肥料が当初もくろんだよりもかなり価格が上がったということで圧迫の要因になっている。それから、なかなか目が行き届く管理体制をとれなかったという反省点がございまして、これらの費用面をバックアップすることで今回の仕様の読み込みとなっております。

それから、大きく評価点数の低かったのが、第29項目めの利用料金収入実績のところ、これは3人とも、1点、1点、1点、平均の3点を大きく下回って、この1点レベルというのはかなり改善が必要。また、この利用料金を管理経費の中に大きく見積もってといいますか、事業計画を組むのはかなり難しいという要素が反映されてございます。

このため、利用料金並びにいろいろなイベントに伴う負担金などを徴収して自主事業を計画してございますけれども、それらを確定した形で事業を組むのが難しいということを双方で、町のほうでも、ま

た、観光協会側でもお互いに確認いたしまして、できるだけ努力の目標は立てますけれども、それらを固定財源として自主事業を組むことについてはかなり困難がある。それで、町側としても同時に集客力を高める要素として、隣接した開発局が管理する道の駐車帯、それからトイレ、それから方滑り型の見晴展望公園ですか、そこらの一体の集客効率を上げるということで開発局側とも施設改善のもくろみを立てておまして、今後具体的に動く可能性は秘めておりますけれども、いつどのように改善されるかという確定要素がないというところで、3年間の自主事業につきましても、余り明確な形で書き込むと指定管理者側で大きな負担になる可能性がある。

ただ、観光協会みずからが指定管理以外の要素で町全体の産業間の連携、それから観光振興の役割を担っておりますので、そちらの本体事業のほうで配慮をいただくというような部分も残されてございまして、それらを評価して今回の指定を行いたいという考え方を持っております。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 3年間の反省の中から仕様書の見直しをということで、今、課長から答弁をいただきました。

現実に僕は19年から21年と、それから22年から24年の予算的なものを全部対比をしてみました。確かにそういう点では本体の持ち出し部分ということで、観光協会から実質的な持ち出しは18万4,242円ですけれども、人件費は前期の3年間、32万2,400円ということで、観光協会の自主事業で半分、それから233万1,000円の中で見たということで、これを本体の中に組み入れたということで、今回の予算を見ますと61万8,800円。したがって、今まで持ち出した部分と、それから賃金の関係を見ますと50万6,642円ということで、ある面で今肥料の関係だとかいろいろな関係を見ると、233万1,000円から28万5,000円で54万4,000円というのは、ある面で妥当な数字かなというような感じがします。

ただ、現実の問題として233万1,000円で3年間やった、今度は28万5,000円ということで、もし交互ということになれば、それではどういう形になってくるのかなという感じがいたします。ですから、将来展望としてはやはり大きく金額が変わった段階では、ある面では公募ということも当然視野に入れていかなければならないのではないかという気がいたしますので、その点お伺いしたいと思います。

それから次に自己評価ということで、観光協会もやる、それから町もやる、項目的には何点か私わかりません。ただ、会議録を見ますと、観光協会はナンバー11、12、28、29が非常に劣っていると、それから町の評価は、4、11、25、29と。11と29は同じなのです。11は芝、花の管理、29は利用料金の収入ということでございます。

したがって、一応議長をお願いをしたいのですが、この自己評価、町の自己評価を含めて資料があると思いますので、できれば議員皆さん方に配付をしていただいて、ひとつ今後の参考ということにしたいと思いますので、取り計らいをお願いしたいと思います。

それからもう1点、観光協会の自主事業ということで、平成22年度からのを見ますと、一応協会直営で地域物産PR事業を行うということになって、収入の中に売り上げ90万ということでございます。恐らくこれは、22年度、23年、24年度ということでございます。

したがって、私はこの点で自主事業ということからいえば、やるということで大いに期待をしているのですが、11月26日の指定管理者選定委員会で委員のほうで公以外の料金徴収はどうなっているかと、その中で観光協会としては、3年間の実績では募集したが商業行為を行うことはできなかった。それから商業行為については、シーニックデッキまでの導線、言うなら歩道ですね、これが悪く開発局に要請をしていると。また、協会会員から完結、その場所ですることはやめしてほしいと、言うなら販売等です。情報発信をメインとして町内の店へ誘導していただきたいという意見等があるということでございます。

したがって、この地域物産PR事業、これからの問題ですけれども、具体的な内容の提示、もしくは口頭であったのであれば、その内容についてお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、基本的な選定方法について、公募の方法は検討されるのかという御意見でございます。後ろのほうでも関係しますけれども、この場所で行う販売行為並びにいろいろな経済行為について、町内の商工会、それから関係する事業者などから主に収益を目的とした施設利用は好ましくないというような趣旨もございます。

このことから、どうしても指定管理を行う本来が

公共的立場、公益的立場で運営管理していただくということが大前提でございまして、このような受けられるような業者としましては、商工会、それから想定できますのはシーニックバイウェイの組織など、観光協会も含めて3事業体が当初の候補として上げております。

ただ、広く沿線の観光情報を提供する、それから既存の観光事業者との連携を図るという意味から、どうしても優先的な位置に立つのが観光協会という最終判断をして、個別の協議に移り、その結果を経て選定委員会の中で候補者となるための候補として選定をいただいた結果がございまして。

今後、この運営形態が、この次の3年間の中である程度確定的なモデルができましたら、恐らくこの仕様書の中で詳しく書き込むことが可能になりますので、その時点では公募の要旨も出てくるのではと。設置から3年間経過したところですけども、施設自体の問題点、それから経営についても収益を当てにしたような経営が難しいという条件下にある中で、今後そういう一般の公募の中で受けていただけたら出てくるのか、残す次の3年間を得て合計6年間の中で探る手法は検討してまいりたいと思っています。

次に、運営方法の中で、その場で完結するようなことはやめてくれと、要するに施設自体の設置目的、そして運営する趣旨が観光案内を主に行い、既存の産業間、商業、観光が主になりますけれども、農業の生産物などを通じて地元の加工物品に限る販売体制を基本として運営するという申し合わせがございまして、そこら辺がなかなか難しい、事業展開がある程度の縛りがかかっているというところがございます。

特に農産物の加工品につきましては、現在、商工会側のまちづくり委員会のほうで新たないろいろな商品開発が行われておりまして、そちらのほうともタイアップも含めて、案内所内の売店機能をさらに高めていきたいという意欲をお聞きしておりまして、観光協会だけで現在進めないということで、今後の協議の中でいろいろな事業展開を図っていくという観光協会側からの意欲はいただいております。

独自に動けないというところがあるということもこちらで承知しておりますので、今後の経営に期待したいと考えてございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 課長の答弁で、観光協会の自主的な形では大変な状況ということは、私もこの資料をずっと二日ほど目を通させていただいて理解をいたしました。

ただ、考え方として、将来展望として、例えば芝、花壇の管理と、それからもう一つは観光案内所の関係と、やはり将来は課長の言うように3年、3年、6年の経過ということになるので、将来としてはそうしていかなかったら、あそこで物品販売、もう産直的な形はだめで、町の中に誘導ということになると、純粋な観光案内ということになればそういう形で進めざるを得ないのかなという気がしますので、その点はまた今後を見守りたいと思います。

最後に1点ですけども、自己評価の関係で、私はやはり単年度、単年度の評価をし、それで例えば22年度の評価をやって、そして23年度の改善策を出してもらおう。それからもう一つは、その繰り返してトータル的に3年の関係ということで、ただ僕はパークゴルフ場の関係からそういう指定管理者のあり方として、やはり3年間全部任せるというのではなくて、単年、単年の事業評価を私はしていったトータル的に3年の評価ということにしていかなければならないのではないかと思いますけれども、その点をちょっと確認をいたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 9番中村議員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、評価の方法になりますけれども、現行の3年間につきましては当初結んだ協定書に基づきまして、いろいろな提出書類、報告方法を規定してございます。ただ、この現行の協定書の中に自己評価という要素がございませんでしたので、次期の3年間につきましては単年度ごとの評価、それから指定管理終了後の3年間の総合評価ということを協定書の中にしっかり書き込みまして、評価制度を制度的に固めてまいりたいと思っています。

事例として挙げられておりましたパークゴルフ場につきましては、既に新しい協定書に切りかえられておりまして、新しい協定書につきましては単年度の評価項目をつけ加えて様式を改めてございます。

あと、先ほどの質問の中で評価書の資料、3年間の自己評価と、それから町のほうで行った評価の資料につきましては、議会の方で求めがあれば提出する準備がございます。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この指定管理の記した中では、観光協会は幅広い事業の展開が期待できるというふうになっているのですが、実際見てみますと期待できないのです。

この評価自体がちょっとおかしいと思うのですけれども、この間、協議会の中で町長は、こう

いう物品の販売だとかを町に誘導するという機能そのものが、ここには期待できないというようなことを言われていまして、この方針転換だと思うのですが、この点は町長それにかわるような何か対案というか、お持ちなのかどうなのかお伺いしたいというふうに思うのですが。

今、担当課長の説明でしたら、ここにも書いてありますけれども物品販売についても制約はあるということで、なかなかそこは地元の関係ですからいろいろあるのだらうと思いますが、そうすると本当に私から見れば公園管理だけしてもらって、それだったら売店も要らないのではないかと。本当に280万円も出して管理してもらおうというお金自体の効果そのものがどうなのかと思うのだけでも、設置した以上はそれをきちっと履行してもらわないとダメなので、その点は本当に割り切って地域誘導だけ、案内だけという形の方向にするのかどうなのかということも含めた中で町長はどのように考えているのか、これは担当者任せということだけでは済まない話なので、これは町長の見解についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思ます。

事前の議論の中には種々御意見もいただきましたし、町としましても今の現状ではルート237号線上の地の利はありますけれども、形状からすると難があるということでございまして、関係の国にも改善の求めをしているところであります。

そういうことから含めまして、今この22年度から新しい3カ年間の活動の実績をしっかり踏まえて、本来の目的でございまして町の中に国道を多く利用されている方を導くという機能もしっかり果たせるように、この3年間の中で改善の要望なり活動の検証をしていきたいというふうに考えてございますので、繰り返しになりますけれども、国道237号線は夏を中心に非常に多くの方が往来してございますので、そういう地の利をしっかりと生かして本来の目的が果たせるような、そういうことがしっかりと定着できるような検証をこの3年間でしてまいりたいと思ますので、もう少しお時間をいただきたいというふうに思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 将来的にはそういった物品の販売も含めた中でやりたい、あとは地元にも流れるような誘導体制もつくりたいということで、活用の仕方によってはあそこは恐らく生きるのだらうと思ます。そういった点はもっと模索しながらやっ

ていかないと、ただ置いてあるということでは問題なので、この点は全面的に見直して、時間もかかるでしょうけれども改善をする。何が一番求められているのか、何をしたらいいのかということで考えながら実行ある計画を打ち出す必要があると思ます。この点を確認しておきたいと思ます。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 今、言われましたので、私どもも今の現状のままでもいいということではございません。課題認識を持っていますので、といいながら町内のいろいろな業としていらっしゃる方々の御理解、御支援がないとなかなか目的も果たせませんので、そういう議論の中で、多分しっかりした役割分担をすることも可能だと思ます。

そういう意味では、しっかり関係の団体、関係の方々との協議の中でそういうすり合わせをしながら効果を上げられるように、その実現に向けた検証をしてみたいと思ますので御理解を賜りたいというふうに思ます。

議長（西村昭教君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決したいと思ます。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第15号

議長（西村昭教君） 日程第16 議案第15号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第15号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20国債）請負契約変更の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省の委託工事として平成16年から事業を実施しているものです。

現在、平成20年国債事業として、大北土建工業株式会社により施工中の魚道工1基及びダム魚道工2分の1基整備におきまして、抜根及び現地すき取り物が設計数量よりも少なかったため、契約金額を51万4,500円減額変更するものでございせん。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第15号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20国債）請負契約変更の件。

南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H20国債）請負契約の締結（平成20年12月17日議決を経た議案第19号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。

契約金額（変更前）6,772万5,000円、  
（変更後）6,721万500円。

以上、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第16号

議長（西村昭教君） 日程第17 議案第16号北24号排水路支線整備工事（H20国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第16号北24号排水路支線整備工事（H20国債）請負契約変更の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成20年国債事業として、株式会社アラタ工業により施工中の排水路と床固工事において、築堤工法の一部変更による費用増加の一方で、現地すき取り物を演習場内で再利用できたため、処理費が大きく減少したことなどにより、結果として契約金額を139万6,500円減額するものです。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第16号北24号排水路支線整備工事（H20国債）請負契約変更の件。

北24号排水路支線整備工事（H20国債）請負契約の締結（平成20年12月17日議決を経た議案第18号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。

契約金額（変更前）7,766万8,500円、  
（変更後）7,627万2,000円。

以上、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第17号

議長（西村昭教君） 日程第18 議案第17号ヌッカクシ富良野川支流整備工事請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第17号ヌッカクシ富良野川支流整備工事請負契約変更の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事につきましては、防衛省所管の障害防止事業として、高橋建設株式会社により、演習場内多田廠舎近傍のヌッカクシ富良野川支流に砂だめ工1基を施工中のものでございますが、抜根及びすき取り量の増加、またバイパス水路工において、張り芝と簡易ゲート費用が増額となったため、結果として契約金額を115万5,000円増額するものです。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第17号ヌッカクシ富良野川支流整備工事請



負契約変更の件。

ヌッカクシ富良野川支流整備工事請負契約の締結（平成21年7月27日議決を経た議案第5号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。

契約金額（変更前）5,050万5,000円、（変更後）5,166万円。

以上で、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第18号

議長（西村昭教君） 日程第19 議案第18号北24号排水路支線整備工事（H21年国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第18号北24号排水路支線整備工事（H21国債）請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛省の補助事業として、平成17年度から事業を継続実施しているものです。平成21年国債の工事の内容につきましては、平成20年国債で2分の1基施工中の床固工について残りの2分の1基を施工するとともに、ダム工1基を施工し、当該継続事業の完了を目指すものです。

入札に当たりましては、町内業者を含む5社を指名いたしまして、12月8日に入札を行った結果、株式会社アラタ工業が8,380万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の8,799万円でございまして、落札率につきましては、93.66%でした。

参考までに、2番札は新井建設株式会社の8,440万円でございました。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第18号北24号排水路支線整備工事（H21国債）請負契約締結の件。

北24号排水路支線整備工事（H21国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、北24号排水路支線整備工事（H21国債）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、8,799万円。

4、契約の相手方、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役荒田政一。

5、工期、契約の日から平成22年12月24日。

以上、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第20 認定第1号

#### 日程第21 認定第2号

議長（西村昭教君） 日程第20 認定第1号平成21年第3回定例会で付託されました議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び日程第21 認定第2号平成21年第3回定例会で付託された議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件を関連がありますので一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長長谷川徳行君。

決算特別委員会委員長（長谷川徳行君） 決算特別委員会審査報告を、朗読をもって御報告申し上げます。

ます。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成21年第3回定例会において、閉会中の継続審査に付された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成21年12月9日、決算特別委員長長谷川徳行。

記。

付託事件名。

議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件。

#### 1、審査の経過。

本委員会は、平成21年10月7日、8日、9日の3日間開催し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行い、全体による質疑応答を行った上、各分科会から審査意見を求め、これをもとに全体で審査意見書を作成し、理事者の所信をただし表決をした。

#### 2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については早急に改善、または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。

特に別記、平成21年度上富良野町決算特別委員会審査意見書について善処されたい。

なお、別記、平成21年度上富良野町決算特別委員会審査意見につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、決算特別委員会審査の報告といたします。

議長（西村昭教君） これをもって、決算特別委員長の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、平成21年第3回定例会で付託されました議案第4号平成20年度上富良野町各会計歳入歳

出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、平成21年第3回定例会で付託された議案第5号平成20年度上富良野町企業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

#### 日程第22 発議案第1号

議長（西村昭教君） 日程第22 発議案第1号サンルダム本体工事凍結解除を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま上程されました発議案第1号サンルダム本体工事凍結解除を求める意見の件を朗読をもって提案にかえさせていただきます。

発議案第1号サンルダム本体工事凍結解除を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

裏面をごらんください。

サンルダム本体工事凍結解除を求める意見書。

北海道第二、国内第四の長大河川の天塩川は、北海道北部における社会、経済、文化の基軸をなす重要な河川であり、北海道遺産にも選定されております。

天塩川流域では、水系の恵みによって、主に稲作、畑作、酪農のほか、河口部では漁業が盛んに行われておりますが、開拓以来幾たびとなく洪水が発生し、家屋や農地に甚大な被害をもたらしております。

また、近年では、まとまった雨と融雪による出水が重なったこと、さらに発達した低気圧により山沿いで多量の雨が降り、河川の水位が上昇し、天塩川水系名寄川では危険水位を超過したのを初め、各地で警戒水位に達するなど、年間二度も出水被害に見

舞われ、また、異常渇水も起きており、地域住民にとって多大な脅威となっています。

このような状況のもと、流域における住民の生活安全と農業など経済活動の安定を期するためにも、サンルダムは極めて重要な多目的ダムと位置づけられており、流域や地域の住民にとって安心安全な日々の生活、安定した水利の拡大による生活向上に大きな期待を寄せているところであります。

現在、道道下川雄武線の付け替え道路工事が鋭意進められておりますが、昭和63年の実施計画以来21年の歳月が経過している今、本体工事凍結の解除並びにサンルダムを含む天塩川水系河川整備計画の着実な実施を要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣副総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣にあてて提出したいと思います。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番 米沢義英君。

5番（米沢義英君） サンルダムの本体工事の凍結解除という意見書が出てきております。

皆さんも御存じのように、全国的にダム建設についてはその効果を見きわめながら、必要な部分と必要でない部分については中止にするという方向で動いております。

この意見書にも書かれていますように、私たち日本共産党は前からサンルダム等については環境破壊の問題、ここにはヒメマスやヒメギフチョウという、またヤマメなどの希少動物、生物がたくさん生存するという形の中で、これは絶対まかり通らない、ならないということで主張してきました。

この意見書の中にも、北海道遺産にも選定されているというだけあって、そこは自然の宝庫で本当に貴重な自然がたくさん残されているという問題があります。

そういった点で、意見書を提出された方にお伺いいたしますが、こういったものを全く否定されるおつもりなのかお伺いいたします。

二つ目には、稲作、畑作、酪農等をされている方がおります。そういう意味では、非常に水利の確保という点では重要になってきているかと思えます。

また、ここで言われているのは、洪水等が発生した場合の対策のためにもダム建設は必要だということが言われておりますが、実際こういう問題につい

てその必要性があるのかどうかという点で、私は非常に疑わしい状況があるというふうに考えていますが、この点はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

また、国土交通省の資料を見ましたら、サンルダムの位置づけというのは費用対効果でも1.6という非常に低い位置にあるということを見ても、このダムの建設をしなくても十分洪水の調整機能も図れるような対策ができるのだと考えています。それは従来から行われている調整池の設置、あるいはダムの堤防のかさ上げ、あるいは床を下げるとか、そういう対策をやれば十分洪水等にも耐え得る対策ができるわけですから、そういうことを国は今まで行ってこなかったということが問題だと思えますが、私はこういう部分も含めて提案者がどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 3番 岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいまの5番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

皆さん御承知のように、今回の事業仕分けによりまして、このサンルダム本体工事凍結ということの内容が国から示されたということで、確かに今回の事業仕分けにつきましては多くの国民からは斬新的で高い評価を受けている実態にありますけれども、しかしながらそれに関係する自治体及び地域の住民にとりましては、本当に死活問題となっているのが現状でございます。

我が町においても、この事業仕分けにおいて既に影響がありました。今後におかれましてもそういったことが予想されますけれども、このサンルダムにおいてもその事業仕分けの中で示されはしましたけれども、本来であれば事業凍結の前に当該自治体及び地域住民としっかり協議した中でこういうことがなされるべきというふうに考えております。

そんなことから、まず凍結を解除していただいて、それから十分な協議に入っていただきたいというふうに考えています。

また、生態系の問題でありますけれども、確かにそういった埋没するところでそういった生態系の問題もありますけれども、サクラマス、ヒメマス等については既に魚道等の研究が十分なされて、そういった方向で進んでおりますし、このダムの形状をとりましてもCSGといった、これまでのコンクリートだけのダムではなくて、砂れきを利用した表面をコンクリートで覆うといったような内容で進められていると聞いています。

そんなことから、水の調整を図ることができるということは、渇水期における水の調整によって下流の生態系も保たれるというふうに考えております。

それから、水利といった部分については、我が町にも幾つものダムを有しておりますけれども、この点についてもこれまでこの地域は何回も水害によって家屋の浸水並びに農地の埋没ということでかなりの被害を受けている実態にあります。

そんなことから、地域住民の安心安全を初めとして、農作物の確保をきちっとした栽培ができるということを踏まえ、非常に重要なものだということに考えています。我が町でも、そういったことで大雨による水の調整は、農地をこれまでも保全してきているということに考えています。

それから、堤防のかさ上げをして対策してはというお話がありましたけれども、堤防をかさ上げすると、万が一かさ上げた堤防が崩壊すると、これまで以上の被害があるといった事例もありますし、そういった観点から、同じ上川でそういった問題を抱える自治体に対して、我が町も凍結を解除していただいて、さらに十分協議していただくといった意味も含めまして今回の発議に至りましたので、その辺どうぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 提案者は、この文書をよく読んでいるのかと思われるのですが、最後の末尾のほうに本体の工事凍結解除並びにサンルダムを含む天塩川水系の河川整備の着実な実施を要望したいと書いているのです。凍結だけではないのです、これは確実に建設をするという前提でこの文書が出てきているわけですから、その点きっちり文書を読んでもらいたいと思います。

堤防のかさ上げについては、今までされている部分もありますが、ほとんどとってされていないというのが実態なのです。そういう意味では、そういった部分に対するかさ上げやしゅんせつも含めた対策をとれば、専門家の話では十分洪水に耐えるようなことが可能なんだということを言っているのです。

例えば、国の基準は、どうして洪水が起きるのかということで積算した資料だとか文書を見ましたら、いわゆる100の水をためる機能があるとしたら、70%で洪水が起きるのだという設定なのです、単純なことを言えば。そうすると、もう既にこの区域でも洪水が起きる、だからダムが必要なんだということで、ダム建設ありきを前提にしていて、そういうごまかしの数値を使ってやっているというところに問題があるわけです。

もう一つは、雨が降るといのは、例えばダムをつくった部分に雨が集中すれば、それは一定の効果はあるでしょうけれども、今見ていましたらそこに

雨が降るとい前提は想定されません。いろいろなところで集中的に豪雨になって雨が降るということも出てきますので、そういうことを考えたらダムの役割はそれは必要だと思いますが、そういうことも含めて考えたら、ダム建設ありきという根拠は全くないということが出てくるわけです。

もう一つ、住民に説明するという点では、私は今の民主党政権における一方的なやり方については全く同意ができません。また、事業仕分け等についても、住民の切実な部分まで予算を削るという点では見直しが必要だという点ではあなたと同じ立場であります。

ただ、こういった無駄な事業を推進するという点、また事実と道理に照らしてダムの建設を含めた見直しを行うということが今求められています。そのためには、森林整備だとか、地域住民が長くから行ってきた水をためる調整池の設置、堤防のかさ上げなどを行い、十分その対応ができるわけですから、これを徹底的に国に対して要望して改善を求めれば、この洪水等が防げるという状況です。

また、サンルダムにおいては、いわゆる魚道を試行的につくってあるのですが、結果どうということが起きたかということ、なかなか上にサケだとかマスが遡上していかないという問題が起きました。そういう意味では、そういう問題も実際調査統計としてありますので、そういうことも含めた場合に、いかにダムをつくることによって自然が壊されるかということも実際証明されているわけですから、そういうものも含めて今回のサンルダムの本体工事凍結解除を求めるこの意見書というのはいかがなものかと私は考えますが、もう一度確認しておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいまの5番米沢議員の質問にお答えしたいと思います。

事業仕分けという点では、議員も私と同じ意見だということでもありますけれども、このサンルダムが果たして無駄か無駄でないかということは、そこに関係する自治体及び地域の方々が一番問題になっている部分だと思います。

そこまで私が承知しているかといえば承知していない実態にありますけれども、その部分においてもぜひ凍結解除を見直し、新たに地域住民としっかりと協議すべきだという観点からも、今回は意見書の提出をしたいと考えています。

それから、堤防の問題等々さまざまな部分においても、私がそこまで周知できているわけではありませんけれども、そういったことも含めましてしっかりと解除した後この協議に入っていたらいいという

う思いから今回の意見書を提出したいと考えています。

以上、よろしく願います。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

それでは、これより討論を行います。

5 番 米沢義英君。

5 番（米沢義英君） 私は、今回のサンルダム本体工事凍結解除を求める意見書に反対の立場から討論したいと思います。

第一番目には、今回のこの意見書は、もう既に本体工事の着工ありきという形の中で進めるという点で大きな問題を残しています。

二つ目には、あのサンルダムにおける天塩川水域については、希少動物、生物が息しているという問題であります。アメマスやヤマメなど数多くの貴重な植物、生態があります。それがダムを建設することによって、どんどん激減していくという大きな問題をはらんでいます。

また同時に、魚道の仮設調査でも明らかになったのは、サケ、あるいはサクラマス等が上に上がらないという問題が明らかになってきています。

また三つ目には、現在の洪水、あるいは対策等に至っては、調整池等やあるいはしゅんせつ、堤防等のかさ上げを行うなど、具体的な対策を行えば十分それを改善できる余地があるということを主張しておきたいというふうに思います。

また、利水においては、今全国的にも人口減という形の中で、上富良野町でもそうですが、給水人口がどんどん減るという傾向が見受けられ、名寄市等においてもその傾向が見受けられています。そういう意味では、十分現状の対策でも水の確保や畑作に係る水の供給は十分確保できるということであり、また同時に、住民との対話というのは当然必要でありますから、それは大に行うべきだと考えます。

いずれにいたしましても、住民の理解を含めた中でのこの問題という点では賛成できる部分はありますが、しかし、将来的な費用対効果も含めた場合については、今回の意見書提出については、私は反対の立場で討論を終わらせていただきます。

議長（西村昭教君） 次に、本案に賛成する討論の発言を許します。

6 番 今村辰義君。

6 番（今村辰義君） 私は、サンルダム本体工事凍結解除を求める意見につきまして、賛成の立場で討論を行います。

サンルダムは、昭和 63 年から実施計画に着手し、平成 5 年に建設に着手しました。総事業費は 528 億円で、平成 21 年度末までの投資額は約 275 億円であります。進捗率は 52% に達し、平成 25 年度に完成の予定であります。

サンルダムは、治水、利水、発電、河川環境改善等の多目的ダムとして、北海道の天塩川流域住民にとって非常に重要なダムであります。流域に住む人々は、一日も早いダムの完成を願い、安全安心な日々の生活と安定した利水の拡大による生活向上、生産向上を強く願って今日に至っております。

しかしながら、近年においては、平成 18 年 5 月と 10 月に年間二度に及ぶサンル川流域、名寄川流域の洪水被害、また、平成 19 年には異常渇水が起きており、自然災害への対応が急務となっております。

このたび、国土交通省から示されたダム事業の見直し方針に対して、流域に住む人々の安心で安全な暮らしを守るために、国に対してサンルダム本体工事凍結解除を求める意見書を提出することについての賛成討論といたします。

議長（西村昭教君） 次に、本件に反論する討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、発議案第 1 号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

### 日程第 23 閉会中の継続調査申出の件

議長（西村昭教君） 日程第 23 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、各委員会において別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の

審議は、すべて終了いたしました。

閉 会 宣 告

議長（西村昭教君） これにて、平成21年第4  
回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 0時12分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年12月16日

上富良野町議会議長                      西    村    昭    教

署名議員                                  渡    部    洋    己

署名議員                                  佐    川    典    子